

決算特別委員会記録（第1号）

令和6年9月9日 月曜日 午後2時28分開議

委員長 坂 本 健太郎

副委員長 鈴 木 法 学

出席委員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	亀 井 博 人	委員
3 番	今 田 浩 徳	委員	4 番	鈴 木 啓 太	委員
5 番	坂 本 健 太 郎	委員	6 番	田 中 功	委員
7 番	山 科 春 美	委員	8 番	鈴 木 法 学	委員
9 番	辺 見 孝 太	委員	10 番	渡 部 正 七	委員
11 番	新 田 道 尋	委員	13 番	伊 藤 健 一	委員
14 番	山 科 正 仁	委員	15 番	高 橋 富 美 子	委員
16 番	佐 藤 卓 也	委員	17 番	小 野 周 一	委員
18 番	小 嶋 富 弥	委員			

欠席委員（1名）

12 番 八 畝 長 一 委員

事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	局 長 補 佐	高 橋 智 江
主 事	小 野 一 樹	主 事	秋 葉 佑 太

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

新田道尋臨時委員長 ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、新田道尋が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者は八鍬長一委員の1名です。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

新田道尋臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に坂本健太郎委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました坂本健太郎委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、坂本健太郎委員が委員長に当選されました。

それでは委員長と交代いたします。

御協力誠にありがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

坂本健太郎委員長 ただいま決算特別委員長に当選いたしました坂本健太郎でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

坂本健太郎委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に鈴木法学委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました鈴木法学委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鈴木法学委員が副委員長に当選されました。

鈴木法学副委員長、よろしくお願いいたします。

散 会

坂本健太郎委員長 それでは、9月18日水曜日午前10時より決算特別委員会を本議場において開

催いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 2 分 散会

決算特別委員会記録（第2号）

令和6年9月18日 水曜日 午前10時00分開議
委員長 坂本 健太郎 副委員長 鈴木 法学

出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
3番	今田浩徳	委員	4番	鈴木啓太	委員
5番	坂本健太郎	委員	6番	田中功	委員
7番	山科春美	委員	8番	鈴木法学	委員
9番	辺見孝太	委員	10番	渡部正七	委員
11番	新田道尋	委員	13番	伊藤健一	委員
14番	山科正仁	委員	15番	高橋富美子	委員
16番	佐藤卓也	委員	17番	小野周一	委員
18番	小嶋富弥	委員			

欠席委員（1名）

12番	八 鍬 長 一	委員
-----	---------	----

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山 浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋 学
上下水道課長	阿部和也	会計管理者 兼会計課長	加藤 功
教育長	津田 博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	今田 新
監査委員	須田泰博	監査委員 事務局長	伊藤幸枝

選挙管理委員会
委員長
農業委員会
会長職務代理者

武 田 清 治
笹 行 也

選挙管理委員会
事務局
局長
農業委員会
事務局
局長

井 上 徹
大 江 周

事務局出席者職氏名

局 長 山 科 雅 寛
主 事 小 野 一 樹

局 長 補 佐 高 橋 智 江
主 事 秋 葉 佑 太

本日の会議に付した事件

議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

坂本健太郎委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者は、八鍬長一委員の1名です。

農業委員会会長が欠席のため、農業委員から笹行也会長職務代理者が出席しておりますので、御了承願います。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第42号令和5年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分の休憩を取りながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

なお、本日は午後4時頃の終了をめどに進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方より御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、ただいま申し上げました点につきまして、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

坂本健太郎委員長 それでは、初めに議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め、歳入と歳出においてそれぞれ1人30分以内いたします。

それでは、質疑に入ります。

一般会計の歳入について、質疑ありませんか。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） おはようございます。

私から、7点ほど質問をさせていただきます。

初めに、歳入歳出決算書の8ページ、市税について。

それから、36ページの同じ市税ですが、固定資産税の国有財産等所在交付金及び納付金というふうなことでの項目についてお伺いします。

3件目が、40ページになります。8款のゴルフ場利用税交付金、ゴルフ場の利用税の交付金についてお伺いいたします。

それから、44ページの14款使用料及び手数料、これについては、児童福祉の使用料、備考欄では児童館等使用料についてお伺いいたします。

次に、46ページの同じく14款の使用料及び手数料で、6目の土木使用料、この件についてお伺いいたします。

それから、6番目ですが、62ページの17款財産収入について、これについては、不動産売払収入、土地建物売払収入がありますので、これについてお伺いいたします。

最後に、74ページの21款雑収入、雑収入について、備考欄の喫茶コーナー光熱費についてお

伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、8ページの市税についてですけれども、前年度と比較して不納欠損額が1,615万円ほどと増えておりますけれども、収入未済額は2,354万1,000円と減っております。差引き743万5,000円、未済額が減っておるんですけれども、欠損が生じたために、収入未済額が減ったというふうに考えられますけれども、全体で743万5,000円ほど減っているんですね。これは税収率のアップとか、考えられる要因を教えてください。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 ただいま、税の不納欠損についての御質問をいただきました。

不納欠損については、全体としては前年度と比較して増えておりますが、その中で一番の要因といたしましては、固定資産税の滞納繰越分の不納欠損に当たります。

固定資産税の不納欠損につきましては、事業の廃業、または休止状態にある法人が十数社ございます。その十数社の合計として、固定資産税で1,280万円ほどとなっておりますので、その部分が不納欠損の前年度と比較しまして、増えている部分というふうに捉えております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） それに比例してといいますか、収入未済額が減っているんですが、それとの差を、結果的に前年度対比なんですけれども、743万5,000円ほど減っているという実績があります。

それは、徴収率がアップしたがための収入未済額が減ったということなんでしょうか。あるいは昨年度と比較して、この収入未済額が一番困る状況なわけで、これが減ったということは

いいことだと思っております。その要因などが分かれば伺いしたいということです。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 全体的なところを申し上げますと、先ほど不納欠損額が増えたところで、収入未済額が減っているところが大きな要因と捉えております。

また、収納率につきましては、現年と過年分の合わせた収納率については、令和4年度と比較しますと、若干上がっているところであります。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 今のお答えですと、令和4年度と比較すると、収入未済額が増えたということですか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 収入未済額につきましては、令和4年度と比較しますと減少しております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） それで、私は昨年度来、いろいろと徴収率向上について努力をしてほしいとか、あるいはいろんな地方へ行って徴収率アップにつなげてほしいというふうな話をしたわけなんですけれども、その努力の成果かなんか思ったりもするんですが、そうではないんですか、どういうことか、分析しておりませんか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 収納対策につきましての御質問をいただきました。

先ほどお話しさせていただきましたけれども、収納率については、令和4年度と比較しますと、

現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率では上昇しております。

収納対策といたしまして、滞納繰越分に係る徴収については、財産調査等を実施しながら、差押え等を勘案しながら、収納に取り組んでいるところであります。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 特別昨年度と変わった、徴収活動として考えた手法はないというふうに捉えたんですけれども、やはり現段階で令和5年度で1億5,900万円ほどの収入未済額があるわけですので、ぜひとも徴収についてはいろんな手法を考えられて、納税をいただくようお願いしたいもんだなと思います。

次に、36ページの市税の国有財産等所在市交付金及び納付金について、国有資産等の所在市交付金1,952万円は、どのような内容の交付金なのか。また、年度により変化もありますが、どういう内容のものなのでしょう。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 国有資産等所在市交付金及び納付金についての御質問をいただきました。

こちらのほうの交付金につきましては、国や県が所有している資産について頂いている納付金となっております。

例年、資産の下落等や土地近隣、類似市の評価額を参考にして、交付金を算定することになりますけれども、毎年のように、経年による調査額が下落しておりますので、減ることになりますけれども、令和5年度につきましては、令和4年度と比較しますと増えております。その部分につきましては、県有財産が増えたことによって、増額となっているものです。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。算定基礎もあると思うんですけれども、例えば、このたび財産が増えたというふうなものは、ちなみに何を指しておりますか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 県有資産の増えた部分につきましてですけれども、県のほうから県有資産の届出が出ているのですけれども、これまでであったものについて報告の漏れが1件あったということで、その部分について増額となっているところです。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。

例えば、ただいまは県の財産で資産報告が漏れていたというふうな実態なわけなんですけれども、把握している範囲内で面積とか、それからいつからなのか、教えていただきたいんですが。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 申し訳ございませんが、手持ちに資料がございませんので、回答は控えさせていただきます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。分かりましたら教えてください。

次に、40ページの8款です。ゴルフ場利用税の交付金についてでございますが、ゴルフ場利用交付金が499万3,000円ほどなんですけれども、どこからの交付金なのか、また算定根拠はどのようになっているのか、お知らせをいただきたいんですが。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 交付金、ゴルフ場利用交付金につきましては、県からの交付金となっております。市内にありますゴルフ場の利用人数によって、交付金が交付されることとなっております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 非常に私は理解できない部分がありまして、ゴルフ場の利用者が、税金、会社が県のほうに納税して、それが地方公共団体とか、市町村に交付になるというふうな仕組みですか。

そうであるとすれば、基本的に人数とか、使用金額なり、あるいは納税額なり分かると思うんですが、分かる範囲内で教えていただきたいんですが。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 ゴルフ場利用につきまして、1人1日につき400円となっております。県に納付されましたゴルフ場利用税額の10分の7に当たる額が、市のほうに交付されることとなっております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 400円ですか。私が一応調べたところ800円、あるいは最大で1,200円というふうな数字が出ておったんですが、それは決め方なのか分かりませんが、400円となれば、800円の半分ということで、それ10分の7ということですから、10分の7で400円になったにしても、最低800円、標準額800円か、ちょっとそこら辺は定かではないんですが、基準額から少し劣るのかなと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 ゴルフ場利用税につきましては、標準税率として5級地で800円というふうなことになりますけれども、新庄市の場合は9級地ということで、1人1日につき400円というふうになっております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） すみません、ちょっと聞き取れなかったんですが、5級地、9級地、ちょっとそこら辺を教えてください。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 すみません、滑舌が悪くて申し訳ありません。

5級地が800円で、新庄市の場合は9級ということで、1人当たり400円というふうになっております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。基準に基づいてされている内容だと思いますし、これも年間の利用によって、一応上限、動きがあるようです。

なので、収入としては大事な部分でもあるかと思いますが、ぜひともきちっとした根拠に基づいて進めていただきたいなというふうに思います。

次、44ページの使用料及び手数料の児童福祉使用料で、説明のほうの、備考のほうの児童館等使用料で年間5万円ほど、徴収になっているようです。

今年はなったみたいですが、令和5年はなったようですが、不納欠損や収入未済額が29万円ほどとなっております。これはどのよう

な使用形態と不納欠損になっている、あるいは未収入になっている部分なんですか。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 児童館使用料についての御質問をいただいたところがあります。

児童館使用料につきましては、市内に萩野児童センター、升形児童館等ございますが、そちらを使用された方、集団指導をさせていただいた方の使用料となっております。

児童館等の使用料につきましては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、保育所等の無償化に併せまして、令和元年度から無償化となっておりますので、現年度の使用料というものは残ってございません。

現在、決算で出ておりますが、滞納繰越分、こちらにつきましては、令和元年10月前に納付をお願いした分のものが、残っているというようなところでございます。

ちょうど平成30年頃の使用料の部分で、まだ収納いただけなかった分につきまして、今、納付のほうをお願いしているということで、昨年度は5万800円分、収納いただいたというようなことでございます。

不納欠損になっている分につきましては、なかなか収納いただけなかった部分につきましては、時効5年ということで過ぎた分につきましては、不納欠損というような扱いをさせていただき、現在のところ、収入未済額としては16万5,100円残っておりますので、こちらのほうは、今年度以降もまた納めていただけるお話をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上であります。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。よろしくお願いします。

次に、46ページの土木使用料です。これについては、補正で394万円ほど増額補正されているんですけども、実際は当初予算より少ない収入額になっております。この経緯を教えてください。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 補正をしたということについての経緯でございますけれども、土木使用料の中において道路橋りょう使用料というところに道路の占用料、法定外公共物の占用料ということがございます。

こちらのほうは、主に電柱、電話柱等々の占用料、使用料ということで計上してございますけれども、昨年度、その使用料が極端に多くなったということがありまして、そちらのほうの収入が増えたということが、一つとしてございます。

また、住宅使用料につきましても、調定額のほうで使用料が少し増えたということで、予算としては増加させていただいたという経緯でございます。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 各要因によって補正は組んだんですけども、結果的に収入未済額があって、当初予算の収入額とほぼとんとんになっているというふうな状況みたいですので、ここについても、公営住宅家賃などの収入未済額が結構ありますし、そこら辺の徴収についても、特段の御配慮をいただいて、徴収率アップにつなげていただきたいと思います。

次に、62ページの財産収入で、不動産売払収入というようなことで、土地売払収入3,054万とありますけれども、これはどのような内容な

んでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 では、こちらの土地建物売払収入の内容でございます。

こちらは、旧し尿処理場跡地の一部の売却代金です。仁間野際地区になりますけれども、こちらの事業者さんの希望でもって、賃貸でお貸ししていたんですが、その事業者さん2者から、ぜひ購入したいというふうな希望がございまして、それに対応したものでございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。面積と、それから単価などを教えていただきたいんですが。それぞれ2者だとすれば、それぞれでお願いします。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 こちらが、まず1つ目が、面積が2,704平方メートル、もう一つちょっとすみません、合計していなかったものですから、5,980平方メートルになります。

単価は、標準単価として、1平方メートル当たり1万800円なんですけど、それぞれの土地の種別によって違ってきますので、ここで一概に単価というふうには、お示しすることはできませんけれども、標準単価1万800円から、それぞれの土地の、例えば間口の広さとか、道路からのアクセス状況とか、それともともとが、し尿処理場ですので、それでも減額要素が入っているんで、そういった計算の方式で、売払代金が決定的されております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 当該箇所については、

まだ売れ残っているといいますか、利用用地としては存在し、併せて今後の計画についてはどのようにお考えでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 確かにまだ跡地が一部残っております。こちらは、市の希望としては、できる限り売却の方向で進めたいとは考えておりますけれども、相手方があることなので、そちらの希望に沿った形での賃貸借なり、売却なり、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。残りの面積というのは何ぼぐらいあるんでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 ちょっと計算できていないので、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） お願いいたします。

それでは、最後に74ページの21款諸収入の雑入です。その中の喫茶コーナー光熱費、これは現年度で35万円ほどあるんですけども、ゼロ円の収入だったということで、未済額も46万6,000円ほどあるんですが、この根拠というか、理由を教えていただきたいんですが。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 決算書には、喫茶コーナー光熱水費とございます。行政財産の目的外使用ということで、市民プラザの喫茶コーナーを許可して、営業していただいているわけですけども、この中で、目的外使用の使用料と、そ

れから光熱水費の支払いがありますが、その分滞って来たところでございます。

コロナ禍を経て来客数が少なくなったというようなことで、あおりを受けているというふうなことですけれども、現年度分35万円分というのは令和5年度。滞納繰越分が消し込んできて、令和4年度分がほとんどというふうなことでなっております。

現状も、今年度も支払いを計画的に進めてまいりましたが、消し込みを滞納繰越分から消し込んでいくというふうなことで方針をしておりますので、このような形になっております。

光熱水費ですので、令和4年度よりは令和5年度、令和5年度よりは今年度、できるだけ節約して調定額を少なくしているというような現状がございます。よろしくお願いします。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 分かりました。

回収の見込みはあるんですね。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 催告している中では、計画的な支払いというように求めているので、2年かけて進めるようにというふうなお話しはしております。

以上でございます。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。

以上で終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 私からは2点お願いいたします。

決算書63ページ、18款1項2目ふるさと納税寄附金と、決算書67ページ、21款4項2目北本

町アーケードの事故防止措置に要した費用についてお伺いいたします。

まず、ふるさと納税寄附金、63ページの18款1項2目ですが、令和4年度と比較しても伸びていると感じますが、要因は何でしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 令和4年度と比較して伸びている要因というふうなことでございますけれども、まず、昨年10月から制度改正がありまして、経費を5割以内に収めなさいというふうなところで、マスコミ等でもいろいろ報道されておったことは御存じの方が多いと思いますけれども、そういった部分で9月がかなり、令和4年度と比べまして3倍近く、まずなっているというふうなことです。

それに伴いまして、新たにふるさと納税を始めた方というふうな、ベースの部分も増えたのではないかなというふうに捉えています。ですので、12月の年度末の駆け込みの寄附というのも、令和4年度より1.3倍ぐらいになっているというふうなところです。

加えて、3月にあるポータルサイトのほうで、ポイントのキャンペーンをかなり大々的にやったということで、この3月の収入が令和4年度より3.6倍という形で、かなり増えているというふうなところで、13億円を超える寄附額になっているというところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。

ポイントということで、来年10月からポイント付与サイトからの寄附募集が禁止となりますが、令和5年度はこうしたサイトからの寄附の割合がほとんどかと思えます。9月に駆け込み需要で3倍になったということですが、これからまたこうした駆け込み需要があるのかなとも

思います。

サイトからのポイントの話なんです、こうしたサイトへの手数料は、おおむねざっくりした何割ということでもいいんですけども、何割ぐらいになっているのでしょうか。寄附額の。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 サイトが7つありますが、サイトごとに違いますけれども、7%から10%程度というふうなところで、それぞれなっているところでございます。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） ふるさと納税、頻繁に制度改正がなるようなイメージがあるんですが、経費ですごく苦労している印象があります。こうしたサイトへの手数料というのは、交渉の余地というのはあるのでしょうか。

あるいは、うちのサイトはもう7%なので、載せますか、載せませんかというような形でなっているのでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 手数料の交渉の余地というふうなところですけども、交渉によっては下げることは可能かとは思いますが、各サイトを運営している事業者も、それで収益を得ているというふうなところもありますので、なかなか、1つの団体だけというようなことじゃなくて、やはり全体的に、全国の自治体を網羅しているというふうなところもありますので、そういった部分も含めて、今後交渉の余地があるかどうかも含めて、経費の節減には取り組んでいかなければいけないと思っております。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。

ポイントがなくなって、手数料が変わらないという、何かちょっとふるさと納税の制度に水を差されたようなイメージがあるんですが、寄附する側も、自治体に残るお金が増えるということであれば、ある程度納得するのかなと思います。こうした手数料についても今後注目していきたいと思います。

続いて、決算書67ページ、21款4項2目弁償金、北本町アーケードの事故防止措置に要した費用について伺います。

令和4年度に続き、令和5年度も40万円の納付ということで、このままいきますと、完済までにあと132年かかります。何とか納付額の増額をしていただかなければならないと考えますが、令和5年度の協議はどのように行われたのでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 北本町アーケードの事故防止に関して要する費用ということで、令和5年度決算で令和4年度と同じく40万円ということで、最終的には徴収させていただいております。

協議の中身につきましては、北本町の法人格の決算書を見せていただきながら、その収入状況、財政状況を確認して、無理のないといえますか、最大限できるもの、支払いをしていただける金額ということで、基本的にはやはりなるべく多くというか、一括の返済というところを求めつつも、現実的に可能な、支払い可能な金額ということで、令和5年度については40万円という金額で協議を行ったところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 所有する収益施設からの収益が下がるという前提で計画していくと、この40万円という金額も、今後は怪しくな

っていくのかなと思ってしまいます。

市としては一括納入を基本としているという
ことですが、毎年協議で決まった金額を納付
していれば、延滞金等は発生しないのでしょ
うか。つまり、一括で支払っても、132年か
けても納付する金額は同じですか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 今現在、延滞金とい
うところでの考えはございません。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 公金を充てている
ので、現実的な返済計画を立てていただか
なければならぬと思います。

年間40万円ということは、月額にすると
約3万3,000円という金額が精いっぱい
ということですが、もう少し相談していただ
いて、御負担いただいて、公費を充ててお
りますので、公平性という観点からも、し
っかり返済計画を立てて、現実的に返済
していただければと思います。
よろしくお願いいたします。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 返済につきましては、
毎年協議ということでさせていただいてお
ります。今年度も協議をさせていただいて
おりますので、やはり収入を多く上げる
ために、法人の方々も努力をしていただ
く、その中での支払いの金額をどんど
ん増やして行って、完済に向けていた
だきたいということで協議してございま
す。

今後も、何年の計画でという具体的など
ころまでちょっと行けていないというこ
ろがございますけれども、計画的に納付
していただくようにということで、協
議を続けたいというふうに思います。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 1点質問させて
いただきます。

決算書71ページ、21款4項4目生活保
護費返還金について質問いたします。

収入未済額が昨年度より減少していて、
不納決算額が476万円ぐらいい出ていま
すが、これは主に生活保護費等の返還金
のところだと思いますが、その内容につ
いて教えてください。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長
委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長
兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長
生活保護費の返還金についての御質問
をいただきました。

今回、返還金でございますが、返還金
につきましては、生活保護を受給してい
る方の収入等により、その世帯で収入が
増えたときに、基準の保護費からの差額
が生じるわけでございますが、多く支給
している保護費を、市のほうに返してい
ただくという仕組みになってございま
す。

このたび、償還金が増えてはございま
すが、償還金につきましては、生活保
護を受けている方でございますので、本
当にぎりぎりの生活をしている方でござ
います。その中で、余分だった分を少し
ずつ返還していただいているという形
でございます。

今回、不納欠損ということで460万円
ほど落とさせていただきました。こちら
につきましては、滞納繰越しとして残
っていた金額でございますが、こちらの
ほうの大半が、もう死亡されている方
でしたり、どうしても資力のない方で、
納付能力が極めて低いということで、5
年の時効もございましたので、昨年度
整理させていただいて、落とさせていただ
いた金額になってございます。

以上でございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 中小企業を直接支援する補助が少な過ぎるということがあると思います。中小企業に直接支援するとともに、市民に直接支援して物価を冷やす。そのためには、国として消費税を下げる施策などが必要ではないかと思うんですが、国に求めるべきと思いますが、どうでしょうか。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。質問の際は、ページ数、款項目、事業名などを具体的に示して質問してください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のは、さっき言ったように、法人市民税の減、お答えは、物価高騰で管理費が増えて、市内の中小企業は、税金が払えないぐらい厳しい状況になっているということだと思います。

これに関して、実は大企業は物価高騰の中で、円安や物価高騰の中で過去最高の利益を上げております。市内の中小企業には、それが滴り落ちてこない状況ではないかと思います。

そこで、中小企業に直接補助する支援が必要だと考えます。市民にも直接支援して物価を冷やすことが必要だと思うんです。そういう意味で、消費税をがんと下げることが、中小企業の管理費などを下げるためにも必要ではないかと思いますが、どう考えますかという質問です。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。本委員会は、令和5年度決算についての審査でありますので、質疑の際は、そのことを踏まえて、質問の趣旨を明確に発言してください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市内の物価高騰で困っ

ているのは市民、直接多くの市民です。さらに、営業をやっている市内の中小企業が、このように大変厳しい状況になっております。

そうしますと、中小企業で働いている市民が圧倒的ですので、中小企業の皆さんの賃上げをしてもらいたいと言っても、やはり経営が厳しいとできないわけです。

それを何とか中小企業を支援しなければいけない。また、物価を冷やさなければいけない、こういう立場に立って、今年度のこの市民税などから見て、法人市民税から見ても、国に対して、消費税を下げる、物価を下げる、こういうことに効果がある施策をやるべきだと言うべきではないかという、今のこの決算を踏まえての質問ですが、関係ないと言えるんですか。

坂本健太郎委員長 再度、委員長よりお願いします。先ほども申しましたが、本委員会は、令和5年度の決算の審査であります。そのことをよく踏まえて、質問の趣旨を明確にしてください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 理解していただけないのはとても残念です。

次に行きます。決算書の42ページの11款に地方交付税がありますが、歳入に占める割合は24.2%です。また一方で、78ページの22款の1の7を見ますと、臨時財政対策債が7,186万円と今年もなっています。

本来は、地方交付税を増やすべきではないかと思うんですが、これについての見解はありますか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 委員おっしゃるとおりでございます。地方交付税、市にとっては大変貴重な財源ですので、増えるんでしたら大変ありがたいことというふうに考えます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） こういうような臨時財政対策債が、市の借金の大きな位置を占めておりまして、これが本当は国が交付税で出すべきものが、このように地方に借金を負わせるという形で、国が出せない金を賄わせているという、これは非常に間違ったやり方だろうと思います。

なぜこのようになってきているのかと考えると、やはり国の財政難といえますか、そこがあるんじゃないでしょうか。

そういう意味では、地方交付税の収入を増やす対策が、国として真剣に行われるべきだと思います。特に、消費税が地方交付税の中では、国の収入の中で一番今大きくなっていますが、消費税は上げる一方で、幾ら上げても逆に法人税や所得税を下げているような状況の中では、地方交付税のお金は出てこないわけです。

そういう国のやり方として、地方交付税を増やすべきなのに、消費税を上げるだけで、ほかの税収が減っている。こういうやり方が私は地方交付税を小さくさせてしまい、新庄市においては、足りない分を、このように借金を負わせて出したような形にして、財政を支えているというか、やっているわけです。

でも、地方交付税は、新庄市にとって、このように市税と並んで大きな、最大に近いぐらいの大きな収入減です。

そういう意味では、地方交付税を、もっと増やしてまともによこしてくれと、市長などの運動が非常に重要だと考えるんですが、どうでしょうか。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 その点に関しましても、委員と考え方は同感といえますか、そういうところは一部ではあります。

ただ、地方交付税は、例えば新庄市の財政が

苦しいから、国に対して上げてくださいと言って、国が分かりましたと言って上げるような性格のものではございません。国の一定の算式があつて、人口ですとか、学校の数ですとか、道路の長さですとか、そういうものを基礎にして、国で一定の係数を掛けて算出して交付されるものでございます。

そういったことでございますので、一つには、市長会等を通じてその算定基礎数値の見直し等を要望ということは、あるのかなというふうに思います。

できるだけ、貴重な財源ですので、交付税措置、交付税の金額が上がれば、こちらも助かることでございますので、この傾向は全国的にも同じでしょうから、そういったことも含めて、相談できる機会があれば相談していきたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、55ページの15の3の1で、自衛官募集事務委託金2万円というのがありますが、これはどのような、市でこのお金を受けて、どのような募集、事務をやっておられるのでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 自衛官募集事務の委託金2万円ということの内容でございますが、新庄市におきましては、自衛官の募集事務については、市報等への掲載というふうにしております。

また、その算式といえますか、2万円の内訳なんですけれども、市報の全体のページ数や部数から、何ていいますか、その募集記事の割合を掛けまして、そして算出している数字ということになります。

ですので、このたび令和5年度につきましては、広報しんじょう、それからお知らせ版と2

回、広報しておりますので、その分の金額というふうになります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 自衛隊への18歳と22歳の個人情報というのは氏名、生年月日、住所、性別ですが、これについての提供は、この募集事務に入っているんでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 あくまでも募集事務ということとありますので、広報紙に掲載した分ということになります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 募集事務ではないけれども、自衛隊への18歳と22歳の個人情報についての提供をやっているわけですが、新庄市は。これは、いつどのような方法で、個人情報の提供についてですが、やったのか。いつから始まって、今まで何人の情報が提供されたのでしょうか。また、本人に個人情報を提供してもいいか、確認を取っているのか、伺います。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は、令和5年度の決算についての審査でありますので、質疑の際はその旨を踏まえて、質問の趣旨を明確に発言してください。

一般質問での質問のように聞こえますので、決算の審議でありますので、その辺を踏まえて発言をお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 自衛隊への個人情報の提供については、このいろんな資料には出てまいりません、確かに。でも、令和5年度の中で、自衛隊への個人情報提供が行われてまいりまし

た。そういう意味でお聞きしているんですが、駄目なんですか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 個人情報の提供について、いつからですか、それから人数ですとかといったことについては、ちょっと手持ちの資料にはございませんが、個人情報を提供することについての除外申請ということで、令和5年度につきましては、個人情報に関する法律を基に、不当に侵害するおそれがあると、本人から申出があった場合に、情報提供しないということで、こちらのほうについては、受付期間を12月8日から22日まで、そして申出方法としては、窓口または郵送と、こちらのほうは本人の確認申請が必要です。そういった手続を踏んでいただけるように、ホームページ上で御案内をしたところです。結果的には、そうした申出はございませんでした。

以上です。

坂本健太郎委員長 ただいまから10分休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

税務課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 先ほど田中委員より御質問いただきました国有資産等所在市交付金及び納付金の県の施設についてでありますけれども、対象となっておりますのは、鳥越の警察の職員住宅であります。

金額にいたしまして80万円ほど、面積は1,100平方メートルとなっております。

令和4年度のみ申告というか、報告漏れが、算定漏れがありまして、令和3年度以前はカウントされているということになります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 自衛官募集のための名簿提出というのは、この募集事務委託金に含まれないということが先ほど分かりました。

それで、自衛官募集のための名簿提出を新庄市はやっているわけですが、本来は自衛隊からこの歳入として委託金増額みたいな形でもらうようになったのかどうか、なっているのかどうか。

というのは、前は個人情報提供ではなくて閲覧でした。これは自衛隊が自主的にやるものですから、何も市が手を煩わすことではないのでもいいと思うんですけれども、市で手を煩わしているわけですので、これは自衛隊からの歳入が来るべきものではないかと思いますが、その点どうなのか。

また、これは、この7月に防衛省に確認したところ、共産党が話ししたところ、防衛省はこうに言っています。出さないから情報提供、紙などで情報提供、名簿を提供しなくても、不利益な扱いはしてはならないというふうに言っております。それから、これは強制するものではないというふうに回答しております。

そういう意味では、前のように、一部閲覧にとどめておくだけでいいのだと思いますが、どうですか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 初めの宣伝、宣伝といいますか、自衛官募集事務についての収入ということの御質問でございますが、こちらにつきましては、法令に基づきまして行っております法定受託事務ということになりますので、そうしたこ

とへの国からの収入というものは無いものと認識しております。

また、一部閲覧と、以前行っていた閲覧というところでどうかというお話ですけれども、現在のところは、総務省のほうからも、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないというような通知文書が防衛省とともに来ておりますので、それに基づいて書面で提供していると。

また、先ほど申し上げましたような、自衛隊法または自衛隊法施行令に基づいて行っておりますので、提供と事務というところは特段、支障のないところであると思っております。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 議席番号8番の鈴木法学です。1点だけですけれども、よろしく願いいたします。

決算書の36ページからであります1款市税についてでございますが、説明に関しては、令和5年度の主要施策の成果に関する説明書の34ページ、上の段にあります2の口座振替、コンビニ・スマホ収納の状況の表を見ながら質問させていただきます。

こちらのほう、令和4年度と令和5年度貸借されております。収納状況を見ますと、支払い方法ですが、大きく口座振替、コンビニ・スマホ、スマホ決済だと思っております、スマホ払いというふうに表記されております。

令和4年度、令和5年度と口座振替とコンビニ払いに関しては、金額あるいは収納額ですか、それに対する割合というのはほぼ横並びで変わらないのですが、いわゆるスマホ払い、スマホ決済に関しては、令和4年度、金額的には約3,000万円、割合としては0.9%、そして令和5年度に関して言うと1億6,000万円という金額

に上がり、割合に関しては4.7%と数字が伸びております。

様々な人件費や、いろいろな手間を考えると、スマホ決済というのが一番、個人的に市民の方々が個人で時間があるときに決済できるという手法で、行政機関に関して言えば、本当にありがたい支払い方法かなと思っております。

こちらの成果に関する説明文が特にないのですが、ぜひこれに関して担当課長より成果の説明をお聞きしたいと思います。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 ただいま御質問いただきました主要施策の口座振替、コンビニ・スマホ収納の状況の表についての御質問であります。

コンビニ・スマホ収納につきましては、前年度と比較しますと大きく伸びております。こちらにつきましては、コンビニやスマホの利用が浸透してきたというふうに認識しております。

なお、口座振替については落ち込んでいますところでもありますけれども、口座振替のほうからコンビニ・スマホ収納のほうへ移行しているというふうなところもあるかと思えます。

今後も、納税者の利便性を高めるために、コンビニ・スマホ収納の周知を徹底してというか、浸透していきたいと思っております。

以上です。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 今日様々な話で、不納欠損額などのお話もありました。ぜひこういった今の時代に合った利便性のある支払方法を推進していただいて、より市税収入に結びつけていただければと思います。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 私から6点質問させていただきますと思います。

決算書、主要施策の成果、決算審査意見書と資料がそれぞれ2つずつ分かれておりますけれども、最初に決算書です。63ページ、17の2の1土地建物売払収入、こちらは、先ほど田中委員からも質問があったところです。

続いて、71ページ、財政課の21款の4の4、**県市町村振興協会交付金**です。

次に、主要施策の成果です。最初に、34ページ、2番の収納の状況ということで、ただいま質問があった件になります。

次に、ページ戻りまして、11ページ、2番のふるさと納税です。

次に、5つ目です。こちらは、決算審査意見書ですけれども、5ページ中段の三角の財政状況です。

6つ目です。10ページ、財政課の7款の地方消費税交付金の関係になります。

それでは、最初に土地建物売払収入3,050万円の内容につきましては、先ほど2件のし尿処理場跡地が売却されたということで、内容については分かりました。

来年度以降に向けての話ですけれども、北本町の専門学校の予定地だった土地の売却を進めてはどうでしょうかという質問です。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、お答えさせていただきます。

市の公共用地の管理計画におきましても、遊休地ですとか、新庄市で持っている土地は、極力売却の方向で進めるというふうに計画されてございます。

こちら相手方があることなので、今現在その土地を売ってほしいという希望はございませんけれども、今後様々な方向から、その手法について探っていきたいというふうに考えており

ます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 分かりました。よろしくお願いします。

次に、決算書71ページの県市町村振興協会交付金という1,114万3,005円というのがありますけれども、こちらの交付金の内容について教えていただきたいと思います。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 県市町村振興協会交付金、こちらは、市町村振興宝くじの収益金、こちらが都道府県の売上げに応じまして、山形県の場合は山形県市町村振興協会から配分されるものでございます。

対象事業、一般の事業として、何ていうか、一般財源として活用しておるところでございまして、内容としましては、環境対策、芸術・文化振興、少子高齢化対策などのソフト事業に充てるというふうにしてございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、主要施策の成果の34ページです。先ほども質問がありました収納状況の件の中で、スマホによる固定資産税、都市計画税の収納額が、かなり伸びているということを私も見まして、すごいなという感じを抱いたんですけども、市税全体の決算額を見ますと、前年度より額としては下がっているようです。

そこで、スマホ・コンビニ等による納付というのが、結果的に収納にどれだけ貢献しているかといいますか、そこら辺の分析、どうされているか、お聞きしたいと思います。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 納税者の納付に当たりましては、コンビニやスマホ収納ができるということで、例えばコンビニエンスストアでの納付であれば24時間納めることが可能になり、スマホの納付におきましては、自宅で税金を納めるというふうなことも可能になるということで、利便性が大変向上しているかと思っておりますので、その辺につきましては、今後もそういうふうな納付の仕方が伸びてくるのではないかというふうに捉えております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 主要施策の成果の11ページです。ふるさと納税に関することですが、個人版で約11万件、約13億円の寄附があったということで、昨年度より2億3,000万円ほど伸びているというのは、すごいなと思いました。

一方ですけれども、新庄市民が、他の市町村に寄附をした分の市町村民税控除額、いわゆる流出額と呼ばれていると思っておりますけれども、こちらはどうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 本市でも、ふるさと納税の利用者は年々増加しております。令和5年度分でありますけれども、人数は900人を超え、寄附額は約6,000万円となっております。市民税から控除した額は2,800万円ほどになっております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） ふるさと納税のサイトの手数料の件です。先ほども質問ありましたが、私が1年前に同じような質問をしてい

ましたが、その際には、この7%から10%とされる手数料については、引下げというのは難しいという答弁をいただいたんですが、先ほどのお話を聞いていると、若干、手数料の引下げについては緩和要件というか、緩和されてきたのかなと聞いたところです。もう一度ふるさと納税のサイトの手数料についてお尋ねしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 ふるさと納税サイトの手数料についての御質問ですけれども、緩和されてきたというわけではなくて、交渉次第によっては引き下げていただける余地があるというふうなことで、さっき辺見委員のときの質問に答えたつもりでございました。

なお、先ほどの質問で、ポイント部分が来年度から、ポイントを活用する事業者が活用できなくなるというふうなところでの辺見委員の手数料の質問で、ちょっと私も後で考えたときに、ポイントを活用しなくなった分、ポイント活用事業者がその分を安くできるのかというふうなところの質問。

よくよく考えてみればそういう質問だったと思うんですけれども、基本的にはポイント事業者の分については、今の払っているところからポイント分が出ているとは認識しておりませんので、ポイント部分の事業者が活用できなくなったからといって、そこのポイント分をすんなりと各事業者が引き下げるというふうなことはないというふうに捉えております。

ただ、経費全体として抑える必要がありますので、その分として各委託事業者に交渉していく余地はあるというふうなところで捉えているということになります。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 分かりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、決算審査意見書の5ページになります。こちらの中段、(3)の財政状況ですけれども、財政力指数等の推移というのが5年分記載されておりまして、財政力指数と2番目の経常収支比率、こちらの2つを遡ってみますと、過去5年間で数字としては一番よくないのかなというふうに見たところです。

いずれにしても、もう歳入なくして歳出なしと言われますが、令和5年度の決算を踏まえて、今後の歳入の増加等について、どう取組をしていく予定か、お聞きしたいと思います。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、今後の歳入を増やす取組ということでお答えさせていただきます。

対策としまして、まず歳入ですので、市税の収納率向上、受益者負担の適正化、こちらにつきましては、使用料ですとか、手数料の適正な見直しを行うということです。

それから、起債に関しては、交付税措置のある有利な財源を活用していくなど、様々な手法を取りながら歳入の確保に努めていきたいと考えております。

また、国の補助制度ですとか、交付金ですとか、こういったものも、限りなく利用しながら、歳入確保に向けながら、新しい事業等を進めていくということが、肝腎なのかなと思っております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 決算意見書の中でも、今後もさらに厳しい財政運営が続くといったことが書かれているようですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になります。意見書の10ページです。一

番下の第7款の地方消費税交付金、この表が対前年度と比較したりするのに、見やすいがためにちょっとこの表にさせてもらっていますけれども、金額、収入済額で9億2,000万円ほどという金額がありまして、結構な金額が交付金として入ってきているなと思いますが、前年度に比べて2,000万円ほど減少はしているようです。その辺について、どのように分析をされておりますでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 地方消費税交付金につきましては、県に納付されました地方消費税額の2分の1の額を、その半分について国勢調査人口、残りの半分为事業所統計の従業員数で案分しての交付となっておりますので、全体的な交付金の額の算定の内容につきましては示されておられませんので、増えた、減った、増減についてはちょっとこちらのほうでは分析しかねているところではあります。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 私もよく分かりませんが、地方消費税ということで、物価高だったり、ちょっと不況だったりといった様々な経済要因があると思いますけれども、交付金等の歳入の確保に向けてよろしくお願いしたいと思っています。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

1 4 番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

1 4 番（山科正仁委員） 私のほうからは、1点だけです。各委員の方々が様々出されておりますので、私のほうは、75ページの12款諸収入で4項雑入、4目の雑入です。

この中に、備考の欄に新庄駅東口駐車場保守

業務委託金376万1,655円とありますが、これはどこから委託されているのでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 こちらの新庄駅東口駐車場保守業務委託金ということで、最上広域からこの委託を受けて、駅東の駐車場全体を市として管理をしていて、その内訳として委託料ということで頂いているものでございます。

1 4 番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

1 4 番（山科正仁委員） 委託されている業務内容について、今、全般的と総括的におっしゃいましたが、つまり車両関係及び立ち木とか、全ての包括的な業務を委託されているということではよろしいですか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 今、委員から御指摘のとおり、年間を通した維持管理ということでお受けしております。特に大きいのは、やはり除雪かと思っています。除雪費も含めて、年間を通しての委託料ということでございます。

以上です。

1 4 番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

1 4 番（山科正仁委員） 除雪が一番大きいということで了解しましたが、御存じのとおり、不法に止められている車両、一番、新庄まつりでも何でもイベントがあるたびに、目につくなど思っております。いつになったら、どうやって撤去するのか、非常に環境及び青少年、あの辺で遊んでいる子供たちとか、ガラスを割ったり、いろんな意味で悪影響を与えていると思っております。

その点の撤去の関係の管理も任されているとか、全般的に評価が入っていますよね。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 長期に駐車されている車の管理ということで、こちらのほうも一括して管理してございます。長期駐車に関しては定期的に確認をしております、状況によっては警察のほうに状況を提供しながら、その所有者を確認したりという作業も、こちらのほうで行っているというところでございます。

以上です。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) 令和5年度におけるその不法長期間止めている車の台数と、ざっとで結構ですけれども、それと処理した台数、警察に話を通してということになるんですが、処理した台数は何台だったでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 すみません、年間を通して確認した台数というところで、ちょっと今現在、数字を持ち合わせてございませんので、後ほどお知らせしたいというふうに思っております。

基本的には、警察を通して、所有者を割り出してお願いしながら撤去しているというのが今の現状でございます。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) 警察を通して、なかなか撤去するにも、個人所有、所有者が判明しないとか、個人の財産だという観点から、なかなかできないと聞いておりますが、かなり目立ってきている車両もあって、御存じのとおり例えばガラスが割られて、中にいろんな物品が詰められているとか、あとはパンクさせられているとか、いろんなケースがあるかと思います。それは把握していると思いますが、これはいつまでも置いておくというわけにはいけないと思う

んです。

この保守点検の業務の内容で、広域からの依頼の内容で、目的として、そういう放置車両の撤去をお願いするというふうな、料金区分とか、この雑入の中に特別組んでいただいてやるということとはできないんでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 そういった撤去に係る費用につきましては、やはりエリアとして東口の駐車場、新庄市の分と最上広域の分ということでございますので、そのエリアにおいても、例えば最上広域のエリアにおいて、そういった車両がございましたら、そういったものに係る手数料、処理料といったものについては、協議の上、御負担いただくということはあるのかなと思っております。

その分は、やはり協議をさせていただいてということかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

14番(山科正仁委員) 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番(山科正仁委員) エリア分けがあるということで了解しましたが、これで一般論として手続上、撤去するのは、かなり難しいものなんでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 基本的には、これまで何回か撤去をお願いして、撤去していただいたということがございます。それに関しては、本人、所有者本人にお願いをして、そちらのほうから撤去しているということのほうが多いといえますか、そのことがあります。

こちらのほうで手配をして、どこかに移動したということについては、ちょっと、私、今のところの手持ちの情報としては確認できていないというところでございます。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） つまり所有者が判明しないと、手の出しようがないという状態が続くということですが、警察のほうの見解はどうなんでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 基本的には、やはり所有者をまずは見つけていただいて、そこからの交渉というふうになろうかと思います。

これまで、所有者が分からなかったというところについては、分からないとか、例えば車両のナンバーがもう取り外されているような案件は、ちょっと記憶の中ではないんですが、もしそういったものであれば、不法投棄扱いということも、もしかすると可能なのかなというふうに思っています。

いずれにしても、警察と法的なものも含め、協議をさせていただきながら、早い段階での撤去というところを、今後も続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 御存じのとおり、東口は料金、課金がないわけですし、自由に出入り可能だというふうな現状です。西口のほうは、しっかりゲートがあったり、時間的に閉まったりなんだから、前はきっちりカードを取ってというような手続だったと思います。

そういうふうなことがあったので、西口のほうは、そんなに不法車両は置かれていないというふうに把握していますが、東口に関して、私が考えることで申し訳ないんですけども、例えば、撤去するには、やはり何か根拠がないとできないと思うんです。市であろうが、警察で

あろうが、何らかの根拠がないと撤去できないと。

例えば料金制にする、課金してやるとすれば、不法に置いていった方にはずっと課金されているという状態が続くわけで、その金銭債権に基づいて撤去するよというふうな手法というのは、あまりにも数が多くなれば、もしくは見栄えが悪いのであれば、強制的にそういうような方法も、取るしかないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 撤去をするために、法的な根拠ということでの質問かと思います。その撤去に関して、法に関しては、先ほども申し上げましたように、警察と相談しながら、法に基づいた仕組みを考えていくということが、まず第一かと思います。

その上で、委員から御提案があったように、料金を掛けるということですが、東口の駐車場全体に、その料金設定をするというようなことかと思うんですが、東口の駐車場ができた成り立ちといいますか、新幹線が新庄まで延伸するといったときに、東口に無料駐車場、大型の無料駐車場ということで造った経緯等々もございますので、その辺も踏まえながら、今後どういった管理が適正なのかということも、今後の検討の中に入れたいというふうに考えております。ありがとうございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ぜひ、例えばJRを使うために車に乗ってきている方には、別に無料券というか、券に磁氣的に押印すれば、無料にできるというふうな手法も取れるかと思います。

そんな経費もかけろと言っているわけじゃなくて、ただ不法投棄している車を、早めに撤去するような方向性を考えないと、令和6年度も

7年度も8年度もずっと、腐ったような車がいつまでも置かれている状態が続きますので、その辺、危機管理をもってやっていただきたいと思います。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 先ほど来、他の議員の方々からちょっと質問は出たのでありましたが、細かなところを1点、ふるさと納税について私も1点確認させてください。

63ページです。18の1の2、先ほど来見てもらっているところではありますが、個人版の納税が13億3,300万円と。その前年、令和4年が9億9,300万円ということで三十三、四%伸びたよという報告になっておりました。

その主な理由としても、9月がポイントが期限の前で、改善前で3倍の駆け込み増があったとか、新たなポイント、キャンペーンもあったとか、いろいろな御説明もいただきました。

いずれにせよ大変喜ばしいことだと思いますが、この企業版のほうです。なぜ、個人と違って、こちらが積極的にお願いますと言ってイコールになるような性質ではないので、何とも答えづらいのかなとも思いますが、つまり令和4年に関しましては、数字が約1億1,300万円、それが令和5年では110万円と。

これは、かなり大きな差があったようでございます。それでもトータルの中で、これだけの成果を出しているということでは、ふるさと事業に対する一生懸命の取組が成果を出しているということで、すばらしいと思うのですが、法人の場合には、やっぱり繰り返しますが、こちら主導で頑張れるようなところでもないとは思いますが、では、令和4年と令和5年のこれほどの結果として大きい差は、どんなところだったかと捉えていらっしゃいますか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 それでは、今、伊藤委員のほうから、企業版についての御質問がありましたけれども、昨年につきましては、昨年といえますか、令和4年度につきましては、令和4年度の決算のときにも話が出た部分でありますので、御記憶の方もいらっしゃると思いますけれども、協和木材のほうで、これまで進出してきてから、非常に新庄市のほうにお世話になったということで、令和4年度1億円という多額の寄附を頂いたと。

そのほかにも1,000万円の寄附の方を、地元出身の東京の社長さんですけれども、頂いたというふうなところで、今、伊藤委員おっしゃったように、何かしら戦略を立てて集めるというふうなところではなくて、やはり企業の社会貢献といえますか、そういった企業が新庄市に寄附していただくタイミングなどもありますので、年によって寄附額にばらつきがあるというふうなことはありますけれども、引き続き企業に向けたPRについては、発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

一度前に御説明いただいたということで、私もおぼろげながら頭に入っておりましたが、改めて皆さんも再確認させていただきました。

それでは、この企業版に関しましては、令和5年の今決算の話なんですけれども、これからの事業計画の中では、一般、個人納税のほうはあくまでも戦略を立てられると、予算を立てられると、見込めるということなんです、企業の取扱いのイメージは、どのような予算の全体の中で、ウエートというものはどう考えていらっしゃると思いますかね。漠然とした質問になります

が。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 企業版のウエートというふうなところですけども、個人版に比べてやはり企業版というのは、なかなか寄附の募集というのは難しいというふうに捉えております。

その中で、500社を超える、一応、うちの内部のほうで選定した企業のほうに、企業版ふるさと納税のパンフレットを送付して、寄附いただいた企業のほうからは、20%ほどの手数料は支払う必要がありますけれども、それでも令和5年度におきましても530社ほどの企業に対して、新庄市に対する寄附をしていただけませんかというパンフレットを送付しております。

また併せて、市長のトップセールスといいますか、企業訪問したときには、直接市長のほうから、そのチラシを実際に頂いて募集に努めるなどをして、取り組んでいるところでございます。

以上です。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 最後になると思います。同じこのふるさと納税の追加の質問ですが、昨年これほど頑張った数字の裏返しでは、サクランボが地元新庄でも、ふるさと納税で結構なウエートを占め始めているはずなんです、昨年の異常気象で、サクランボが非常に苦労したと思います。

米が主流とはいえ、サクランボもウエートが大分増えている中で、御苦労だったと思うんですけども、数字を全体でカバーしたんだと思うんです。今年は、今後やっぱり主力はお米、サクランボ、その辺が中心となって事業を進めていくという考えでよろしいのでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 サクランボにつきましては、昨年は確かにちょっと不作といえますが、そういった部分でウエートが低いんですけども、もともとふるさと納税全体に占めるサクランボの割合というのはそれほど高くありませんで、米と牛肉とでおおよそ95%弱というふうなことでなっております。

米のほうは8割ぐらい、そのうちなっているということで、やはり米を主力として、売っていく必要があるかなというふうに捉えております。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

お米は今年は例の豪雨災害で、いろいろな大変な思いもしておりますが、結果として見込みの単価が、お米が取れる分に関しては、高くなるような、うれしいニュースもあります。

ただ、被害に遭った農家に関しては、本当に共済の保険とかで、悩ましく四苦八苦乗り切ろうと、いろいろ分かれるところではございますが、引き続きまず新庄の特産、米を後押ししていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） それでは、9ページになります。1款の市税のほうになります。一番分かりやすいのが、主要施策の33ページをお開き願ひしたいと思います。

こちらのほうには、収入未済額と不納欠損額が載っております。そのうちの一般市税に対して滞納が昨年と比べてかなり多くなっていると思いますが、何でこのようになったのか、お聞かせ願ひます。

また、そのうちに納税相談員を今年も4名

配置しておりますが、優先的に徴収に取り組んだと伺っております。そのような納税相談員の役割だったり、令和5年度はどのような活躍をなさったのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 滞納分の調定額が増えた部分につきましては、令和4年度における現年度分の繰越分が想定よりも増えたということで、令和5年度の滞納繰越額が増えた形になっております。

あとは、納税相談員、現在4名配置しております。継続して4名配置しておりますけれども、収納率向上のために、日夜努力していただいております。

収納率向上が税収の向上にもつながるわけですが、収納率向上するに当たっては、3つの方針を定めておりまして、1つ目は、現年度課税分への優先、2つ目は、滞納整理の強化、3つ目は、納税環境の整備ということで取り組んでおります。

納税相談員4名の配置を継続しておりますけれども、早期の催告、きめ細かい収納、徴収管理を行っているところです。

滞納整理の強化につきましては、財産調査を強化した上で、差押え処分は十分な調査などを数多くしまして、債権の差押えなどを実施しております。

夜間催告につきましては、令和5年度も夜間催告や休日の相談窓口を開設し、未収金、不納欠損金の解消に努めて、収納率の向上に努めましたけれども、個人の例えば市民税であったり、固定資産税等については、物価の高騰によりまして、家計の負担が増えることによって、納税までに至らなかったというふうなところはあるかと思います。

そちらのほうにつきましては、十分それぞれ

の滞納者の方の生活等を考慮した上で、徴収に努めてまいりますし、今後もそのような形で徴収率の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） やはりこの表を見ますと、1回滞納してしまうと、なかなか支払いが難しくなると思います。

これは、令和4年度、令和5年度の表を見てもそのとおりであります。特に令和5年度は収納率が17.31とやっぱりなかなか上がっていないので、だとすれば、滞納しない対策も必要だったと思うんですけども、令和5年度はどのような対策をして、滞納しない対策をしたのか、お伺いしたいと思います。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 佐藤委員からもお話がありましたように、やはり滞納を出さないということが、滞納、過年度への未収金というふうになるかと思いますので、やはり現年度の課税において滞納を出さないということが第一にあるかと思えます。

その滞納を出さないようにというか、生じないようにするためには、個々の納税者の方に対して積極的にというか、定期的に連絡を取って、自主納付していただけるように話をしていくこと。

また、納税相談があった場合については、年内の納付ができるように、分納というふうなこともお話しさせていただきながら、現年度の収納率の向上に努めているところであります。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。ぜひと

もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それを踏まえて、決算書45ページになります。13款1項2目ですか、こちらのほうには入所負担金、滞納金、または下段になりますが、児童館の使用料、そしてページ飛びまして47ページになります。14款になりますか。1項6目、こちらのほうには、公営住宅の家賃の滞納、定住促進住宅の滞納があります。

また、ページ飛びまして73ページになりますが、21款のほうでは、公立保育所副食費の徴収金等々がございます。こちらに対してもしっかりと先頭に立って徴収するべきだと思います。やはりこれは、私も何回も申し上げますが、公平性を考えれば、しっかりと払うものを払っていただきたい。そして滞納をなるべく少なくしていただきたいということがありますので、こちらは、誰がしっかりとリーダーシップを取ってやっていくのか、先ほど税務課長のほうからは、滞納しない方策とおっしゃいましたけれども、こちら辺の課の連携は、令和5年度はどうだったのか、お伺ひいたします。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 市の全体的な収納対策につきましては、歳入確保対策委員会という、庁内組織を開催しまして、その収納の方法ですとか、原因の調査も、原因の解明も含めまして、収納の方向性とか、対策ですとか、全体的に話し合う組織がございます。こちらでもって、全庁的に収納対策の向上につなげてまいりたいと、まずは考えるところでございます。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 今、質問しました各課の課長のほうからは、どのような対策をしたのか、もう一度お伺ひいたします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、

鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、子育て推進課のほうで、まず所管している収納のあるものとしまして、大きく保育所の入所負担金、あと学童保育の負担金、あと児童館の使用料、あるいは保育所の副食費がございます。

これまでの決算の状況などを踏まえますと、やはりなかなか未収金というのが出ていたということで、こちら辺は、昨年度から私も職員共々どうするかというふうに話をしてきたところでございます。

各費目ございますが、共通して考えているところは、まずは現年度分をどうするか、そしてあと滞納繰越分にかかる残っている分をどうするかというところで、それで対策をしてきているところですが、平均、共通しまして現年度分につきましては、収納率約99%を超えるということで、現年分はほぼほぼ収納いただいているものと考えております。

この対策の仕方としましては、基本的には、口座振替のほうをお願いしております。保育所入所など初めての方に、まず基本、口座振替をお願いするという形で、昨年度ですと大体9割程度の方が口座振替していただいておりますので、そういったことで収納率を高く設けることができたのかなというふうに考えているところであります。

あと、これまで課題としてきたのが、滞納繰越分になっております。こちら昨年度までですと、調定に対しては10%少しぐらいの収納率で、なかなか納めていただけなかったと。振り返ってみますと、まずコロナ禍の段階ではなかなか納付者の方と直接会って、どういうふうに納付するかという相談をすることができないでいた状態でしたので、昨年度はコロナ

も終わったということで、なるべく電話等をまず連絡して、市役所に来ていただくですか、あるいは保育所の迎えの際に、ちょっと時間を取っていただくとかということで、いろいろお話をさせていただいて納付を促しております。

お話を聞く中では、やはり過去のものまで遡ると、なかなか生活的にも苦しいなという話も伺いますので、そういった際に、分納という形で、少し計画的に納めていただくようなことをお願いもしております。

あわせて、子育てのほうですと、児童手当など、定期的に給付のあるものもございますので、そういった際にというようなことでのお願いをしております。そういった結果も踏まえて、滞納繰越分、平均しますと4割程度ぐらい昨年度は納めていただいて、未収金も大分減らすことができたかなと思っておりますので、こういったやり方を、今後も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 それでは、私のほうから、公営住宅の家賃の徴収についてお答えをさせていただきますと思います。

公営住宅、市営住宅のほうにつきましては、こちらのほう、低所得者で住宅に困窮している方向けということもございます。なかなかコロナ禍以降、所得が上がらない。いろんな家庭の事情があつてということで、収納がなかなかいかどつていかないというような状況がございます。

先ほど委員もおっしゃられましたように、この収納対策、まずは長期的な大口のといえますか、住宅ですので、月数、何か月分ということで、何か月も何か月もというと、なかなか納めづらくなってくるというような方がやはり多くなってくるので、まず第一歩としましては、

一月、二月という初期の段階での未納者を早めに連絡を取って、そういったものをまずは払っていただく。払うことをずっと連絡を取っていくということが、まず第一歩としてやっている状況でございます。

それ以降、やはり大口になった方につきましては、様々な事情がございますけれども、やはり粘り強く、お話をさせていただきながら、その納入の計画を、一緒になって相談をさせていただくということにしております。

また、住宅のほうにつきましては、連帯保証人がいらっしゃるということで、入居者及び連帯保証人にも連絡を取りながらというようなこともしております。

また、滞納をされている方につきましては、税金であったり、保育所であったり、福祉サイドの未納の方とかぶっているという、重なっているというような方が、やはり多く見られますので、こちらのほうは、その方の事情に合わせて関係ある課と連携をしながら、その状況に合わせて導入を進めていくというようなことを、これまでもやってまいりましたし、これからもそのことを強化させていただきながら、徴収に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後0時04分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

財政課長、都市整備課長より発言の申出があ

りますので、これを許可します。

小関 孝財政課長 委員長、小関 孝。

坂本健太郎委員長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、午前中に田中委員より御質問をいただきました決算書62ページ、土地建物売却収入の中の、し尿処理場を売却した後の残りの面積についての御質問につきまして、改めてお答えさせていただきます。

まず、売却前の旧し尿処理場の全体面積ですが、2万7,845.51平方メートルでございます。今回の売却で、午前中に御説明申し上げたとおり、2者に対して8,686.03平方メートルを売却してございます。

したがいまして、残りの残地の面積としましては1万9,159.48平方メートルとなります。

以上です。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 それでは、私のほうからは、山科正仁委員から午前中質問いただきました新庄駅東口駐車場の補修業務委託について、長期駐車、いわゆる放置自動車の台数についての御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

令和5年度におきましては7台確認してございました。7台につきまして、所有者への連絡催告を行いまして、令和5年度中には2台、所有者から移動をしていただいたということでございます。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） ぜひとも、公平公正な執行のためにも、しっかりと滞納者への徴収、そしてしっかりと相談に乗っていただいて、払いやすい体制を取っていただきたいと思います。

また、主要施策のほうの38ページで1つお聞きしたいのですが、ここにコンビニ交付件数が

載っております。これも年々増えておりますけれども、ここにコンビニ交付があることによって、市民の方がかなり便利になって、またこれも少し納付額が増えていると思うんですけども、ここら辺は、令和5年度はいかがでしょうか。また、令和4年度と比べてどのくらい上がったのか、もし分かればお知らせください。よろしく願いいたします。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 主要施策の多分34ページの表を御覧になっての御質問かと。

坂本健太郎委員長 もう一回、ページ数をおっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 主要施策のほうの38ページ、こちらには（7）コンビニ交付件数がございます。こちらのほうは、住民票などのコンビニ交付が載っていますけれども、やはりこれは便利になったことで、かなり件数が増えているのかなと思っております。

なので、ここら辺の方がやっぱり庁舎に来るよりもコンビニに来ることが増えたということで、納付額が増えたと思うんですけども、そこら辺の、どういうふうになったのか、お聞きしたいと思います。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後1時04分 休憩

午後1時07分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 大変失礼しました。私の勘違いだったようだったので、取消させていただきます。

やはり今回の交付数もかなり、38ページにありますけれども、市民課のほうで交付がかなり増えているのかなと思っていましたので、ぜひともやはり先ほども鈴木委員がおっしゃっていましたとおり、やはりコンビニ収納、スマホ収納が増えていますので、新庄市もかなりDXが進んでいるのかなと思いますので、やはり市民の方が支払いやすい体制が、かなり必要だと思いますので、ぜひともここら辺の周知も含めて、コンビニ収納、スマホ収納ができますよ、新庄市に納付できますよということも含めまして、進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、歳入について質疑を終結します。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

坂本健太郎委員長 渡部正七委員。

10番(渡部正七委員) それでは、最初に款項目とページ数を申し上げます。決算書91ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費、次が、117ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、次が、131ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目健康増進費、次が、ページ151、7款商工費1項商工費3目観光費、続きまして、181ページの10款教育費4項義務教育学校費1目学校管理費、最後に、189ページ、10款教育費5項社会教育費6目文化財保護費、以上となりますので、よろしく願いします。

それでは、質問に入ります。

最初に、決算書91ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費、地域づくりの支援事業費としまして、コミュニティ助成補助金として、交付団体2団体に、大正町と飛田町内に480万

円交付されておりますが、この事業はどのような活動に使われたのか、具体的な内容について教えていただきたいと思います。お願いします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 それでは、令和5年度のコミュニティ助成事業の活用の部分ですけれども、今委員おっしゃいました大正町と飛田のそれぞれの町内会についてですけれども、いずれも新庄まつりで活用するはっぴ等の活動備品の整備というふうなことで、それぞれ大正町が230万円、飛田が250万円というふうになっております。

以上でございます。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

坂本健太郎委員長 渡部正七委員。

10番(渡部正七委員) ありがとうございます。

続きまして、117ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、新中部保育所(仮称)建設に伴う地盤変動影響調査業務委託料129万8,000円となっておりますが、これはどのような調査を行って、結果はどのような結果であったのでしょうか、お願いします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 中部保育所建設に伴う地盤変動影響調査業務の委託料の内容についてでございますけれども、本業務委託につきましては、まず建築工事を行いますので、工事に伴う周辺への影響を事前に把握するために行う調査というようなものでございます。

内容につきましては、井戸を掘削して井戸、地下水を利用するというようなことですので、現状の周辺での地下水の利用状況など、調査させていただきました。

万が一にもということではありますが、損害等々が後日もしあった場合に、原因の調査を行うわけなんですけれども、事前の状況が把握できていないと、因果関係等が証明できなくなるということで、周辺の井戸調査ということで事前の調査をさせていただいたというようなことです。

周辺には4か所ほどありましたので、そういった調査のほうを行わせていただいたというようなものでございます。

以上であります。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

坂本健太郎委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 分かりました。

委託の名目だけ見ると、どのような調査かちょっと分からなかったものですから、お聞きしたところであります。

続きまして、131ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目健康増進費、新庄かむてん健康チャレンジ事業の業務委託料、今年度決算額が532万9,500円、前年度が同じ事業をしておって548万3,500円、比較しますと15万4,000円ほど少なくなっています。本当にこれで主体的な健康づくりをする、推進するためのいろんな活動とか、健康受診などをポイント化して、景品と交換するような、そのような事業を行っているという聞いております。

成果表のこの説明書では、かむてん健康マイレージの参加者が21名、前年度は32名、参加者が今年度373人、前年度は251人、こちらは122名ほど増えているんですけれども、ちょっと詳しい内容が分からないですけれども、500万円を超えるような事業を業務委託しているわけですね。

この参加人数について、どのように捉えているのか、またこの費用対効果です。あと、市民の健康意識の向上を図ることが、この参加人数とかでできているか、その辺の見解をお聞かせ

願いたいと思います。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 健康増進事業の中のかむてん健康チャレンジ事業についての御質問にお答えいたします。

こちらの委託料の減額の理由につきましては、3年を超えた契約ということで、業者さんとの交渉の中で、通信料等の契約単価を下げていただいたということでの減額でございます。

また、対象者の人数につきましては、かむてん健康マイレージのほうは、スマホ等をお持ちでない高齢者の方向けの事業でございますけれども、マイレージからかむてん健康チャレンジのほうに移られたという方が増えたということで分析しております。

また、人数につきましても100人増えておりますが、今年度現在におきましても466名と、9月現在で九十数名増えておりますので、100名近く、今年度も増えていると認識しております。

費用対効果というところでございますけれども、やはり運動づくりの動機づけということで、多くの方々に参加していただきたいと考えておりますので、引き続き健康診断はじめ、出前講座、様々な場所に参加いただくように、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

坂本健太郎委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 今、人数等、466名、90名ほど今年は増えているというのを聞いて、今年度予算が396万円と、非常に前年度から比べると低い予算になっていますが、逆に効果が上がっているということは、非常に本当に皆さん、頑張っていたのかと思いますので、本当に市民の健康、非常に健康意識を向上させることは非常に大切なことだと思うので、

今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、151ページ、7款商工費1項商工費3目観光費、観光地環境美化推進事業業務委託料267万円。業務内容としましては、史跡等の観光地や市関連イベントにおいて、環境整備、美化、パトロールを行いつつ、観光客の問ひかけに答えるなどを行ひ、成果としましては、観光地等の定期的な美化整備により、景観の維持と危険箇所の早期発見に寄与した。そして観光客や市民が快適かつ安全に楽しめる観光地の整備につながったというような成果が出ておりますが、これはどのような観光地を定期的に美化整備したのか、そして危険箇所の早期発見できたところ、どのようなところがあるのか、具体的な内容を御協議願ひたいと思ひます。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 観光環境美化推進事業業務委託料でございますが、こちらのほう、主立った旧所名跡等々でございます。

一例によれば、御霊屋、それから、すみません、ちょっとぱつと出てこないんですけれども、あとそれから八向楯、それからスーパー農道のほうになりますけれども、オクチョウジザクラ、市の天然記念物になります。

そういったところも草刈り等々、環境美化のほうに入っていただいております。あと、細かいところになります、そういった旧所名跡の部分だけでなく、新庄まつりの際には、ごみステーションの管理等々にも御協力いただいておりますので、そういった面でも、非常に助かっているというような状況でございます。

以上でございます。

10番(渡部正七委員) 委員長、渡部正七。

坂本健太郎委員長 渡部正七委員。

10番(渡部正七委員) 業務委託だけだとちょっと内容が分からなかったものですから、ちょっとお聞きしたところであります。

続きまして、181ページ、教育委員会関係になりますので、2つ行きます。

最初に、181ページの10款教育費4項義務教育学校費1目学校管理費、義務教育学校管理運営事業費の中の明倫学園学校づくり協議会の負担金として815万6,120円になっていますが、この内容についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

もう一つは、189ページ、10款教育費5項社会教育費6目文化財保護費、これは新庄城の二の丸の跡の発見調査業務委託料6,100万8,200円、新中部保育所建設予定地、ここが文化財の保護法に基づきまして、発掘調査を実施する必要があります、調査するということになったわけですが、改めて6,000万円という金額に非常にびっくりしています。

しなきゃいけないということも十分分かるんですけれども、今年度もこの二の丸跡の遺物の整理業務委託料として2,696万5,000円、今年度予算で計上されています。

昨年8月、たしか17日だったと思うんですけれども、私も総務文教委員会の中で、中間報告ということで、現場確認、いろいろと御説明を受けたところでありますが、それ以来、今どのような調査結果になっているのか、また市民の方、非常にあの場所を遺跡調査はいつまでかかるんだと、そのような声も聞かれますので、その辺どのようなになっているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

以上2点になります。お願ひします。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

坂本健太郎委員長 渡辺教育次長兼教育総務課長。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 それでは、先に義務教育学校の明倫学園学校づくり協議会負担金につきまして、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、旧明倫中学校の学校林、これを令和4年度に売却したことに伴いま

して、新しく明倫学園を造るに当たりまして、それぞれ小中の財産を引き継がないということで、明倫中学校の学校林売却したところでございます。

その売却益のうちの一部を、明倫学校の学校づくり協議会ということで、学校の備品、児童生徒の方の必要な備品を購入していただきたいということで、その協議会のほうに負担金として出したものでございます。

以上でございます。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 それでは、私から、新庄城二の丸跡発掘調査業務委託料についてお答えさせていただきますと思います。

こちらに関しましては、令和4年に新中部保育所の建設に当たり、予定地であるあじさい広場に関して試掘調査の結果、新庄城の二の丸跡に関連する遺構群が地下に存在していることが明らかになり、令和5年度を掘削を行う工事をしたというふうなことで、埋蔵文化財包蔵地として発掘調査をしたというふうなことでございます。

これに関しまして、歳出は6,200万8,200円となっておりますが、歳入も都市再生整備事業において1,980万円ほどの歳入がございます。

費用の精査の内容でございますけれども、その3分の1が発掘作業員の賃金や、その作業員の通勤費が1,800万円ほどでございます。そのほか、調査事務の借上料ということですから、機械重機の借上げに関しても1,000万円以上の費用が計上されております。

そのほか測量や基準点測量などの委託料も計上されての金額でございました。これに関しまして、令和5年度に現場の発掘の作業は終わっているところでございまして、現地は新庄市に返されているというふうなことでございます。

発掘の結果というふうなことですが、今年度

と来年度2か年で、山形県埋蔵文化財センターにおいて洗浄や調査をして、最終年で報告書を作成するというふうな流れになってございます。

以上よろしくお願いします。

10番（渡部正七委員） 委員長、渡部正七。

坂本健太郎委員長 渡部正七委員。

10番（渡部正七委員） 最初のほうの学校林を処分して有効に使ったということで、学校林については、非常に地区の方とかも一生懸命協力しながら、学校林を育ててきた結果であると思います。

そのようなことを踏まえて、今回有効に御利用なされたということは、非常にありがたいことだと思います。ぜひこれからもそういう地域の方とうまくやっていければなと。よろしくお願いします。

それから、今、二の丸跡地の御説明を受けました。やはりこれから正式な調査記録、まとめ、今、整理しているところであると思いますが、やはり調査報告書をこれから作成するわけですが、それができたら、やはり市民の方にきちんと調査成果について、どのようになったのかとか、説明されることは非常に大切だと思いますので、その辺しっかりお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

4番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4番（鈴木啓太委員） 初めに、ページ数から申し上げます。決算書89ページの2款1項7目企画費の不用額について、続いて、同じく91ページ、同じく2款1項7目企画費。

成果説明書の11ページの移住定住に関することの移住相談について。

続いて、95ページ、2款1項9目電算管理費の説明書は9ページのデジタル化推進に関することについて。

続いて、決算書115ページ、3款2項1目児

童福祉総務費、成果説明書は64ページの病児保育事業及び利用料への助成について。

続きまして、決算書120ページの3款2項3目保育所費、成果表は66ページ、67ページにあります特別支援児童への支援の（8）聴覚障がい児への支援について。

次が、決算書148ページ、7款1項2目商工振興費、成果説明書の11ページになります商店街販売促進支援事業について。

次が、決算書167ページ、9款1項2目非常備消防費、成果説明書は127ページの消防団庶務事項の備品購入費。

最後になりますが、同じく決算書167ページ、9款1項3目消防施設費、成果説明書も同じく127ページの消防施設等整備事業の（4）消防施設整備事業補助金について、順番にお伺いしたいと思います。

初めに、9款1項3目消防施設費についてお伺いします。消防施設整備事業補助金の決算額が132万7,400円となっており、令和4年度とも比べたんですが、こちら139万3,100円とほぼ同額の決算になっています。

説明書のほうを見ますと、説明書の内訳を見ますと②の消防機械器具置場修繕が、令和4年5件だったんですが、令和5年度が1件に減少しています。

要望がなくて減少したのであればいいんですが、この減少した要因というか、そういったものが分かればお伺いします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 消防団に関する御質問をいただいたところです。

こちらの部分につきましては、消防団と毎年毎年協議させていただいて、ある一定度の予算枠の範囲内で対応させていただいておりますので、その時々各消防団で必要なものというのは当然ありますので、そのときに応じた増減額

というふうな内容になってございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 消防団と打合せの上ということで、一定の予算の中でという話でしたが、消防機器置場ということですので、災害とか火災なんかあったときに使う機械を置く場所ですので、置場が壊れてしまうと、ちょっと活動に影響があるのかなと思い、ちょっと確認させていただきました。

全体の予算のバランスとかもあると思うんですが、物価も高騰しているし、材料費や修繕に当たる人件費なども上がっていると思うので、補助額とか、予算額とか、今後に向けて広く検討していただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 そちらにつきましては、消防団を取り巻く状況、特に近年におきましては、災害も増えているという部分がございますので、この辺の内容につきましては、これまでも行っておりましたけれども、継続的に消防団と協議し、その内容に沿って市全体で考えていきたいと考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 4月の豪雨災害のような災害もあったりして、施設自体に影響があることも考えられますので、ぜひ御検討よろしくをお願いします。

続いて、9款1項2目非常備消防費の備品購入費についてですが、令和4年度の備品購入費の不用額はゼロとなっておりましたが、令和5年度は163万2,750円となっておりました。この不用額の要因、理由をお聞かせください。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 こちらにつきましては、実際発注した際の請け差の不用額となっております。
以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 消防団の備品ということでしたので、新入団員の活動服とか様々あると思うんですが、本市の消防団というのが水防団も兼ねているので、水防対策に関する備品も必要ではないのかなということで、不用額が出ていたので、そういったところを購入ということはできなかったのかなと思い、質問させていただきました。

というのも、水防団として活動をする上で、やっぱりライフジャケットとか、胴長とか、そういった必要な装備を整備していく必要があると思うのですが、この水防団として必要な装備を今後そろえていくというような考えというのは、いかがお考えでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 備品購入ということで事前に、前年度中に予算要求の際に、こういったものが必要なんだよという部分がありますので、そういった形がありますので、残額があったので、別のものを買うというのは、市の内部上、なかなか難しいところがございますので、御理解賜りたいと思います。

また、水防関係というところの御指摘をいただきました。今年の7月の豪雨災害におきまして、市内各所で道路冠水等々ありまして、消防団のほうからも、そういった部分の資材関係については、市のほうで考えてほしいという要望はいただいております。

これまで、火災防御のほうを中心とした資材の充実を図ってきたわけですがけれども、これか

らは、水防関係、言われているのがライフジャケットでありますとか胴長でありますとか、そういった部分、要望をいただいておりますので、これから消防団と協議いたしまして、当初予算のほうに臨んでいきたいとは考えておりますけれども、市全体の部分がございますので、まずは考えていきたいという答弁をさせていただきたいと思います。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 実際に災害対応に当たる上で必要なものになると思いますので、そちらについてはぜひ御検討いただきたいと思います。

続いて、決算書148ページの商工振興費について伺います。商店街販売促進支援事業についてなんですが、今年度7万8,000円の決算となっておりますが、令和4年度は30万円となっております。

この減少している要因というのは、こういったところか、お伺いいたします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 商店街販売促進支援事業の御質問でございます。

こちらのほう、商店街組織等が行う販売促進活動に対しまして、補助率2分の1、上限5万円まで補助する事業でございます。

なお、今、委員のほうからありました前年度と比べて額のほうが、かなり下がっているということでございますが、昨年度までは県の補助事業もございまして、決算ベースで30万円ほどの歳出というふうになってございます。

ただ、こちらのほうは、4年限りで廃止されて、県の補助事業も市の歳出ベースの50%まで、県の補助金が財源として市のほうに入ってくるというような補助制度でございまして、基本的に、昨年度は3商店街に10万円ずつとい

う形で補助金のほうを交付させていただきましたので、実質的には市のほうの今回一般財源だけで、残りの補助裏分の5万円分は、こちらのほうで用意して交付したという形になってございます。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 商店街の販売促進支援ということなので、この成果に消費喚起イベントの広報費などがあって、イベントに関するものに補助を出しているのかなと思うので、もっと町なかでイベントをする人たちに、どんどん補助をしていけばいいのかなという思いで質問したんですが、今、商店街の組織が主催するようなものに対してというふうにあったんですが、商店街を活性化するために、対象を絞るのではなくて、もっと商店街を使ってイベントをする人に支援するというように、対象を広げるというような考え方はないのかなと思うんですが、いかがお考えですか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 商店街組織そのものというよりも、当然様々な今は方々が関わりを持ちまして、商店街そのもの、それから中心市街地を活性化しましょうというような形で頑張っておられることは、こちらのほうでも十分把握しております。

ですので、ただいま委員のほうからいただいた御意見につきましても、今後参考に検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 商店街近辺で北本町だったら、新しくコスプレのイベントをする団体がいたり、市報にも載っていましたが、スポー

ツや音楽のイベントをする若い人たちのグループなんかもいたので、ぜひそういったところを踏まえて、検討していただきたいなと思っています。

続いて、決算書120ページの3款2項3目の保育所費、成果説明書の67ページの聴覚障がい児への支援についてですが、月に1回程度オンラインで助言をいただけるシステムを構築されておりますが、どういった効果が現れているのか、実際の声などもしお分かりでしたら、お聞かせいただければと思います。

加えて、実際これをするに、どういう費用、どの程度の費用がかかっているのかも併せて教えていただきたいと思います。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 聴覚障がい児への支援ということで、酒田の特別支援学校とのオンラインでつないでというようなことでございます。

こちらのほうにつきましては、まず費用面的な点から言いますと、特段、市としての費用ということではなくて、各施設の保育所のほうと特別支援学校をオンラインでつないでいただく、その仲介を、今、市のほうでしたような形でありますので、そこら辺は各園のほうで、例えばインターネット端末を使うとか、そういったところはできるかとは思いますが、費用としては、その程度だと思っております。

効果という点につきましては、なかなか障がい児がどう改善したという効果じゃなかなか見えづらいところではありますが、やはり生活改善に向けた指導を、オンラインとしては、直に行けない方にてありますけれども、オンラインとしていろいろ指導を受けるということで、日頃の生活面については、何かしらプラスになった

ものというふうに考えているところでもあります。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 実際費用は特になく仲介をしたというような話で、実際に回数を重ねると、効果も実感されるのかなと思い、非常にありがたい取組だなと思っております。

当然、相手方の事情もあるとは思いますが、やっぱり回数、月に1回程度の回数がもう少し1回、2回と増えていくと、さらに効果的に、効果も高まっていくのかなと思うんですが、この回数を増やすということについては、相手方との協議というか、そういったところはあるのか、伺います。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 昨年度は月1回ということではしておりますが、こちらのほうは、やはり特別支援学校のほうとも、どのようにしていったらいいかというところも踏まえて相談の上で、こういった回数だったかと思えます。

今後も今以上に改善する必要性等とかが出てきましたら、また改めて相談させていただいてどのような形がいいかというところを、保護者の方も含めて相談していければというふうに考えております。

以上であります。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） やっぱり酒田まで行くという距離的な問題も非常にあるので、こういった取組を強化していただけると非常にありがたいなと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の成果

表が64ページ、65ページになりますが、病児保育事業及び利用料への助成について伺います。

今年度、利用回数が50回で、昨年令和4年度を見ますと72回だったのに対して、減少しています。減少している理由は、利用する必要がないというのであれば、それにこしたことはないんですけども、病児保育事業を利用された方は、全員が半額申請をできているのか、伺いたいです。

利用者と助成額が同数となっていますが、利用者から全員が申請を忘れることなく支援を受けているのか、把握できていればお知らせください。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 病児保育事業の利用の助成についてということでございます。助成の利用につきましては、延べ50回ということですが、病児保育利用者そのものは71名ということで、実のところは全員利用はされてはいないというような状況でございます。

利用される前、あるいは利用後にも御案内はしておりましたが、あくまで助成金、補助金という立場で、一応4月ぐらいまでお待ちしていたんですけども、ちょっと申請いただけなかったというようなところでの結果でございましたので、今後こういった、何でしょう、申請漏れの在り方などについては、さらに工夫していかなければならないかと考えているところであります。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 以前も伺ったかと思うんですが、交付申請ではなくて、もう既に割り引いた額で案内することができれば利用する、今21名、交付を受けていない人がいたというこ

とでしたが、そういったサービスを受け忘れ、受け漏れがないように思うし、また事務する人にとっても、負担が軽減できるのかなと思います。が、実際利用者から、事前に申請ではなくて事前に割引した額で示してほしいという、そういう声とか、そういったものというのはあったか、伺います。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 利用者から直接そういったお声というのは、ちょっと聞いた覚えはないというところでございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） いずれにしても、必要な支援を必要な人に届けられるように、今後も、制度運用に関して検討いただきたいと思います。

続いて、決算書95ページの電算管理費で、成果説明書は9ページになります。デジタル化推進に関することで説明文の中に、ちょっと個別の予算がなかったかなと思うんですが、生成AIの使用についてガイドラインを出されたということですが、この生成AIについては、今現在業務においては、どのように利用されているのか、利用されていないのか、お伺いいたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 生成AIにつきましては、予算の伴うものではありませんけれども、昨年7月に、職員が個別に利用する取扱いとして、留意事項について各課長宛て通知を出して、個別の判断で利用してくださいというふうに取り扱っております。

今年度に入りまして、こちらについては、きちんとしたガイドライン等を設けた形で正式に

全庁的に利用する方向で検討していきたいというふうにして、今現在考えているところでございます。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） 今後は使用していくような方向で検討されているということで、広く一般的に流通していく可能性が非常に高いと思いますので、早期に導入して、どういう業務で効率を図れるかななどを検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、成果表の11ページになります。

移住相談についてで、成果の部分に関してですが、移住希望者の傾向把握ができたというふうに成果として上がっておりますが、実際にどういった傾向があったのか、お伺いいたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 移住相談そのものがフェアに行っても新庄最上地域に多数あるわけではないんですけども、その中で職員が把握してきた内容の一つとしては、例えば山とか、自然とか、近くにありますかみたいなどの問合せがあって、そういう登山とか好きな方が、移住したいというような傾向が一部あったというふうなところを把握しております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） いろいろ傾向等を把握できると、それに合わせた施策展開もできるかと思いますので、つかんだ傾向を捉えて、移住政策のほうを進めていただければと思います。よろしくお願いします。

最後なんです、決算書89ページの企画費全体を通してなんです、不用額について伺います。

不用額として1億1,617万6,144円とあります。昨年の額と比べますと、昨年が1,800万円ぐらいだったので、桁がちょっと1つ、1桁違うんですが、この不用額が出たというか、この要因をお伺いいたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 企画費の不用額につきましては、企画費そのもので様々な事業がいっぱいありますので、その全体取りまとめたの合計になりますけれども、一番大きいところがふるさと納税の部分の不用額になります。

やはり歳入が、先ほども歳入の部分で申し上げましたところがありますけれども、3月にキャンペーンがありまして、どれだけ入ってくるか、それに伴う返礼品とか、委託料とかが、どれだけかかるかというところが、3月ぎりぎりまでちょっと分からなくて、ぎりぎりまで補正をさせていただいて、14億円という補正の中で、13億3,000万円という寄附額に、最終的にはなつたんですけれども、やはりその部分で歳出が足らなく、できないというところで、今回については、少し多めに補正をさせていただいて、1億円ぐらいの不用額が出たという結果になっております。

以上です。

4 番（鈴木啓太委員） 委員長、鈴木啓太。

坂本健太郎委員長 鈴木啓太委員。

4 番（鈴木啓太委員） ふるさと納税でちょっと読み切れない部分もあったということで、理解いたしました。

以上で終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 何点が質問させていただきます。

最初が、決算書89ページ、2款1項7目、結

婚新生活支援事業について、2番目が、決算書89ページ、2款1項7目、3世代同居等住宅取得助成事業について、そして、3点目が、決算書97ページ、2款1項13目の市民相談事業費について、あと、次が、決算書107ページ、3款1項1目の老人福祉センター運営費補助金について、そして次が、決算書124ページ、4款1項10目の特定不妊治療費助成金について、あと次が、決算書151ページ、7款1項3目の市内名所旧跡巡り事業について、あと最後に、189ページ、10款5項7目の重要文化財作家住宅管理事業について質問をさせていただきます。

最初に、結婚新生活支援事業についてですけれども、国の成果表にもありますが、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、新婚世帯に対する住宅取得、賃貸、リフォームなどの引っ越し費用の費用にして支援を行ったということなんですけれども、こちらの事業、ちょっと前のことで毎年聞いているような感じなんですけれども、令和5年度の当初予算だと1,530万円ほどあったんですけれども、決算として540万円ということで、補助額が15件だったということなんですけれども、当初予算額が多く、何か力を入れたかったのかなと思いますが、決算額が予算額よりも少なくなったその要因とかについてお聞かせください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 予算に対して決算が低くなった理由というふうなことでの御質問かと思いますが、予算につきましては、ある程度こちら、私は過去の部分の婚姻歴とか、相談した形で、相談といたしますか、想定した形で把握は、把握といたしますか、予算の編成はしたんですけれども、やはり結婚の数というのが読めない部分がありまして、やはり申請に基づくものでもありますので、結果としては、やはり年度によってばらつきも出てくるのかなというふ

うなところを感じておりまして、令和5年度の決算については、結果といたしまして、15件ということで、予算に対して、ちょっと少なくなった結果になってしまったというところで捉えております。

以上でございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） すごく国の支援というか、交付金ですので、すごくいいものだと思いますので、なかなか本当に結婚の数、読めないんですけれども、ぜひ、こういった情報をどんどん流してもらって、結婚に踏み切る一歩になればいいかと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、3世代同居等住宅取得助成金のところでは、令和5年度の新規事業ということで、一般財源を使った事業であったと思います。

3世代同居近居による子育てに係る負担を軽減して、子育て世帯の定住及び出生率の向上を図るために、3世代での同居近居のための住宅取得費用を助成したということなんですけれども、その後の成果分析など、分かることがありましたらお聞かせください。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 3世代同居の住宅の助成金については、令和5年度からというふうなところで実施させていただいておりますけれども、国のほうでも3世代の子育てのほうを推奨しておりますし、また山形県も3世代同居率は高いということで、それで市としてもそれを誘導施策できないかということで始めたのですが、やはり令和5年度の結果としては、3世代の同居が6件と、あと近居1キロメートル以内というふうなところが6件というふうな結果で600万円というふうな形の決算になっております。

やはりアンケート等をしてみますと、やっぱりこの補助金はなくても、それなりの住宅を建てたというふうなところはあるものですから、今後の取扱いといいますか、取組については、今後検討課題かなというふうに思っているところです。

以上でございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） こちらは分かりました。こちらに関しては、今年度も予算ということで、540万円ほど予算化されておりますけれども、ぜひこちらもやっぱり子育て世帯の定住、また出生率の向上が図れるように、宣伝していただきまして、頑張っていただきたいなと思います。

次に、市民相談事業費についてです。こちらが、決算が281万2,123円ということで、こちらの費用のほとんどは、市民相談員の方の報酬であると思いますけれども、近年、消費者トラブルが拡大しておりますが、成果の欄にもありますけれども、特に高齢者に対する消費者トラブルが多く発生していると思います。

消費生活の知識や啓発活動が大切ですが、91件の相談があったということですが、こういった相談をどのような形で対応しているか、教えてください。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 消費生活相談に関する御質問ですが、直接相談に訪れる方もいらっしゃいますが、電話による相談が多いような状況です。

それに関しては、やはり消費生活相談員という者がおりますので、こちらの者は資格を持っておりまして、そういう消費生活のトラブルなどに関して知識を持っておりますので、そういった知識を活用しながら、様々な相談にお答えしているというようなことでございます。

最近は、やはりインターネットなどを活用して、高齢者であっても、もうスマホなどからそういったものも活用して、商品の購入などもされておりまして、最近特に多いなと思いますのは、初回のみ購入費が安くなりますよというような商品販売が多くて、それについては、定期的に商品が送付されるというようなものなんですけれども、その制度を知らないままに、購入費が安いということで、電話して契約したけれども、次の月もまた頼んでいないのに来てしまうというような相談が、最近は非常に多いなというふうに思っております。

やはりテレビ、インターネット、様々な媒体がありますので、そちらのほうを、あと高齢者ですと、家にいる時間も多いので、そういったものからいろいろな情報を得て、そういったトラブルに巻き込まれるということが多いということを感じておりますので、そういった部分についても、啓発なども行っておりますので、そういったことから、未然に防いでいきたいと思っております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 今、課長がおっしゃったように、本当に初回のみ購入というのが、もう私の知っている方でも、すごく、それでまた次も来たということで、本当に困っている方もおりますので、やっぱりそういう方は本当にいっぱいいると思いますので、さらに啓蒙というか、お願いしたいと思います。

あと、本当にこれはすごくいいなと思っているんですが、回覧板で回ってくる消費生活センターニュースですか、すごくとても分かりやすくていいと思いますけれども、今後、そういったものも含めて、消費トラブルの予防拡大防止についての今後の取組についても教えていただけるとありがたいです。

坂本健太郎委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 消費生活に関する啓発の御質問でございましたが、やはり、トラブルを未然に防ぐために、啓発については重要なことと捉えております。

先ほど委員がおっしゃったように、消費生活センターだより、こちらについては、次々と新しいトラブルに関する情報が出てまいりますので、そういった情報を的確に収集しながら作成しております。

こういったものを通じて、皆様に消費生活に関する様々な情報を発信していきたいと思っております。

また、地域の要望にお応えして、出前講座なども行っておりますので、ぜひそういったものも活用していただいて、トラブルを未然に防ぐといったことを、今後も行っていきたいと思っております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） ぜひよろしく願いいたします。本当に出前講座とか、お茶飲み会的なそういった集まりとかでも、やっぱり勉強になると思いますので、ぜひそういった要望がありましたら、いろいろなところに行っていて教えていただけるとありがたいです。

じゃ次に、老人福祉センター運営費補助金のところ。決算が398万337円ということで、実施運営に対しての助成ということだったんで

すけれども、令和5年度も829団体が老人福祉センターを利用されたというふうに、成果表にもありますけれども、去年よりもすごく利用する団体数も増えておりますけれども、教育向上、各種相談、健康増進、レクリエーションというふうにあって、福祉の向上のためにいろいろな方々が使われているんですけれども、長めに使っている団体も多いのではないかなと思うんですけれども、こういった方々が使用しているか、教えてください。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 老人福祉センターの利用団体についての御質問でございますが、件数として829団体ということで、年間の延べ団体数でございます。主に使われている団体でございますが、地域サロンとして、現在3団体が月に1度もしくは2度の利用をされております。

また、健康吹き矢をやっている団体、あとカラオケを利用している団体等がございます。

以上でございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） たくさんの団体が令和5年度も使用されていて、福祉向上のものとなったと思うんですけれども、ちょっと今年度なんですけど、9月末、今月末までの使用といった話も言われているんですけれども、今後の対応方向性について、明らかにできることがあったらお聞かせください。

そういった団体の受皿といったところも、どのように考えているか、教えてください。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所

所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 老人福祉センターにつきましては、今月をまずもって閉所するというので、社会福祉協議会のほうから、既に団体利用されている団体の方々に2度ほど説明会を開催しております。

今後の予定でございますが、予定といいますか、受皿の件でございますが、以前も一般質問の際にお答えさせていただいたんですが、市の社会教育施設、などをまず受皿として利用可能であれば使っていただき、継続して使っていただけるように、現在、団体と社会教育課、関係課のほうと協議しているところでございます。

その辺は、社会福祉協議会のほうで、まず先頭になって動いているという状況でございます。以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 今年度、9月末で閉じられるということなんですけれども、皆さんの本当に団体の方々、いろいろなことで活躍されていたと思うんですけれども、そういった方々の活動が、本当に途切れないように、ぜひそういったいろんな相談とかがありましたらアドバイスしていただきながら、また福祉向上に努めていただければと思います。

次ですけれども、特定不妊治療費助成金のところなんです。こちらが233万5,991円が決算額ということです。経済的負担を目的に、令和5年1月より不妊治療費の一部助成も開始したということなんですけど、令和5年度もまた令和4年度よりも、こちらの助成金のほうを申請される方も増えているようなんですけれども、どのように分析しているか、教えてください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 特定不妊治療助成金に対する御質問でございます。

こちらは、市の独自事業でございまして、県の助成事業に上乘せした助成となっております。成果表には22件と掲載しておりますけれども、令和5年度の実人数の方は11名となっております。

成果としましては、本市の追跡調査では、市の助成金をさせていただいた方の中で、妊娠に至った方という方は、令和4年はお二人でいらっしゃいましたけれども、令和5年におきましては4名の方が、妊娠に至っているということです。

広報にもお知らせしておりますが、申請者の方からは、おかげさまで待望の赤ちゃんを授かりましたとかいうお声と、あと市の助成があるので、もう一回チャレンジしたいというふうなお声もいただいているところでございますので、そうしたお子さんを望む御夫婦への広角的な施策と認識しております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 助成金を活用された方の何か感動のいい声を聞いて、すごく何かうれしいなと思ったんですけども、そういった方で頑張っていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次なんですけれども、市内名所旧跡巡り事業というところです。新庄市を訪れる旅行者に、市内名所旧跡を巡る周遊バスの運行をして、乗車券を販売したり、販売した乗車券の同額の割引券として使用してもらうことで、観光施設、市内の店舗の利用を促すという、地域活性化の事業なんですけれども、昨年度よりも、ちょっとすごくこれ、この事業すごいなと思っていて、昨年度よりもだんだん増えてくるなと思って、198名の方が利用したということで、成果表にもありました。

こちらは、どちらの業者に委託しているのか、毎年利用者が増えているみたいですが、その要因についてお聞かせください。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 市内名所旧跡巡り事業についてでございますが、まず、事業の委託先でございますが、こちらのほうは市の観光協会のほうに事業のほうをお願いしてございます。

ただ、当然観光協会のほうでも様々工夫していただいて、ボランティアガイドのほうとも連携をしていただいて、バスのほうでそういったルートの中のそれぞれの施設の案内をしていたりとか、そういうことをして工夫をやっていただいております。

以上でございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 委託先が観光協会ということが分かりました。ありがとうございます。

この期間なんですけれども、大人の休日倶楽部パスという期間中で、何かそのときに、やっぱり新庄駅に物すごい数の方が訪れてくださるんですけれども、やっぱりその人が来るんですけれども、市内に誘導ができないということなので、そのチャンスを利用して、実施機関になっていると思うんですけれども、ちょっと今年度の当初予算に、この事業の予算が見受けられなかったんですけれども、今年はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 こちらのほう、本年度の予算のほうには計上してございません。一応それぞれの成果を見まして、事業のほうは一旦休止するという形に考えてございます。

ただ、今後の需要動向等を見まして、もしかししたら復活する可能性もございますが、現

状としては、効果が出たものというふうを考えてございまして、中止という形で今年度の予算のほうには計上してございません。

以上でございます。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 今年度は予算措置していないということでした。本当に新庄駅にたくさんの方が集まってくるので、やっぱりそういった方々を、本当になるべく市内で買物してもらったり、いろいろ見られるところも見ていただけるような、また動向を見て考えるということですけども、そういった方々を本当に逃さないようにというか、この新庄を見ていただくいいチャンスでもありますので、今後も検討していただきたいと思います。

じゃ最後なんですけれども、重要文化財矢作家住宅管理事業ということです。これは、こちらは本当に3年間にわたって、保存修理工事が行われたわけなんですけれども、管理業務委託料53万3,700円、こういった管理業務とかは、どういった方に委託しているのか、どのようなものに使われているか、教えてください。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 重文の旧矢作家住宅の施設管理業務委託料の中身でということで、お答えしたいと思います。

文化財でございますので、例えば施設管理上の警備、あるいは消防設備、浄化槽の維持管理、それから雪囲いの取付け、外しというふうな部分でございまして、合計で53万何がしというふうなことです。よろしくお願いします。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 様々な維持管理のためのものということが分かりました。新しくなって最近久しぶりに矢作家住宅に行ってきたんで

すけれども、また近くなものでよく通るんですけども、あまり車が止まっている感じがなくなというふうに思います。中のほうも、本当にすばらしい、しっかりとしていて、また上のかやぶきなんかも、すばらしいなと思ったんですけども、来館者の平均とか、そういったのが分かりましたら、教えていただけるとありがたいです。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 矢作家住宅の来館者ということで、今年度のというふうなことでございましょうか。

昨年度は工事中でしたので、ほとんど閉館だったんでございますけれども、その前年度というようなことだと後ほどお答えさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 本当にお金をかけていただいて、国指定の重要文化財、矢作家を本当にすばらしいものにしていただいていますので、やっぱりたくさんの方に見ていただきたいと思いますので、今後も市内の本当に小学生とか、またいろんな団体も含めて見ていただけるように、啓発などもしていただけますようによろしくお願いします。

以上で終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 3点お伺いします。

まず、91ページ、2款1項7目企画費、移住支援金、続きまして決算書167ページ、9款1項2目非常備消防費の自動車重量税、そして最後に決算審査意見書33ページ、下から6行目のまた今後新たな投資的事業やという文書、ここに関してお伺いします。

まず、決算書91ページ、2款1項7目の移住支援金についてお伺いします。

移住支援金は、令和4年度の実績がなかったかと思いますが、令和5年度は実績があったということで、件数と金額を見ると、単身者の方が2名該当したのかなと思いますが、こういった事例だったか。

例えばUターンだった、Iターン、Jターンなどあるかと思いますが、こういった事例だったか、お伺いします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 2名の方、おっしゃるとおり2名の方の転入という形になりますけれども、いずれもIターンでございまして、一方の方は、お一人方は、リモートワークで、東京で仕事をしている部分を引き続きされているというふうなことで該当した方でございます。

もう一人の方は、マッチングサイトのJOB山形のサイトに登録している企業に勤めると要件が該当するというので、新庄の会社ではありませんけれども、郡内の企業のほうにお勤めになられて、該当になるというふうな方の内訳となっております。

以上でございます。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。Iターンということで、ちょっと意外だったんですが、そういった需要もあるということで、参考になりました。

続きまして、決算書167ページ、9款1項2目の非常備消防費、自動車重量税ですが、こちらは消防団の車両かと思いますが、こういった車でしょいか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 こちらの予算科目につきまして

は、委員御指摘のとおり、主に消防団業務に使用している車両でございます。市におきましては今現在、消防団用の車両としまして2台、大型のSUV車1台と、軽のバン1台所有してございます。

今回のこちらの予算につきましては、大型のSV車の車検に対する自動車重量税となっております。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 消防の大型の車両ということで、豪雨災害の際に、指令車は大型なのでよかったのですが、軽のバンのほうがサイズが小さいために、浸水した箇所をうまく走れずに、活動に支障を来したと伺っております。

また、今回のように市内各地で災害が起こった場合は、指令車が1台だけだと、数多くの現場を消防団幹部が回り切れないということで、こういった部分を強化するお考えはありますか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 このたびの豪雨災害につきましては、散発的に市内各所で道路冠水等、または河川の越水等がございました。

そういった中で、道路が一部水没している箇所という部分になりますので、軽ではやはり心もとないという御意見は、消防団のほうからいただいております。

また、災害発生箇所が多々あったものですから、その辺で指揮車1台では、なかなかうまく回れなかったという意見もいただいております。

そういった部分がございますので、今後の車両につきましては、市のほうとしては考えていきたいなという部分はありますけれども、今日みたいな平時でありませば、こういった車両構成でも特段問題はないという部分がありますの

で、その辺は全体的に考えていきたいと思えます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 分かりました。

最後に、決算審査意見書の33ページ、下から6行目、また、今後新たな投資的事業や老朽化した市有施設の統廃合などの大規模改修や工事の発注が多くなっていくことも想定される。

適正な予算の確保はもとより、工事等に係る設計審査業務に当たっては、積算内容の精査など行政内でのチェック体制の確立を望むものであるという文書についてなんです、この文書は新中部保育所は含まれておりますでしょうか。

伊藤幸枝監査委員事務局長 委員長、伊藤幸枝。

坂本健太郎委員長 伊藤監査委員事務局長。

伊藤幸枝監査委員事務局長 ただいまの監査意見書のむすびの文書についてですが、子育て推進課の定例監査を行いました際に、新中部保育所の工事の発注、入札が中止になったということで、監査委員からの質問、やり取りがございました。

今後そういった大規模な工事が多くなるだろうということで、積算の審査業務に当たっては、行政内でのチェック機能を充実させる必要があるだろうということで、意見をまとめさせていただきました。よろしくお願いいたします。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） では、続けてお聞きしますが、積算内容の精査など、行政内でのチェック体制の確立というのは、今どうなっておりますでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 工事発注の際の設計内容の精査ということですので、私のほうからお答

えをさせていただきたいと思えます。

大きな規模の工事については、設計につきまして、外部の業務委託ということが大変多くなっております。外部の業務委託につきましては、やはりそれをプロ、専門とする事業者をお願いをしているということでございますので、打合せをさせていただきながら、進めていると。

最終的に上がってきた設計書の内容につきましても、全てをチェックしているという状況ではございませんで、部分的なところを抜き出して、確認をしているというようなことで、今現在行っているところでございます。

小さな規模の工事に関しては、職員自ら設計をして、互いにチェックをしながら発注するといったようなこともしておりますので、なお、大きい工事、小さい工事としまして、技術職員でのチェック体制というところは、確認をしながら、強化しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

9 番（辺見孝太委員） 委員長、辺見孝太。

坂本健太郎委員長 辺見孝太委員。

9 番（辺見孝太委員） 実際にこうした問題が起ると、新中部でいうと開所までの道筋がなかなか示せていないという現状があるかと思えます。本当に大きい問題になるんだなということで、私も勉強になりましたというか、そういうことです。

今後のチェック体制の確立ということをしつかりよろしくお願いいたします。

以上終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

15 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15 番（高橋富美子委員） それでは、5点について質問させていただきます。

初めに、決算書85ページ、2款1項2目職員

厚生事業費、成果に関する説明書5ページになります。

基本健診も100%受診、またストレスチェックにしても受診率100%とありました。その中で括弧書きで、対象者は病気休暇の職員を除くと書いてありますが、何名の方が病気休暇を取られていたのか、お伺いしたいと思います。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 健康診断の際の病気休暇中の職員ということですが、この病気休暇の中には、精神的なもの、あるいはそのほか様々な病気の方がいらっしゃいますけれども、そういったものを併せまして、休暇中ということで、このときに休暇していたかどうかというところをちょっとはっきりとは、手持ちの資料ではございませんが、令和5年度中に、主な病気休暇をしていたということについては、十数名というふうにお答えしておきたいと思います。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 十数名ということがありました。ストレスチェック判定と、判定を分析を委託されているところがあるんですが、産業医の先生に相談された方とか、何名ぐらいいらっしゃいましたか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 ストレスチェックの結果、高ストレスというふうな判定の出た職員については、メンタルというところも心配ですので、産業医への受診のほうを推奨しているわけですが、実際は5年度中は2名が面接指導を受けたということになっております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美

子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 様々な要因で、精神的に大変な思いをされている方もいらっしゃると思います。

今、官民間問わず顧客等からの暴行とか脅迫、暴言や不当な要求等の著しい迷惑行為などのカスタマーハラスメントが増加傾向にあると聞いているんですけれども、本市においてこのような事例、例えば延々と電話をしてくたり、窓口に居座り続けたりとか、そういったことはありましたでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 昨今言われておりますカスタマーハラスメントというようなところかと思いますが、一言でカスタマーハラスメント、そういったところをどういうふうに判断するかということも、ちょっと難しいのですが、例えばクレームですとか、苦情ですとか、あるいはきっかけは、職員のミスであったりというようなところもありますので、その辺の丁寧な説明や丁寧な応対を心がけてはいるのですが、やはりそれを超えて、やはり何度か、電話をいただいたり、あるいは感情的になってしまったりして大声を出されたりといったケースはございます。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 今、課長おっしゃられましたけれども、ハードクレームとか、あとカスタマーハラスメントは、もう一般的な苦情の範疇を超えているということで、もう社会通念上、過度な要求であり、不当要求行為等に分類されているとありました。

ハードクレーム等の対応は、何度もさっきも言いましたけれども、長時間にわたる場合が多

いため、業務への支障が生じるだけでなく、対応する職員にも深刻な精神的な苦痛を与え、また、職員のメンタルヘルスを阻害し、最悪の場合、精神疾患による休職や離職等につながる可能性もあるというふうなことも聞いております。

職員個人が問題を抱え込むことがないように、先ほど課長もおっしゃられましたけれども、組織的に毅然として対応することが必要であると思いますが、この点について対応、先ほどもありましたけれども、対応方法について再度お伺いしたいと思います。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 不当要求行為対策というところでございますが、本市においては、不当要求行為等の対策についてということで、毎年春先の課長会の折に、そうした対応について、注意喚起を行っているところでございます。

例えば、初期対応については、相手の方をきちんと確認することですとか、要件を確認することですとか、あと時間を区切るということですとか、あとは、複数で対応すること、あるいは場合によっては、身の危険を感じたら警察に連絡をすると、そういうようなことを取り決めた上で、組織として当たっていくということが重要だというふうには認識しています。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 自治体職員が本質的に不当要求を受けやすいというようなことも言っておりました。それで、今後いつそういったことが起こるか分からない事例に対して、やはりマニュアル等とかを作成してはいかかと思いますが、どうでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 まず、ハラスメント対策という全体的なことについては、本市においては令和4年2月に策定しまして、その中に、ハラスメント全体的な内容について防止策ということで指針として、公表しているところでございますけれども、その際は、特にセクシュアルハラスメントですとか、パワーハラスメント、それから妊娠、出産、育児休業等に対するハラスメント、そういったところに重きを置いてつくった指針ではございました。

その後、社会的にそうしたカスタマーハラスメントということが多く言われるようになったことから、具体的には本市としては、このカスタマーハラスメントに特化した指針というのはまだできておりませんので、今後必要かと思っておりますので、指針に向けて、研究対策、調査等を行いながら、策定してまいりたいと思っております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 職員の皆様を守るためにも、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、決算書163ページ、8款5項1目空き家対策事業について、こちらの成果表の19ページを御覧いただきたいんですけども、空き家への指導及び助言が25件ということが示されておりますが、内容をお伺いしたいと思います。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時44分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 失礼しました。空き家対策という事で御質問いただきました。

空き家に対する指導助言25件でございますけれども、こちらにつきましては、当該空き家の近所の方から、例えば庭の草が生えているとか、あとは、屋根が少し危なくなっているとか、そういった部分の情報が市のほうに寄せられますので、そういった部分につきまして、市の職員が確認した後、所有者に対して、こういう状況であるので対応してくださいというものを文書にて通知してございます。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） ありがとうございます。

その中で、対応ということで、この19ページにあるんですけれども、トタン屋根の撤去及び飛散防止対策、京都市除排雪、これを職員の方がされているということなんですけど、危なくなっていくのでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 そちらにつきましては、現場のほうを確認いたしまして、職員が十分対応できる現場であるという状況を見まして、対応しておりますので、まず危険はないというふうに考えてございます。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） これからもこういった空き家で大変な安全管理不全空き家が多くなるとお思いますので、しっかりと助言、指導等をお願いしたいと思います。

続きまして、決算書95ページ、2款1項10目

交通安全対策事業費の報償費141万800円とあります。

成果表の20ページ、この（4）に、高齢者運転免許自主返納支援事業というふうにあります。これを見ますと、利用券の総配布数962つづりということであるんですが、この令和2年から令和5年まで、平均すると利用率が48.8%というふうになっております。

大体令和2年は多分コロナ禍とかあって28%ぐらいでしたけれども、この点について、利用率が50%ということの要因とか、お願いしたいと思います。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 令和2年度につきましては、発足当時、発足の年度ということがありますので、立ち上がりということで利用率としては少なかったんだろうと受け止めているところでございます。

また、全体的な利用率としては、委員おっしゃるとおり、半分ぐらいのところではありますけれども、大変申し訳ございませんけれども、市のほうにおきまして、どなたがいつとかいう形の記録は取ってございませんので、結果としてこういう利用率という状況にございます。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 100円のバスとかタクシー券を利用というのは、100枚つづりで2冊、2万円ということで、これは使用期限はないわけですか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 利用期限につきましては特に定めてございません。よろしくお願ひします。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美

子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） それでは、このバス・タクシー券に代わるもの、例えば商品券であつたりとか、そういった考えとか、そういった要望とかは聞こえていないですか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 今のところは、ほかのもので手当てするというのは考えてございません。

また、利用者の方々からほかのものがいいんだみたいなお話ですけれども、基本的に免許返納されて、すぐ市役所のほうにおいでいただいて、2万円分のチケットをお渡しして、それ以降はちょっと接触する機会がないものですから、その際においてもどれがいいと、ほぼほぼタクシーに使えるものを御希望されておまして、利用実績におきまして、ほぼほぼタクシーに使われているという状況がございますので、今のところは、ほかのものがいいという要望は承っておりません。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 分かりました。

あと、県のほうでも山形県運転免許証自主返納者等サポート事業という事業がありまして、協賛店にそれを提示することで、特典やサービスを受けることができるというふうにありました。ぜひこういったところも啓発をお願いしたいと思います。

続きまして、決算書97ページ、2款1項13目市民相談事業費、成果表は40ページになりました。先ほど、山科春美委員が質問された箇所になりますけれども、こちらは高齢者の方を中心に、市民相談ということでされているようなんですけれども、今本当にSNSを使った投資詐

欺とか、オンライン化というか、スマホで本当にできる時代で本当に児童生徒もちょっと、もしかしたら、そんなのに引っかかるおそれもあるかと思ひまして、教育的にというか、ちょっとあれは違うんですけれども、児童生徒の方への啓発活動というのは、どのようにされているか、お聞きしたいと思います。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 今現在の事業の中で、特に、児童生徒を対象に絞ったというような、具体的な事業はないんですけれども、先ほど出前講座なども行っているというお話をしましたが、学校などで、例えばそういった授業の中でお話をしてほしいなどという要望がございましたらそういった形で、こちらから出向くこともできますので、そういったところのニーズを把握しながら、今後とも対応してまいりたいと思います。以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） それでは学校教育課のほうで、どのようにされているかを伺いたいと思います。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

坂本健太郎委員長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 それでは、学校現場のほうでということでお答えしたいと思います。

ただいまの回答にもございましたが、学校現場のほうでも、そういった消費生活に関するような事案というものも、例えば、学級活動の時間ですとか、様々な場面で勉強しております。授業でも家庭科の学習などでも行っておりますが、そういった中で、具体的なトラブルだったり、またはこういったときにどうすればいいのかということ、子供たちがお互いに話し合っていて考えたりというような場面がございます。

そういった場合に、今お話がありましたように、生活センターの方をお願いしてお話をさせていただいたりということを行っていました。

また、教員のほうもなかなかそういうふうな部分については、まだまだ知らないことも多くございますので、市内の生徒指導担当者会議等の場で、研修会を開く際に講師としてお越しいただいたりということも行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、最後に決算書127ページ、4款1項1目産後ケア事業委託料12万7,000円ということで、成果表は75ページ、件数26件というふうになっていますが、この詳細をお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 産後ケア事業について御説明いたします。

こちらは、令和4年度から開始した事業でございます。生後1年未満の募集を対象に、助産師が個別ケアを実施するものでございます。

授乳室へ訪問するパターンと、家庭訪問するパターンがございます。里帰り出産であれば、最上郡内であれば、そちらにも助産師さんが訪問するというところでございます。

こちら国庫補助2分の1となっているところですが、こちらは大変好評いただいております。お二人目でも申請される方、希望される方が大変多くいらっしゃいます。

また、訪問結果を保健師が共有させていただき、引き続きの支援などにも当たっておりますので、そうした効果がある事業と認識しております。

以上です。

15番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

坂本健太郎委員長 高橋富美子委員。

15番（高橋富美子委員） 本当に子育てに不安を抱えている方の本当に心強い味方、そういった事業だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時04分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

社会教育課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 先ほど山科春美委員から旧矢作家住宅への来場者の数字について整いましたので、お話しさせていただきます。

昨年令和5年度についてはゼロ人というふうなことなんですけれども、一昨年令和4年には158人という数を数えております。

なお、今年度に関して、8月末現在ですが、約300人おいでだというようなことで、もう少しPRに努めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） よろしく申し上げます。私のほうから2点だけです。

決算書の91ページ、先ほど渡部委員のほうからもありましたが、コミュニティ助成事業補助金、この1点と、あともう1点が、決算書153ページの7款1項3目の観光費で、エコロジーガーデン関係の質問をさせていただきます。

それでは、まずコミュニティ助成事業補助金、先ほど渡部委員のほうへの答弁で、回答がありまして、この助成に関する内容を聞きましたが、これは条件的に、どういう条件に当てはまると助成をするという決まりがあるのでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 コミュニティ助成事業の要件ですけれども、実施要綱に定めるものというふうなところの中で、様々地域活動に資するような備品でありますとか、というふうな内容になっております。

基本的に一番多いのが一般コミュニティ助成事業というふうなところで、100万円から250万円を上限とする金額のものというふうなところが多いんですけれども、一番多いのが、祭り関係の備品というふうなところで、年によっては、町内会の活動のためのエアコン等の設備でありますとか、そういったものとか、たまに年によっては要望が出てくるというふうな状況になっております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 私のほうも、昨年昨々年というか、追って調べてみたんですが、大体祭り関係備品の購入が多いのかなと思っております。

金額的に数百万円単位ということで、恐らく輪番みたいにして、今年は何とか町内会さんねというような形で、使っている助成金なのかなと思いましたが、今回は大正町と飛田町内会、この2団体で480万円ということです。

実は、このコミュニティ助成金というのを、元集落単位の祭り、開催する祭り、これが一番たしか小さいですけれども、コミュニティを活性化していくと。活動を促進するという点では非常に力を入れるべきだと思っております。

令和5年度においては、この2地区でしたが、このほかに申請した団体はないのでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今現在、今年度予算にも盛っておりますけれども、今年度2団体か、もしくは内示によっては3団体指定になるかというふうなところで考えておりますけれども、今年度以降、今現在要望のある団体が8団体といえますか、8町内おります。

年間2から3団体というふうな、その財源の範囲内で採択を受けますので、順番を待っているというふうな状態になっております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） いわゆる心配するのは祭り、新庄まつり関連の備品を買うという既得権化していて、ほかの本当の集落単位での、今、例えば泉田の祭りというのは、すごく去年からお金のかかるやつになっています。

花火を上げるし、いろんなダンス関係の団体を呼んだりして、お金がかなりかかっているものになってきています。

そういう祭りが今、力を入れて若者たちが力を合わせて一生懸命やっている。ただ、資金的に余裕があってやっているわけじゃないですし、町内会が集まってくる寄附金やら何やらでかつかつでやっている。

それを考えると、やはりいろんなところに目を向けてもらって、令和5年度においてはこの2団体、これはもう採択になって、助成になったんでしょうからしょうがないとしても、いろんな意味でPRをして、もっと細分化して、高額なお金が必要だったわけじゃないんですから、細分化していろんな集落で使ってもらえるようなというふうなことを考えていく時期ではない

んでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今、山科委員のほうから様々、地域活動をされている中でというふうなところがありましたけれども、コミュニティ助成事業については、コミュニティ助成事業の助成の要綱の範囲内ではできないものですから、例えばそういうソフト事業的なものに該当できるかできないかというふうなところもありますし、あとはそれぞれの町内会で順番が今8町内、今年以降来ておりますけれども、それぞれ要望には、その町内会の思いがあるものですから、その中で、優劣をその内容によって性質別につけられないというふうな課題もあります。

最終的に、申請をしてやる段階では、くじ引きといいますか、そういった部分でやるというふうなケースもありますけれども、それを行うにしても、各町内の方々に丁寧に説明をして、理解を求めて、そして順番を決めさせてもらっているというような手続もさせてもらっていますので、今、山科委員がおっしゃったような、様々な町内で頑張っているような、これに限らずあることは認識しておりますけれども、それはそれとして、また別な財源を使うとか、そういった部分も考えながらする必要もあるのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 前向きな回答だと思います。ぜひ、このたびは決算審査でありますので、新しい事業を立ち上げてくださいますということは言いませぬけれども、これに類似するような、本当に地域のコミュニティ、小さい小さいコミュニティも助成するような、何かの手だてというのを考えていただきたいと思います。よろしく願います。

続きまして、ちょっとこれは悩ましいんですけども、この成果表の11ページ、今の続きですが、コミュニティ助成金が（1）で、（3）に地域づくり推進交付金というのが出ておりますが、これは複数地区による連合組織を対象とした、防災消防訓練だと、一番重要な点、この世代間の交流会を実施すると。その事業に対して交付金を交付するというので、これは令和5年度3団体が連合して、何かの行事をやったというのに対して助成したと思います。30万円ですけれども、このシステムという、この推進するシステムというのが、今人口が希薄化というか、少なくなってきていて、集落単位が成り立たなくなっているというふうなことも、これから起こりますし、現在なっていると思いますので、その辺、周知方法として、令和5年度にどんな周知をやったこの4団体を集めたか分かりませんが、この判断基準をもっと広めていくような取組というのを、令和5年、これから考えておられますか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 地域づくり推進交付金の周知の仕方というふうなことですけれども、これにつきましては、行政区、いわゆる区長さん方が先出しになって取り組まれているというふうなところが多いことから、区長総会のときに、毎年PRをさせていただいております。

この交付金を、この交付金については、連合で取り組む世帯数に400円を乗じた額になるわけですけれども、条件といたしまして、この前段で、地域づくり調査研究事業委託ということで、1世帯当たり300円の計算で出た委託料を市から払う形で、地域、その連合で取り組む地域の課題を発掘してもらっております。

その上で、この交付金を使えるというふうな要件が整うというふうなところになっております。

それで、そういった調査研究の課題もクリアしている団体で、かつ令和5年度、活用した団体が4団体というふうなところになるわけですが、これにつきましては、今説明したような流れを、また区長総会、あるいは役員会の中で説明して、各行政区のほうに周知を図っていきたいということで、今年度これ以降については、特に考えておりませんが、機会を捉えて、周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 間違いなく人口は減っていく集落というのが多くなりますので、コンパクトな集落というか、複数まとまっているいろんなイベントができるというのも楽しいかと思えます。そのような周知を図っていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは、先ほど申し上げましたが、決算書153ページのエコロジーガーデン関係です。

これは、成果表の117ページを見たほうが分かりやすいと思いますので、両方併せてお願いしたいと思いますが、この決算書の153ページには、ほとんど3分の2ぐらいがエコロジーガーデン推進事業費ということで、ずらずらっと表記してあります。

成果表のほうで見れば、イベントの開催を113回やったと。エコロジーガーデンの来場者数は3万9,471人、ほぼ新庄市の人口ぐらいが来たのかなと思っております。

これを、この来場者数、来場して下さった方々の満足度というものを量る尺度はどう思っていますか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 イベント時に様々御来場いただくお客様方、観覧者の方々から、今現在

アンケート等を取っておる状況ではございませんので、こちらのほうとしては、その状況を把握していないというような形になってございます。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） それでは、質問を変えますが、これは歳入のほうで確認すると、使用料が526万円ちょっとなんです、いわゆる借りて使っているという方がいらっしゃると、使用者と主要団体がいるわけです。

この方たちが使った水道光熱費というのが200万円ちょっとなんです。合わせて740万円ぐらいの金額が歳入ということで入ってきているんだと思いますが、この経費を、つまりだから非常に使用料としては高額なほうの施設だと思います。ほかの施設と比べれば、このぐらいの規模の使用料が入る施設はないと思っておりますので、この使用者の方々に対するサービス、対価、つまり今、歳出のほうで出しているこの金額が、どれだけその使用者、使用団体が満足を得ているかという点、これも把握していますか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 テナントの使用者という形の方々とは、利用団体の会議を随時してしまして、その場で調整を図っておるところでございます。

ただ、様々当然、テナントで入っている方々、それから様々な利用の方々のお話の中では、やはりこういうこともしてどうでしょうかとか、御要望、御意見をお伺いするときに多いというお話を聞いてございます。

以上でございます。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） 人の満足度というのは、主観的に何かみんな喜んでいるみたいだなというのはちょっと行政としてはデータとしては使えないものですから、きちんとしたアンケートを取るならアンケートを取る。それから、ちゃんとしたその来場者と、あと使用者の意見というのを把握していく必要があるのかなと。

ましてや、令和7年度の道の駅オープンと、これを控えておりますので、しっかりそういった体制をつくっておかないと、令和5年度、それから6年度、これからつくっておいて、いざどっと人が来たときに、慌てないような体制をつくっていくのが大事かと思いますが、最後にいかがですか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 令和7年度秋のオープンを目指しております道の駅事業でございますが、当然今委員からおっしゃられた部分につきましては、利用団体、それから利用者等々とも協議をこれから重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

かつ、さらには、当然オープン時には道の駅の運営につきましては、当面直営ということで、議会の皆様のほうにも御説明させていただいておるところですが、なるべく早めに、まだ具体的な協議は詰まっておりますけれども、当然民間活力を活用した形での運営というのは、視野のほうに入っておりますので、そういう形でなるべく民間の方々のお力をお借りするような形での運営を目指してまいりたいというふうに考えてございますので、当然そうなりますと使用者側、それから利用団体の皆様とも、これから協議を重ねてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

14番（山科正仁委員） 委員長、山科正仁。

坂本健太郎委員長 山科正仁委員。

14番（山科正仁委員） ぜひとも計画してしっ

かりつくる、道の駅ということで、満足のいく、皆さんが帰った後も、数値的に、これだけ成果が上がっているなど満足して帰ってもらったら、またリピーターが来ているなというふうな情報が集められるような、いい施設にしてください。お願いします。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

坂本健太郎委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） それでは、私より4点、質問させていただきます。

大分後になってきまして、かぶりますが、私は私なりの考えがございますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

我が新庄市にとっては、一番の政策上の問題は、皆さん御承知のとおり、人口減が最も考えていかなきゃ、検討しなきゃならない問題であらうというふうに思います。

人口が減ることによって、税収にも大きく影響してくるわけでございまして、今現在、予算されている200万円前後の予算というのは、だんだん少なくならざるを得なくなる、自然にですね。そういうふうに私は捉えております。

そこで、今決算では、過去5年度の状況を精査しながら、どういうふうにこれが財政に効果をもたらしたか。中でも無駄がなかったかというようなことを、十分にやっぱり精査していかなきゃならないんじゃないかというふうに私は思っています。

そこで、将来に向かって有効になる状態を維持するには、私が一番感じていることは、無駄の部分をもっと省いていくものじゃないかなと、そういうふうについていつも考えているわけでございますので、今日の決算では、その点をピックアップして、改善できないかどうか。

決算においては、効果をどの程度もたらしたかということから、検討、再検討するところが

あれば、みんなでひとつその辺を逐次見ていけばいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

まず最初に、先ほども質問があったんですが、同じことになりますが、私なりに感じていることを申し上げますので、お答えいただきたいと思います。

まず、95ページの1款総務費のところです。1項の10目交通安全専門委員報酬等の報償費のところ。141万800円。これを1か所ずつ質問してまいります。

この報償費を高齢者の運転免許の自主返納に対する補助金、支援事業ということで1人2万円ずつのタクシー券を発行しているということでございますけれども、この数字が表すように、成果書のほうの20ページを見ると141万800円というのが、常に今免許を返した人に配布しているわけですが、利用が50%、半分を切っているというところに問題があるんじゃないかと。

結局、これは使い勝手が市民から見れば、よくないというふうな判断じゃないかなというふうに思います。

先ほど、課長は、その使い道については、タクシー券以外の使用の情報は私のところに入っていないというふうなことを言われましたが、私のところには入っているんです。

1回何か課長に言ったような記憶があるんですけど、忘れたんですかね。タクシー券でなくて、商品券にしてくれというふうな要望が、私のところに複数入っております。なぜかというと、近間の人は利用がいいと、タクシーのほうが安く、1,000円台で終わるところが近ければできるんですが、遠くになると1回に2,000円や3,000円でできないところもあるわけですよ。そうすると、なかなか使いにくい。すぐ2万円がなくなってしまうので、そんなことかなということ、代わりに交通は自分のほうで考

えるから、自分が直接使いやすいような商品券に変えてくれないかというふうな要望が来ております、私のほうへ。

これは、やっぱりまだその半分しか、半分以下しか使われていない。残っている、有効期限がないということです、いつ使ってもいいわけだから、もったいないわけですね、せっかく配布したのに、使われていないということは、この事業は、もう少し検討していかなきゃならないということが言えると私は思っています。

そんなことで、今後市民の方が利用しやすいように検討してみたらどうかということが私は思っていることですので、検討の余地があるかどうか、その辺はひとつ課長のほうから答弁いただきたいというふうに思います。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 免許返納に関する御質問をいただいたところであります。

すみません、先ほど要望はないということで御答弁さしあげましたけれども、もう少し詳しく言わせていただければ、窓口等で、そういったお話はお伺いしていないというところで、新田委員からおっしゃられまして、うっすら私もちょっと記憶がよみがえってきました。商品券の話はお伺いしたのは記憶してございます。

利用率部分のところではありますけれども、ただ、実際の配布対象にしている方、当然高齢者ということで、年齢が高いというところで、窓口においでになる方も、それ相応の70歳以降でありますけれども、結構80代でこちらのほうに来られる方もいますし、また、御本人様が来ないで、御家族の方が代理で来るというパターンもございます。

ですので、皆さんが外出をして使っているという事例もあるんでしょうけれども、なかなか使い切る前にという部分もあるのかなというの

は、ちょっと考えているところではあります。

先ほども、一応タクシーがほとんどとは言いましたが、一応こちらでタクシー券が、ほとんどはタクシー券と言っておりますけれども、3つの利用券を選んでいただいております。

タクシー、もしくは山交バスで使えるもの、あと、まちなか循環線とか、市のバスで使えるもの、あと、大蔵村営バスで使えるものと3パターン用意してございまして、皆さんほとんど山交バス、もしくはタクシーで使えるものを御希望されて2万円分、交付を受けてお帰りになっているというような状況にございます。

ですので、免許返納ということで交通の足という部分がありますので、内容としては、商品券というよりは、交通の足の代わりになるものというのがありますので、目的には沿っているのかなという部分はあろうかと思えます。

ただ、こういった状況もありますので、絶対変えないというわけではありませんけれども、もし何かの機会がありましたら、アンケート等を取ってみるというのも、いい手ではないのかなというふうに考えるところです。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

坂本健太郎委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） タクシー券の交付というのはいいんですけれども、この成果表を見ると、これの目的はやっぱり高齢者に早く返納してもらって、事故を起こさないようにというのが大きな目的じゃないかなというふうに思います。

しかし、統計にあるとおり、まだまだ事故を起こしている人が多いよという結果がここに出ているわけですね。

令和5年においては26人の高齢者の事故が発生しているということですよね。ですから、完全になくするには、もう少しやっぱり効率のいいような方法を考えていかなきゃならんじゃな

いかなと、私は思う。事故がゼロになっていかなきゃならないんじゃないかなというふうに私は考えております。

そんなことで、そういうふうな市民の要望もあることから、乗り物に使える交通券ですか、だけでなく、広く使えるように使い勝手のいいような方法を、やっぱり考えて実行するべきじゃないかなというふうに私は考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、102ページの2款総務費3項3目、県議会議員選挙になります。去年行いました県議会議員の選挙、令和5年市長選挙と議会議員の選挙と3つあるわけですが、この中で、成果書のほうでいきますと、選挙管理委員会の所管ですが、私が申し上げたいのは、ここに無駄があるというふうに私は思っていますので、これを何とか解消できないかということをお願いしたいと思います。

どういうところかといいますと、これは今年3月に、私も頂いた選挙の記録の中を見ていきますと、一番気になるのが、投票所の数、31か所ありますけれども、ここを見ていきますと、前から全然変わっていないのが、この投票所の数ですね。

それで、下からいきますと、有権者が一番少ないのが60人、その次が66人というふうな順番になっています。

ずっと眺めていきますと、60人のところは期日前投票が23人です。一般投票という当日した人が24人、60人のうち23人が期日前だから、当然24人がというふうな数字になります。それから行かない人、不在者、棄権した人が、ここは60人のところは13人となっています。

それで、たった60人しかいない当日が24人のところであっても、管理者はほかと変わらないわけです。ここに無駄があると私は見えています。

一日7時から7時までいて、24人のために、一日張りついていなきゃならない。そのほかに、市の職員も、事務的な処理するために、四、五人は最低、私のところは7人おりますね。この方が全員、この7時間、7時から7時、12時間そこに張りついていなきゃならない。これは無駄だと思いませんか。私は無駄だと思う。

ですから、これはどこかにやっぱり統合するというふうなことにしていかないと、一番大きいのは選挙で人件費がほとんどです。御存じのとおり、そうですよ。

そして、投票が休日になっている。今いろいろと新聞を見てみますと、投票日を平日に持っている自治体がだんだん多く出てきています。これは経費節減のためということであろうと思います。

当日やっぱりただ投票に絡んだ出席をした人が、今、市の職員が多いわけですね。休日残業手当ということで、金額もかなり増えていくわけで、この辺はやっぱり十分検討していかないと。

今、期日前投票は自由にできるわけですね、新庄の場合は5日間、告示日の翌日から前日までであれば、いつでもできるわけです。8時まで、受付が。自分の都合で、いつでもできる。結局この少ない人数のところも、地域の決められた投票所に行かないで、新庄市のここまで来るんですよ。そういうふうな状況。

だから、この投票所というものは、もう少し十分に検討するべきじゃないかなと私はいつも思っています。

この資料を見ますと、選挙管理委員会を、この5年のときに19回開いているわけだ。選挙の回数が3つあったので、県会、市長選、市議会議員とあったから、この多い数になったとは思いますが、この中で、事前に、何年か前でもいいですから、投票所に関して議論したことがあるかどうか。委員長から聞きたいとい

うふうに思います。

武田清治選挙管理委員会委員長 委員長、武田清治。

坂本健太郎委員長 武田選挙管理委員会委員長。

武田清治選挙管理委員会委員長 ただいまの新田委員のほうから、投票所の在り方についての質問を受けました。

その中で、投票管理者、投票立会人等については、これの人数についてはもう公職選挙法で決まっておりますので、これは変えることができません。あと、事務職員については、最低限、必要最低限、現在のところを配置しておるところですので、御理解を賜りたいと思います。

なお、投票区、投票所の見直しについてであります。最近の投票区、投票所の統廃合は平成26年の衆議院選挙から、上西山公民館の投票所を交通安全上の観点から廃止し、当時は沼田小学校、現在は明倫学園の投票所に統合し、また、今年1月に地元の要請により、前波公民館の投票所を廃止し、升形小学校の投票所に統合しました。

ただ、前波公民館は、昨年の統一地方選挙、また市長選挙においては、前波公民館で実施したところでありますが、その後廃止して升形小学校に投票所を統合したところです。現在は、30の投票区、投票所となっています。

投票区の設定に当たりましては、有権者数、投票所までの距離、地域の特性などを勘案し、市民の投票環境の公平性を確保するため設定しているものでありますが、当初の設定時から投票環境が大きく、変わってきているところがあります。

特に有権者数におきましては、周辺部の有権者数がかなり少なくなってきました。また、投票所までの距離につきましては、その多くは、歩いて投票所に行くことが一般的な時代に投票区が設定されたものでありますので、道路も整備された車社会の現在から見て、投票区の区分

に疑問が生じてきている現状があるのではないかと思います。

しかしながら、市民一人一人から見れば、過去何十年間と同じ投票区、投票所で投票を行ってきたわけで、統廃合となれば、慣れている環境が変わることへの抵抗感というか、違和感を抱かれることもあるかと思います。

市民が理解し得る投票環境の変化を示していかなければならないのではないかと考えております。

現在、投票者の約半分期日前投票者ですが、今後さらにこれが増えていくのか、見極める必要がありますし、現在でも目いっぱいである期日前投票所の運営面を改善するための投票所が、期日前投票所の在り方なども検討する必要があるのではないかと思います。

また、投票管理者、投票立会人の成り手が少なくなる現状にあり、選任に苦慮しているところでもあります。

今後こうした投票所が増えていくのか、見極めていく必要があります。また投票所へのバリアフリー化などの要望への対応や、今申し上げた課題を踏まえた上で、投票区、投票所の統廃合を総合的かつ慎重に検討してまいりたいと思います。御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

坂本健太郎委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） 今、委員長より詳細なお答えいただきましたが、委員会としては、状況を今現状を捉えているわけですね。おっしゃるとおり社会環境は、この設定にした31投票区のああいふ時代とは、もうかなり変わっているわけですが、社会環境もですね。

ですから、これはもう少し十分に委員会の中で検討して、統合できるものは統合していくというふうな方向に行くべきだと私は思います。

それで、この結果表も見るとおり、期日前の投票者というのは、かなり増えている。もう半分以上になっているところもあるわけです。

それを見ると、地元にお金が上がらないというような考えの人がもう薄れているということと、すぐ隣にあっても、期日前やっている人だって、かなりいるんですよ、この中に。

そういうことを考慮しながら、とにかくその節約に徹していかなきゃならないような状況に陥っているわけですから、十分検討して、もう少し統廃合を早めていただきたいなと思います。

あと、さっき60人、66人ということを今申し上げましたんですが、200人台も、これは統合すべきと、個人的な考えはそういうふうに思っています。

どうか今後、委員会があったときに、それを議題として、十分に検討をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

それから、145ページ。

坂本健太郎委員長 新田委員、すみません、回答はよろしいですか。

武田清治選挙管理委員会委員長 委員長、武田清治。

坂本健太郎委員長 武田選挙管理委員会委員長。

武田清治選挙管理委員会委員長 再度の答弁になりますが、慎重に検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

坂本健太郎委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） ありがとうございます。

委員長にお任せするしかありませんが、そういうふうな、とにかく選挙関係だけでなく、無駄があったら全課を挙げて、削減をしていくというふうな方向でやらないと、だんだん行き詰まっていくような感じを私は受けるものですから、どうぞよろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、145ページの6款農林関係、農林の6

款1項9目です。145ページの昭和活性化センター管理事業費210万6,871円というのがありますけれども、これは成果書を見ますと、1年間に関わって、使用料が7万8,480円の使用料しか入っていない。

そこにこれだけの費用が費やされるんです。210万6,871円というような業務費が計上されております。

利用者が少ないということを、自然とこの数字から拾うことができるわけで、これは前から思っているんですが、管理は地元の昭和の人に任せるべきじゃないかなというふうに私は思っています。それで、経費を抑えるということをしていかないと、何も利用費がないときに、委託者が、そこに出勤しているというような状況があるから、こういうふうに金がかかるんじゃないですか。

あそこは、地元の人から、私が要請を受けたんですが、もう屋根が腐っているんじゃないかと、赤さびが出て、真っ黒になって塗装もしないし、トタンが腐っているんじゃないかなという、この間、注意を受けまして、何とかしなきゃなんないだろうというふうなことでした。これの状況把握をしていますか、お伺いします。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 ただいま新田委員のほうから御指摘いただきました昭和活性化センター、屋根の件については、私どもも把握してございます。

状況をちょっと把握して確認させていただいて、どのような手だてが必要なのかということも、ちょっと業者さんとお話もさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

11番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

坂本健太郎委員長 新田道尋委員。

11番（新田道尋委員） ごめんなさい。利用者

が少ないのに、この建物を維持管理するということは、新庄市にとって大変負担になるわけです。ですから、これの利用ということも十分考えて、また、委託すべきかどうか、その辺も再検討して、これも私から見れば無駄なことをやっているなというふうに思っているわけですから、よく検討していただきたいなというふうに思います。

あと、続けて151ページ、成果書では114ページになります。

これは新庄まつりなんですけど、時間がないのではしよります。252万3,000円というふうな、実行委員会の付託金とありますけれども、これは、新庄まつりは新庄からなくすわけにいかないわけでしょう。

長く続けていかなきゃならないということで問題点がある。私から見るとですね。今年の状況を見ても、山車が回らないところにも、寄附もらいに歩くんだよね。あれはあまりいいもんじゃない。これはでも、町内会からすれば、資金不足になるから、歩かざるを得ないということになるんでしょうけれども、ああいうことを早くやめさせるべきだ、みっともない。

大分、中高生を使って寄附集めに歩くという姿は見ないようになってきましたが、一部まだそういうふうに、私が今年見かけたのは、13号のバイパス、あそこの町内会のはっぴ着て回っている、複数人が。ああいうことじゃない。これから新庄市のやっぱり、一番最も大事な部分ですので、何とか、それをやめていかなきゃならないんじゃないかと、いつも思っているんです。

どうか十分に検討していただきたいということは、各町内に補助金を余計に増額することですということを申し上げて終わります。

以上、回答は要らない。

散 会

坂本健太郎委員長 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は、9月19日木曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時51分 散会

決算特別委員会記録（第3号）

令和6年9月19日 木曜日 午前10時00分開議
委員長 坂本 健太郎 副委員長 鈴木 法学

出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	亀井博人	委員
3番	今田浩徳	委員	4番	鈴木啓太	委員
5番	坂本健太郎	委員	6番	田中功	委員
7番	山科春美	委員	8番	鈴木法学	委員
9番	辺見孝太	委員	10番	渡部正七	委員
11番	新田道尋	委員	13番	伊藤健一	委員
14番	山科正仁	委員	15番	高橋富美子	委員
16番	佐藤卓也	委員	17番	小野周一	委員
18番	小嶋富弥	委員			

欠席委員（1名）

12番 八 鍬 長 一 委員

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山 浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋 学
上下水道課長	阿部和也	会計管理 者兼会計課長	加藤 功
教育長	高野 博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	今田 新
監査委員	須田泰博	監査委員 事務局長	伊藤幸枝

選挙管理委員会
委員長

武 田 清 治

選挙管理委員会
事務局長

井 上 徹

農業委員会会長

浅 沼 玲 子

農 業 委 員 会 長
農 務 局

大 江 周

事務局出席者職氏名

局 長 山 科 雅 寛
主 事 小 野 一 樹

局 長 補 佐 高 橋 智 江
主 事 秋 葉 佑 太

本日の会議に付した事件

議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第37号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第38号令和5年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第39号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第40号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第41号令和5年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第42号令和5年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

開 議

坂本健太郎委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者は、八鍬長一委員の1名です。

これより昨日に引き続き決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、昨日にも申し上げましたが、再度確認のため、本委員会の執行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。

質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

坂本健太郎委員長 それでは、昨日の審査に引き続き、議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出に関し、質疑ありませんか。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、3点、款項目では3款に関して御質問をさせていただきます。

最初に、94、95ページの総務費の総務管理費、市民生活対策費について、その中で3項目お伺いをいたします。次に116ページから117ページ、3款民生費の児童福祉費1目児童福祉総務費についてお伺いいたします。最後に、138ページ、139ページの6款農林水産業費、農業費の3目農業振興費についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、94、95ページの市民生活対策費の市民生活対策事業費についてでございます。

防犯カメラ新設工事375万1,000円の投入を行いまして、22台になりましたけれども、主要な配置場所はどこなのか、今後の計画はあるのかお伺いします。

あわせて、最上広域交流センター電気利用料負担金8万2,000円ほどありますけれども、これはどのようなものかお伺いします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 おはようございます。

防犯カメラに関する御質問をいただきました。防犯カメラにつきましては、決算書に載っているとおり、昨年度12台、増設工事を行ってございます。

こちらにつきましては、入札を行ったところですが、株式会社新栄の1者のみ応札ということで、後日、指名した業者の聞き取りの結果、新栄以外には施工が難しいということで、1者随契で発注したところでございます。

場所につきましては、12か所ございますけれども、若葉町アンダー付近、金沢八幡地下道付近、松枝歩道付近、戸田菓子店付近、新庄小学校丁字路、きねぶち医院付近、三浦歯科医院付

近、本合海排水路付近、駅東口第二駐車場付近、梅屋付近、旧ワークマン付近、にここ東園付近の12件、増設を行っております。

電気料につきましては、ゆめりあ内にカメラの制御装置のサーバーを置いておりまして、そちらの電気料を応分の負担ということでお支払いしております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） ありがとうございます。了解しました。

言い忘れましたけれども、主要施策の成果に関する説明書の19ページにその内訳がありますので、申し添えます。

この件で警察から8件ほどの問合せがあると先ほどの19ページにありますけれども、事件に関わる内容での問合せでしょうか、お伺いいたします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 大変申し訳ありません。内容については、市では把握してございません。警察署長名で市に協力依頼がありましたら映像を提供しているという状況でございます。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。

次に、防犯灯維持管理事業費補助金についてお伺いいたします。

当該年度、令和5年度は405万9,000円となっておりますけれども、前年度対比しますと1.8倍ほど多く補助金が出されたとなっております。この理由をお伺いしたいんですが、結果的に地域町内会の負担金を補助するような事業費補助金になっていますので、地元町内会としては非常に助かっているように思うんですが、いかが

でしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 防犯灯の電気代につきましては、決算書に掲載されている金額ですが、大きく2つに分けることができます。

まず1点としましては、通常どおり、町内会でお支払いしている電気代に対しまして3割を市で補助してございます。

もう1点は国の交付金充用でありまして、電気料高騰対策に対しまして今回その交付金を利用いたしまして、1灯当たり500円ということで、総額181万3,500円を追加で交付してございますので、例年よりも大きな金額となっている状況です。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 電力料金が今も高い状況で維持されているんですけれども、これは単年度の国の補助で180万円ほど補助されたがために、町内会に1灯当たり補助金として出されたということでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 委員おっしゃるとおり、単年度の事業となります。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 多分町内会では理解しているかと思いますが、実際令和6年度はまた元に戻ったという状況にあります。予算上もそう出ていますが、単年度事業だということでの周知はなされておりますか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 こちらの事業につきましては補正で追加した部分になりますので、そういった

部分を併せて通常とは別に各町内会にお知らせしたところです。そういった部分もありまして、単年度というのが分かるような文面で周知したと認識しております。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 了解しました。

次に、同じ目の中で防犯ボランティア活動支援事業費補助金13万円となっております。これの説明によれば、防犯協会に対して、のぼり旗や回転灯の資機材の購入支援となっておりますけれども、この金額で間に合っているのでしょうか、お伺いします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 防犯ボランティアの補助金でございますけれども、防犯協会に補助しているわけですが、防犯協会につきましてはこのほかに市民の方々から会費ということで100円を頂いているところがあります。それと合わせて会を運営してございます。100円では足りない部分について市で補助を行っているという内容ですので、余裕はないかもしれませんが、必要十分な金額であると認識しております。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 確かに、従来1戸当たり50円を各世帯から防犯活動費として頂いているものを100円にさせていただいて、金額的に見れば倍になっているという状況ですが、現実的には納入率等を見ますと決して高い納入状況にないというのが実態だと思います。

その中で、例えば今言ったのぼり旗や回転灯の資機材についてはどうしても充足できない部分も見受けられます。13万円、現在8支部ありますけれども、1支部当たり1万6,000円という状況で、回転灯1個買って終わりという状況

がありまして、防犯上、青色回転灯なんですけれども、そういう状況で非常に窮屈な活動を行っているともお伺いしましたので、例えば1支部1万6,000円から2万円ほどという予算の計上もあっていいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 確かに、活動をこれから活発にしていく、充足していくという部分があればそういう側面もあるかと思います。

こちらにつきましては、あくまでも防犯協会の活動の中で防犯協会が予算組みをして活動を行っているわけですから、まず防犯協会で今後の事業計画等を立てていただいて、それに見合った予算組み、それによってどういう形で市の援助が必要なのかという部分が出てくると思いますので、今後は防犯協会と協議を重ねていきたいと思います。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 了解しました。よろしくお願いいたします。

次に、116ページ、117ページの民生費の児童福祉総務費について、主要施策の成果に関する説明書では65ページになります。

公立保育所施設整備事業費についてでございますが、新中部保育所設計業務委託料が繰越明許で1,940万4,000円の支払いが終わっているようでございます。これに伴って工事発注ができてないという状況があつて、以前に問合せをしている中で、設計図書に一部誤りがあり、入札を中止した経緯は伺っておりますので承知しておりますが、その後の経過が見えない状況にありますけれども、いかがな状況かお伺いいたします。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、

鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 新中部保育所（仮称）の設計が昨年終わりました、工事発注に向けた手続等を行っていたところでございます。以前に申し上げた点もあるかと思いますが、2月に入札の手続中、設計図書の一部不備、誤りが発見されたということで、入札を中止し、その後、設計業者に設計図書の修正を求めてきているところでございます。現段階でまだ完全に修正が終わっていないという状況にあります。

これまでの修正の中で、設計業者自ら修正を求める部分と、第三者機関ということで、第三者の目から見ていただくということもしております。その中で様々指摘事項が出ておりまして、図面等の修正なども出てきております。毎月のように確認はしていますが、その都度、まだ不備、完全に直ってない部分もございまして、今段階でまだ終わっていないところでございますが、毎月のように日程を取りながら確認し、修正が終わり次第、工事発注に向けて進めていきたいと考えているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 以前、ほかの委員からお伺いした要件でございますけれども、私の認識としては、一部誤りがあるために入札を中止したという理由でございましたので、こんなに手間あるいは時間がかかるとは認識しておりませんでした、正直。言葉のあやかもしれませんが、一部誤りの見直しに時間かかるものだなと思いますけれども、いつまでかかってもいいわけではないと思います。ある程度目標を持って、いつまでにやるとか、あるいはこの時期までにでかすんだと、これから設計ができ

て工事発注となれば、今度雪が降る状況になって、着工時期も遅れる、あるいは雪の中での工事となる可能性もありますので、そこら辺、いかがですか。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、鈴木則勝。

坂本健太郎委員長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 これまで設計の修正を求めてきている中で、いつまででもいいということで放置していたということではございません。その都度、設計修正が終わる日程等は打合せの中で決めながら、提出いただいたものを確認してきたわけですが、その確認の都度、まだ完全ではなかったということの繰り返しのような状態でございます。

また、今度の設計図書の修正終わりの日程も示されていまして、10月中旬ということでの話は聞いておりますので、その点では間違いのないように、その都度、こちらでも途中で目を入れながら、しっかり提出していただけるように進めていきたいと考えております。

以上です。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） よろしく願いいたします。

次に、138、139ページの農林水産事業費、款項目では農業振興行政事業費になります。

新庄産米生産応援事業費補助金1,434万7,000円何がしの支出がありますけれども、事業内容あるいは使途内容についてお伺いいたします。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 ただいま新庄産米生産応援事業費補助金について御質問いただきました。

こちらについては、夏の異常気象によりまして生育不良と農業収入が減少している中で、物

価高騰によりさらなる経営の圧迫が心配されているということで、農業者の営農継続を支援するために、水稻の種苗費の高騰分の一部について支援したものでございます。

こちらの金額については10アール当たり500円で、助成対象者は675名であります。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 了解しました。

これは主要施策の成果に関する説明書に載せられておりますか。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開します。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 主要施策には載ってございません。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 農家経済あるいは生産者の応援ということで、国の補助等も入っての要件だと思いますけれども、農家側への補助がなされたという状況だと思います。種苗費、10アール当たり500円、675名の関係者に支払われたという内容があるわけですので、できれば載せていただければと思います。

あわせまして、昨年度、化学肥料の価格高騰対策事業に取り組まれたと思いますけれども、その実績等も、この資料、決算書等では確認できなかったんですが、いかがでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 一般会計ではございませんの

で、載ってございません。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) もう一度お願いします。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 一般会計ではありませんので、載っていない状況です。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 昨年度、議会の中でも質問しましたが、農家側への価格高騰対策、どういう流れで肥料の価格高騰になった部分の補填がなされたか分からないんですけども、農家側としては非常にこれも助かったという現実があります。ですので、農林課で把握している範囲内の要件で結構でございますが、お知らせをいただきたいんですが。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 新庄市再生協に直接国から補助金を頂いて、再生協から各農家に支払われているものでございます。毎年、「生産の目安」手引を農家全戸に渡しておりますけれども、その中に説明書きがあるかと思います。

以上です。

6 番(田中 功委員) 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番(田中 功委員) 確かに再生協の仕組みを私自身が十分理解してないがための質問だったんですけども、実際農家側には新庄市農林

課あるいは「農業だより」を通じて通知がありますので、農林課は併せて事務局という立場もありますので、そうした案内も農林課から「農業だより」などを通じて農家側に出ます。そんなことも含めまして、確かに一般会計の予算には盛り込まれない、再生協議会への直接の交付となるかもしれませんが、その確認をする方法が今のところないわけです、我々としては、議会としては。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 大変時間を取ってすみませんでした。

事務局ということで委員から言われましたけれども、現在、一般会計の決算でございますので、資料等を持ち合わせてございませんが、農林課に来ていただければお示しできるものがあるかと思います。

以上でございます。

6 番（田中 功委員） 委員長、田中 功。

坂本健太郎委員長 田中 功委員。

6 番（田中 功委員） 了解しました。

これで終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） おはようございます。

議席番号8番、鈴木法学です。

3点ほどありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書94ページにあります2款1項11目市民生活対策費について質問させていた

だきます。

こちらは、今、田中委員から質問あったところで、成果説明書19ページの街頭防犯カメラ整備事業です。内容に関しては設置場所等御説明がありましたので、それ以外に関して質問させていただきます。

カメラについてなんですが、角度固定の単体録画タイプや遠隔で視界を調整するタイプなど、防犯カメラにも様々な機能があると思いますが、この22台はどのようなタイプか、分かれば教えてください。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 防犯カメラのタイプ、仕様に関する御質問でございます。

市で整備しております防犯カメラについては2種類あります。

一番最初、平成25年から整備を始めたわけですが、当初から整備していたものについてはネット回線で直接画像を確認できるものになってございます。こちらについては遠隔操作可能ですけれども、基本的には画角固定で常時録画機能を有しているものでございます。こちらが8台ございます。

残りの14台につきましてはSDメモリータイプということで、設置した画角のまま撮り続け、SDメモリーに録画するというタイプになってございます。

以上です。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 承知いたしました。

その上で、先ほど設置場所、エリアをお聞きしました。若葉町アンダーあるいは本合海の排水路等のお話があったと思います。

このたびの豪雨災害などでは、市街地の状況をその場に行かずに把握したり記録できる設備があったと思いますが、そういった防犯以外で

の使い方をされているか、あるいはそういった視野を入れた設置なのかお伺いいたします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 事業名に書いてあるとおり防犯カメラとなっておりますので、基本的には防犯カメラということで、画角についても基本的には交差点、道路のほうを映している画角になっておりますので、基本的にはそういった方面の利用目的となっております。

防災関係なんですけれども、環境課としましてはそういったカメラも欲しいところではあるんですが、そういった画角になっておりますので、今回は活用には至っておりません。

また、昨年、市内におきまして行方不明者が発生した事案がございましたけれども、その際、市内をあちこち歩き回った形跡があったもんですから、市におきまして防犯カメラを確認し、経路を探ったという経緯がございます。

以上です。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 承知いたしました。

今のお話であると録画情報閲覧数が令和4年度も5年度も新庄警察署のみとなっておりますが、環境課内の職員が閲覧した回数等は別途ありますでしょうか。重ねて、外部の方が閲覧するに当たり、情報を保護する規約やルール等はどうございますか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 主要成果に載せている件数につきましては映像の提供件数となっておりますので、市の職員が画像を確認した件数については入ってございません。

なお、市の職員が確認したのは、先ほど申し上げました1件のみとなっております。

また、内部の規定におきまして、こういった

運用をするかという取決めは行っております。基本的には警察等の捜査に協力するというのが主な目的で設定しております。

以上です。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 承知しました。

防犯カメラについては、少子高齢化や市民生活の移り変わりに合わせて今後の必要性を考えていかなければいけないと感じております。

各学校の学区内通学路、商店街や交通量の多いところ等、これらに関して市民からの設置の要望があった場合、どのような対応をしておりますか。また、実際設置の要望はありますか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 防犯カメラの設置の要望でございますけれども、環境課に直接市民からはございません。

ただ、昨年でしたか、まちづくり会議で仁田山地区から設置していただきたいという要望がございましたけれども、今の設置状況ではなかなか難しいという回答をさせていただいたところでございます。

以上です。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。防犯カメラについては以上です。

次に、決算書130ページにあります4款1項5目診療所費について質問させていただきます。

成果説明書79ページの夜間休日診療所管理運営事業です。

県立新庄病院の夜間休日診療機能移転により10月3日をもって閉所したこともありまして、平日、休日の運営日数は、令和4年度に比べ令和5年度は約2分の1、事業費に関しても令和

4年度が3,198万円に対し令和5年度は1,547万円と、ほぼ2分の1で計上されているので、こちらは適正かどうかを教えてください。

その上で質問ですが、この事業費には、診療所機能移転に伴う引継ぎを含んだ移転費用あるいは残された旧診療所内の撤収費等、こういったものが計上されていないように見受けられますが、含まれているのでしょうか。もしほかの款項目にそれらの記載があれば教えてください。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 夜間休日診療所運営管理事業費についての御質問にお答えいたします。

こちらは、委員御質問のとおり、昨年10月3日をもって閉所しておりますので、ほぼ事業費は半額となっております。

御質問のありました閉所に伴う移転等の部分が含まれているのかという御質問でございますが、医療材料等余った分については業者に引き取っていただいております。業者から引取料として入れていただいた金額については雑入に計上しております。

県立新庄病院に移転する機器等は本診療所からはございませんので、そうした移転費用は含まれておりませんけれども、診療所の機器、医療材料、そうした処分に関しましての経費は含まれているところでございます。

10月3日をもって閉所しましたが、夜間休日における一次診療体制の確保に貢献できたものと認識しております。よろしくお願いいたします。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 承知いたしました。

その流れで、決算書の同じく133ページ、4款1項3目保健センター費の末尾に、12節へ4款1項5目10節から流用20万3,724円とありますが、こちらの説明を求めます。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） すみません、質問を変えさせていただきます。

診療所移転に伴って、夜間休日診療所管理運営事業費は来年以降発生しないと思うんですが、同じ館内にある保健センターの保健センター費は令和6年度も予算がついておりますので、旧診療所も含めた今後の館内についての費用は保健センター費に全て計上されると受け止めてよろしいでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 保健センター運営事業費についての御質問でございます。

診療所移転に伴いまして、診療に関する機器、備品等全て撤去しておりますので、保健センター運営事業費へ移管した経費というのは計上してございません。

保健センター運営事業費につきましても、光熱水費等、今まで夜間休日診療所で運営していた部分は案分して計上しておりましたので、そういった一部が減額となるということで今後想定しております。

保健センター事業費につきましては、健康相談、乳幼児健診等で使用してございますので、そうした拠点として今後も実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 承知いたしました。

最後に、決算書148ページにあります7款1項2目商工振興費について質問させていただきます。

ます。

成果説明書119ページの原油価格・物価高騰対策事業費に関することです。

新庄市物価高騰対策生活応援商品券支給事業の令和5年度実績、事務費1,660万円、同じく第2弾、事務費1,770万、こちらの内訳、支払先等を教えてください。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 ただいま原油価格・物価高騰対策事業費についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

事務費関係につきましては、商品券そのものの印刷代であったり、それから郵便料、金券ですので書留で送らせていただきましたので、そういった部分の手数料、それから様々消耗品関係の事務費等々になります。委託先は商工会議所になってございます。

以上でございます。

8 番（鈴木法学委員） 委員長、鈴木法学。

坂本健太郎委員長 鈴木法学委員。

8 番（鈴木法学委員） 以上です。終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 主要成果3ページの2、定員管理ということで、職員の人数について載っています。

令和6年4月時点の計画では274人とありました。しかし、実際は令和6年4月1日現在の職員は272人と少ない状況です。その要因はどう考えているか。文章には、早期退職が5人、この間の質疑の中で病休が十数名ということで、このことは結局計画倒れになってしまったと。これは、働く方々が長時間労働となっていないのだろうかと思うんですが、どうですか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 主要施策の成果の4ページ、定員管理計画についてということでございますけれども、この計画に対する実際の職員数ということでございますが、2名減ということになっております。

先ほど委員おっしゃいましたとおり、早期退職者5名とフルタイム再任用の任期満了者1名の6人の退職というところと、それから採用計画による人数ということもございますけれども、採用計画において一定の人数を採用するという方針にしておりますけれども、退職の人数を鑑みて採用するようにしているところではございますが、やはり試験の結果でありますとか、採用できる、人材確保というところではなかなか思うようにいかないというところが実態かと思っております。

長時間労働というお話もございましたけれども、時間外勤務につきましては、必要な時間外勤務について、各課において時間外勤務手当を出す、あるいは課全体で対応する方策を取るようにしておるところですので、適正な勤務をしていると思っているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） このように早期退職に至ってしまったら、また病気など体を壊したりというのは、労働時間が長かったりすることが原因になっていると私は思います。そこで、今後、ゆとりを持った定員計画にして採用を大幅に増やすべきではないかと思えます。

類似団体との比較で本市の職員数があまりに少ないのではないかと思います。この御認識はありますか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 定員管理計画につきましては令和7年度までという計画になっております。

来年度、令和8年度からの計画について策定をしていく予定でございますが、事業の状況ですとか、最近国から急に業務として様々なことが起きたり、あるいは不測の事態として災害対応であったり、あるいは男性の育児休業への対応であったりと、片やICTによる業務の効率化ですとか、人口減少とか、そういった様々な状況がございますので、そういったところを加味しながら、来年度、令和8年度からの定員計画を策定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 類似団体と比較しますと新庄市の職員数は非常に少なくなっています。類似団体比較カードというのがありますが、人口1,000人当たりの職員数が本市は7.16人、これは2022年度のカードですが、類似団体は10.69人です。人口3万2,000人に対して比較してみますと本市は113人も職員が少ないことになります。

事務量は、課長がおっしゃったように非常に多くなっております。職員の中には、責任が重過ぎて、残業手当を下さいとなかなか言えなくて、言わないまま、責任、責任と思って早出を試みたり、遅くなってみたり、仕事を多くしているように私から見ると見られます。そういったことが職員の体を壊し、精神を壊してしまう。これは市民にとって非常に損失です。そういうことのないように、8時間で終わるように考えて、職員を大幅に増やすべきと思うんですが、市長、どうですか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 先ほど申しましたように、そういった様々な業務ですとか状況を鑑みて、また来年度、定員計画を策定してまいりたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） よろしく申し上げます。

次に、決算書の109ページの3の1の1で国民健康保険事業特別会計繰出金2億543万円ほどありますが、これは予算より少し増えているようです。この増加の要因は何でしょうか。市独自の繰り出しがあるのでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 国民健康保険事業特別会計への繰出金に関する御質問にお答えいたします。

こちらは国民健康保険法に基づきまして一般会計から国民健康保険事業へ繰り出しされるものでございます。

決算書に掲示しておりますように、保険税軽減分から産前産後保険税分まで7件に關しての繰り出しとなります。法に定められた国・県、市の割合に応じて特別会計へ繰り出しするものでございます。法定外の繰入れは行っておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 法定外の繰入れは令和5年度はなかったということでした。

しかし、子育て重視と、どの方もおっしゃいます。そういう意味では、どういう施策が必要かということの一つとして、例えば群馬県渋川市では国保加入者の均等割を子供18歳まで、市独自の繰り出しで均等割を18歳までゼロに、市独自で一般会計から出してやったという話がありました。これは、一般会計でやる気になれば市長の姿勢一つでやれることだと思うんですが、市長、どうでしょうか。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの質問は決算の審議から外れておりますので、質疑の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確にして発言してくださるようお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市独自ではないということで、市独自で法定外の繰り出しをすることもできるのではないかと思うので、来年度に向けて検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 国民健康保険事業特別会計に対する法定外の繰入れというところは、国の方針に基づいて、行うべきではないという通知が発出されております。

委員おっしゃるような子育て支援施策というのは大変重要であると認識しておりますが、本市におきましては、独自に国民健康保険税に係る15歳未満のお子様の均等割軽減を実施してございます。こちらは昨年度も900万円程度を負担してございますが、それは国保の特別会計の中で行っているところでございます。

国民健康保険は、社会保険から異動があるということで、国保の会計の中で負担していただいて子育て支援施策に貢献していると思っております。県内で類を見ない施策を本市で実施しているところを御理解いただきたいと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 承知しました。

次に、決算書113ページの3の1の4、日中一時支援委託料として令和5年度643万8,660円使ったということでした。予算を見てみると420万円何がしだったので、223万円の増加となりました。利用が増えた要因はどう考えておら

れますか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 日中一時支援の御質問をいただきましたが、予算が増えた要因ということでございますが、利用する方が増えたということで認識しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） これは、障害を持っている子供を持つ保護者の仕事などを支えるとても重要な政策だと考えます。

今後の見込みについてお聞きしたいんです。

時間が今は6時間までとなっているようです。

8時間就労する親のことを考えると延長を望む声もあるのではないかと思います。どうでしょうか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 制度そのものが一時的に保護者の負担を軽減するということになってございますので、制度の趣旨に従って今取り組んでいるわけでございます。

今後の見通しということでございますが、国の動向を見据えながら対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 日中一時支援のほかに、障害をお持ちのお子さんを持つ親は生活介護などもお願いするわけですが、それらも6時間で終わるようです。そうすると、働く親として子

供のためにずっと尽くしている方がほとんどですけれども、しかし自分のこれからの年金のことを考えたり、長い生き方を考えると、安い僅かの時間しか働けないとなると、年金も掛けられないし、老後の自分の生活そのものが厳しくなるのが目に見えるわけです。そうなったときのことを考えると、8時間労働の正採用になってないながら、8時間を超えた仕事をやりたいと考えるのは、現在の生活でもそうだろうし、老後のことを考えてもそうだと思うんです。それを考えたときに、障害を持つ子の親であるからといって、短い時間しか働けず、僅かな賃金で生活も貧しいではなくて、まともな正採用の仕事に就けるように、8時間まで生活介護なり日中一時支援がサービスとして受けられるような、障害者を持つ親の就労を支える、生活を支える制度として充実を望む声が私に寄せられています。そういう立場に立って、市でも充実する方向で、声を聞いて改善する考えはないでしょうか。

坂本健太郎委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。健康課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 鈴木委員から御質問がありました県立新庄病院へ移転した後の費用につきまして、保健センター事業費からは計上してないとお答えいたしました。地域連携によりまず夜間休日診療所の運営費としまして、決算書125ページに地域連携夜間休日診療事業負担金350万円計上しております。こちらは、本市と

の覚書によりまして、夜間休日診療所、県立新庄病院の地域救命救急センターの負担金、年間700万円という覚書に基づきまして、10月から3月までの6か月分として350万円お支払いしております。

以上、訂正させていただきます。

よろしくお願いします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほどの佐藤悦子委員の質問にお答えいたします。

確かに、障害をお持ちのお子様を持った保護者の御苦勞は当方でも承知しております。ですが、絶対数、受け入れていただける事業所の数とかも限りがございますので、市としましては制度の中で可能な限りの支援を継続していきたいと考えております。保護者には大変御不便をおかけすることになりますが、何とぞ御理解いただけますようお願いしたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 受入れ事業所は少ないです、確かに。そして、その事業所は、もしも日中一時支援の委託料が若干でも市から認められるのであれば延長してもいいという話も伺っておりますが、そういう事業者があった場合はできますか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 そういうお話がございましたら、国や県と協議させていただいて、対応可能であれば対応できるように対応していきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） よろしくお願ひします。

次に、決算書の111ページ、3の1の3で障害者移動手段確保事業費411万3,500円です。

これを成果表から見てみますと、タクシー券は令和5年度で67%の利用があり、給油券は90%、リフトつきタクシー券は39%、出した券に対してどのぐらひの利用があつたかということだと思います。ここで給油券の利用率が非常に高いと感じております。ここが8枚、ほかのタクシー券などは多いんですけども、給油券は8枚と非常に少なく抑えられていますが、その理由は何でしょうか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 給油券の利用率ということでございますが、少ない理由ということでございますが、特に原因等を把握しておりません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 給油券の利用が非常に高いです。そして、実際に利用している方からの声として、タクシー券は500円掛ける30枚、給油券は500円掛ける8枚、これは不公平でないかとおっしゃってございました。このおっしゃっていた方は、先ほどの重度の障害を持つお子さんの送迎に苦勞していらっしゃる親御さんからのお話でした。確かにあまりにも差があるということで、ここを改善してほしいという気持ちで私に言っているようでしたので、その考えはないか、改善する余地はないかお伺ひします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 そういう声がございましたら、今後改善する余地はあると思いますので、検討させていただければと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

次に、決算書の77ページ、22の1の6、市債が載っていました。明倫学園の建設事業費の市債です。それから183ページの10の4の4に明倫学園建設事業費が載っております。

建設事業費は令和5年度は6億898万円、そのかかったところの市債、借金ですけれども、5億2,300万円ということになっております。明倫学園の建設費は非常に総額かかったと感じるし、市債の総額も相当かかったと思ひまして、よく計算してみました。そうしたら明倫学園の建設事業費は、間違いないかどうか、61億7,649万円かかりました。一方、市債の総額は34億9,710万円となりました。この数字で間違いないか、お願ひします。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に伺ひます。

歳入は終わりましたので、市債については歳入になると思いますので、歳出で質問をお願いします。（「歳出のほうだけで」の声あり）
暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。
渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

坂本健太郎委員長 渡辺教育次長兼教育総務課長。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 申し訳ございませんでした。

明倫学園の建設に当たりましては、設計などを含めまして約64億5,000万円というところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

今の明倫学園の建設の問題について、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいことがあるんですけども、小中一貫校づくりをこれからもやりたいという今の流れであります。

しかし、小中一貫校を考えると非常に大規模になった、大規模な金額になった。しかも建設費が上がって、64億5,000万円ですか、少ない事業費が、事業内容では市外に発注するというか、市外に発注することが莫大な金額になっている気がします。それと同時に、建設に係る市の借金が大幅に増えました。

そういう意味では、学校統廃合、小中一貫校づくりというのは大規模な建設で、市内の業者は1者しか入札できなかった、大きな業者しか仕事ができない、問題があると私は感じるんですけども、そういう点、反省はないのか、お願いします。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 委員長、渡辺政紀。

坂本健太郎委員長 渡辺教育次長兼教育総務課長。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 明倫学園の建設につきましては、工事の中で土質の改良が必要であったり不測の事態がございまして、工事費が大きくなったと認識しているところでございます。

なお、業者につきましては、適正な業者に建設等を行っていただいたと認識しているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） このように、小中一貫校づくりというのは、学校統廃合なので、大きな仕事になり、しかも大きな会社1つぐらいしか請け負えないというか、しかも仕事の中身が市外に発注しなければいけない大きな仕事だったりして、これも私は大きくお金がかかった問題で、そういったことが結局市職員の数を少なくするとか、福祉を少なめに見なければならぬとか、市民に直接関わる場所のお金が減ってしまう、少なくなってしまう原因にもなっているような気がします。

また、小中一貫校になったおかげで、学校がなくなった、小学校が前はあったのに、なくなって使えなくなったという地域の寂しさ、また防災拠点の施設に本当は小学校があったのに、それがなくなった、なくなる、この地域の不安さ、こういうことにも結びついていく。

私は、地域壊しになるし、本当はその地域でつくってきた小学校は守る方向で、地域を守っていくためにも小学校を守る、そのほうが私は大事だと思います。そのときに、市内の小さな業者にも仕事を回すことができるようにやっていく考えのほうが私は地域経済にとっていいのではないかと思います。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） それでは、10点ほどお願いしたいと思います。

決算書のページでいきます。

最初が85ページ、一般管理費の2款1項1目職員研修費です。2番目、91ページ、企画費の2款1項7目です。3番目、93ページ、電算管理事業費の2款1項9目です。4番目、同じく95ページ、電算管理費のデジタル化推進について、5番目、99ページ、賦課徴収費について、

6 番目、ちょっとページ戻ります、95ページの交通安全対策事業費、7 番目、99ページ、納税の対応関係です。8 番目が101ページ、戸籍住民基本台帳費関係です。9 番目、165ページ、雪総合対策費です。最後です。185ページの市民プラザ費となります。

最初に、1 番目、決算書では85ページ、主要施策では7 ページの行政改革関連についてお尋ねしたいと思います。

主要施策7 ページを見ますと、令和5年度の作業部会においては「業務の見える化による業務改善の推進」をテーマとして、短縮した時間が131.4時間、年において短縮したとあります。また、6 ページ左側の(1)の黒丸です。令和5年度の主な取組事項としまして、効果的・効率的な行政システムの推進の基本方針1ということで3つほど並んでおります。

行政においては、効率化を最優先でいろいろな検討をしていただくことは当然かと思いますが、重要なことかと思えますけれども、一方でゆとりというものも必要ではないかと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 業務の効率化に鑑みて、ゆとりというところですけども、ゆとりといいますと、業務の量ですとか、職員の数ですとか、時間的なものですとか、そういったところがあるかと思えます。

そういったところを考えますと、昨年度の研修としてタイムマネジメント研修というものもしております。いかに業務を効率化し、時間を有効に使うか、優先順位を決めて、自分の業務をどのように進めていくかというところ、全員を対象にした研修を行っておりますので、そうしたところで改善していこうというところを考えていたところでございます。

以上です。

2 番(亀井博人委員) 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番(亀井博人委員) タイムマネジメント研修を実施したという決算書を見まして、時間をいかに有効に管理して成果を上げていくかというのは重要だと思います。ただ、一方では仕事で集中力が続くのは45分程度と言われているようです。リフレッシュして業務に臨むことが必要で、一人一人の職員が能力を最大限発揮できるようにすることも重要だと思います。

病休等で職員十数名が長期休暇を取っていることもありますので、休憩までいかない、例えば10時、3時頃のいわゆる小休止で飲物を飲んだり、たばこを吸ったり、トイレに行ったり、歓談したり、体操したりと、いろいろなリフレッシュがあると思いますが、リフレッシュタイム的なもの、既に実施しているかもしれないですけども、検討してはいかがかと思えます。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 リフレッシュタイムということでございますが、休憩という意味合いでは、法に従いまして勤務時間に対応させて1時間の休憩時間、要はお昼の時間になりますけれども、12時から1時の休憩は条例にもうたわれているところですが、委員がおっしゃるのは、業務の合間での短時間の気分転換といいますか、そういったところかと思っているところです。

確かに、飲物を飲んだり甘いものをちょっと口にしたりといったところは、パソコンの前に座りっ放しではなく、そういったところは随時やっただいているものと思っておりますけれども、業務の合間、様々なことを職員の間で話す中で、行き詰まった業務についての解決策を見いだしたり、あるいは相談しやすい雰囲気をつくっていくとか、そういったところも大切でございますので、それぞれの職員の様子を見ながら、職員同士で声をかけ合って、そういった

ところも必要であると思いますが、組織立って
どうということではなくて、各課の中でそれ
ぞれ適宜対応してもらっているものと認識して
いるところです。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、決算書91ページ
になります。

予算的には区長報酬1,938万6,000円が該当し
てくるかと思いますが、区長は毎年各種集金業
務を行っていると思いますけれども、こちらの
集金を行う根拠等がありましたらお願いをした
いと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 それでは、区長の業務の
中で毎年行っている各種会費の周
知・受付の根拠という御質問ですけれども、確
かに区長の規則の中に市政業務の周知徹底であ
りますとか各種調査に関する業務ということで
直接的に明記されている部分はございませんけ
れども、区長と町内会長を兼ねる方が多いとい
うことでありますとか、あとは市の行政事務の
円滑な運営を図るという観点から、区長の皆様
方にワンストップで納入できるような会費の受
付の仕組みということで御協力いただいている
と認識しております。

以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 分かりました。

次に、93ページの電算管理事業費の関係です。
質問の内容は電算のセキュリティ対策につい
てですけれども、念のために質問させていただ
きたいと思います。

今年度、京都の会社に委託していた自治体で
個人情報流出という事態が発生し、報道があ

りました。新庄市は大丈夫なのか、心配ないの
かという点についてお聞きしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 電算管理の中のセキュリ
ティー対策ということで、委員から情報流出の
事案など御紹介ありましたけれども、全国各地
において自治体の情報が流出される事案が度々
発生しているというところはニュース等でお聞
きするところであります。

本市におきましては、電算のハードでありま
すとか、電算ソフトのウイルス対策であります
とか、あとは国・県で行っているセキュリテー
ー対策に対して負担金を支出してインターネット
等を安全に利用する仕組みとか、様々な角度
からセキュリティー対策を万全にした形で、情
報流出等も含めた対策を講じているところであ
りますので、よろしくお願いいたします。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次です。同じく電算管
理費の中のデジタル化推進のことでお聞きした
いと思います。

デジタル化推進基本計画があって新庄市のデ
ジタル化を進めているかと思いますが、令和5
年度において当初どのような事業を予定し、
令和5年度の実績としてどのような事業が
完了したか、また令和6年度に先送りしている
事業等についてお尋ねしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 デジタル化推進の内容に
ついての御質問ですけれども、令和5年度にお
きましては、デジタル化推進計画のアクション
プランの進捗管理の中で今年度はLINEの機
能拡張などを実施しているわけですが、令和5
年度につきましてはスマートフォンを活用した
行政サービスの提供と、様々な行政手続

をオンラインで行う部分の2つについて、庁内の若手職員でプロジェクトチームを編成しまして、今年度からの導入に向けた準備を令和5年度の1年間を通じてしてきております。

令和6年度に先送りしているといいますが、令和6年度も計画どおり進捗していく予定としておりますけれども、LINEの導入でありますとか、行政手続ではやまがたe申請を活用してインターネット等で申請ができるような仕組みづくりを現在行っておりますし、書かない窓口の導入についても、総合政策課、市民課を中心として検討を進めているところでございます。以上でございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） ありがとうございます。

次に、99ページの賦課徴収費関係です。

固定資産税の土地評価支援業務委託料がありまして、299万2,000円ほどなんですけれども、市税の中でも固定資産税、都市計画税は最も税額が大きく、その中で土地に対する税額は数億円規模になるかと思います。土地の適正な評価、課税に当たり、土地評価支援業務委託料など数点の事業の支出がされていますけれども、これらは課税に当たりどのように生かされておりますでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 土地評価に係る業務委託についての御質問でした。

土地評価支援業務委託料の主な内容は、令和6年度評価替えに向けた土地価格比準表の見直し、路線価の算定及び検証、令和2年1月1日時点の地価より下落した地点がありましたので、時点修正を行うための業務を委託しております。

委託の効果は、土地の公正な評価を実施することができたと捉えております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に行きます。

95ページ、主要施策では20ページの交通安全対策事業費です。

主要施策（1）の①において、道路反射鏡（カーブミラー）の整備が行われ、整備総数8基の中で新設が2基とありますけれども、これはどちらの地区に設置されたか、もし分かればお願いします。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 大変申し訳ありません。資料を準備してございませんでした。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 分かりました。

事業費26万4,000円とありますけれども、この金額を改めて見て、すごい少ないなという印象を受けました。

いろいろな交通標識の中で、市が担当するといいますが、市が整備する対象はカーブミラーだけだったのか、公安委員会では横断歩道の区画線だったりとか、様々といいますが、それぞれのやること、やれることが分かれていると思いますけれども、市でやれることはカーブミラーだけでしたでしょうか。

岸 聡環境課長 委員長、岸 聡。

坂本健太郎委員長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 交通安全に関するものはいろいろありますけれども、市で行えるものとしてはカーブミラーが主なものであると認識しております。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 地域の人にとっては危険だと思っていても、事故等が起きないとなかなか改善に結びつかないといった声も聞いたり

します。最近、スクールゾーン周辺だったり交通量の多い横断歩道等においても、区画線をなかなか引いてもらえないという声もありますので、公安委員会にも要請というか、要望を今後もしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。99ページです。決算書99ページですけれども、納税の対応です。

こちらでも新聞報道で見て、すごく気になった件です。先日、カスタマーハラスメントという質問もありましたけれども、税務課の職員は税金の収納率を上げるために日々努力されていると思いますが、納税をめぐって、愛知県の高浜市でトラブルが発生したというニュースを見ました。その方は100万円を超える滞納があったと報じられていましたが、本市ではトラブルを事前に回避するため、何らかの対策等は講じられておりますか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 ただいま滞納者との納税トラブルに伴う職員の対応ということでの御質問かと思えます。

滞納されている方には、納税の窓口におきまして丁寧な説明を行いながら、窓口にお越しになる方に不快な思いをさせないようにするために丁寧な対応を取っているところであります。もし仮に非常事態というか、委員からお話がありましたようなことが生じることも想定されるかと思えます。そういう場合については、警察等への連絡等、職員の対応を十分に、職場でそういう非常事態が起こらないようにするために、職員の間においても取組等について検討しているところであります。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 何もしなくても済むと

というのがベストの状態かと思しますので、よろしく願いいたします。

次です。主要施策の38ページになります。

戸籍住民基本台帳関係の外国人登録の状況についてお尋ねします。

令和5年度におきましては全体で444人いらっしゃるようです。国籍別では、ベトナム人175人、中国人46人というのが多いようですけれども、国籍別に見た場合、ベトナムから来た方が多い理由、また在留資格に機能別と技能別等の違いがありますけれども、多い業種等が分かりましたらお願いしたいと思います。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 外国人住民登録に関する御質問ですけれども、外国人の方については、在留資格別に見ると444人中228人の技能実習が最も多い状況です。

技能実習生の国別受入れ人数というのがありますけれども、それは全国的に見てもベトナムの方が5割ほどを占めていますので、本市においても技能実習で滞在される方が多いため、ベトナム人の方が多いと推測されます。

就業先については、平成24年に外国人登録制度が廃止されましたので、それまで就業先の届出が必要でしたけれども、現在は外国人の方も住所異動されるときは日本人と同じ転出入届を出すということになりましたので、市民課の窓口ではそういった把握は行っていない状況です。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） その中で、日本語が話せない、書けないという方もいらっしゃると思いますけれども、どのように対応されていますでしょうか。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 先ほどの質問にもありましたように、技能実習の方が多いいところ、受入先の企業ですとか、その取りまとめをする団体がごいますので、そちらの職員が同行して来られるということが多くありますので、新規に入国した方だけで窓口に来られるという状況は今のところはないので、外国人の方も迷わずに手続きができる状況になっております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 次に、雪総合対策費についてお願いします。

主要施策の124ページをお願いします。

令和5年度の成果ということで、若葉町井戸ポンプ消雪設備修繕ほか、また各地区の流雪溝等の修繕を行ったとありますけれども、若葉町については、いつ頃に流雪溝が完成し、井戸ポンプはどの辺に何か所設置されているか、分かりましたらお願いします。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 若葉町の流雪溝での御質問でございます。

若葉町地区の流雪溝の整備について、大変申し訳ございません、いつ整備したかという情報を本日持ち合わせてございませんでした。ポンプの箇所については1か所ということでございますけれども、流雪溝についてはまた後ほどお答えさせていただければと思っております。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 右手の125ページに、金沢地区ほか流雪溝用水導入事業と桧町地区の整備事業の関係が載っておりますけれども、こちらの地区において水源というのは河川から取水しているのか、それとも井戸対応なのか教えていただきたいと思っております。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 金沢地区及び桧町地区の流雪溝への水源ということでございます。いずれの地区に関しましても河川からの送水でございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 普通に考えて、取水するのは河川からのほうが十分な水量があつて、井戸よりは全然いいのかなと思うんですけども、まちづくり会議の中で下田町の事例がありまして、井戸水、井戸で対応ということがありました。今回、金沢、桧町の2地区とも河川から取水ということになっておりまして、国交省との協議が必要だったと思うんですけども、こちらは十分時間がかかるものでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 河川からの水利権の取得についての御質問でございます。こちらについては、既存の権利等々もございますけれども、新たに取りということになりますと様々な協議が必要で、時間もかなり要するということでございます。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） また124ページの業務委託に戻りますけれども、河川及び排水路水量・水質調査業務委託とありますけれども、水量関係というのは全ての流雪溝が導入されている地区において毎年しているものでしょうか。

高橋 学都市整備課長 委員長、高橋 学。

坂本健太郎委員長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 排水路の水量・水質調査の業務委託ということで御質問でございます。

先ほどもありましたように、水利権の取得において、国・県との協議におきまして、水を取得してまた戻すときの影響もデータとして取らなければいけないということで、その地区においてこういった業務をしているということでございます。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 流雪溝があるかないかで冬の暮らしは大分変わると思います。整備はされたけれども水が来ないという地区もあると聞いておりますので、対応のほうよろしく願いしたいと思います。

最後になります。

185ページ、市民プラザ費といいますが、市民プラザ等を含む指定管理者の関係でお聞きしたいと思います。

現在、市民文化会館と雪の里情報館の指定管理者の募集をしていると思いますが、何か所かある指定管理施設において、指定管理者が行うべき業務というのは定められておりますが、職員数の定めはありますでしょうか。

今田 新社会教育課長 委員長、今田 新。

坂本健太郎委員長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 指定管理者制度による管理に係る人件費相当の人数ということでございますけれども、指定管理者の募集に係る施設の職員数に関しましては、募集段階で、公募段階で人数を割り出して公募するという形になっておりますので、よろしくお願いします。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） ありがとうございます。以上で終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

1 3 番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

1 3 番（伊藤健一委員） よろしく申し上げます。

私からは3点質問を考えております。

初めに、141ページ、ちなみに成果に関する説明書は94ページでございます。以降、説明書と言わせていただきます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費でございます。

この中で、「6 次産業化」という言葉が長年使われてきておりまして、大分一般的になっておりますが、6 次産業化推進事業費について、6 次産業化推進協議会負担金140万円につきましては、94ページを見れば、細かくこのようにことに使ったという言葉が頂戴しております。丁寧な御説明になっております。ありがとうございます。

おのおのもう少し踏み込んだ、作業内容とか、項目ごとの予算の振り分け方とか、どのような使われ方を幾らしているのかということで質問させていただきます。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 大変申し訳ございません、内訳については現在手持ちがございません。

1 3 番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

1 3 番（伊藤健一委員） 分かりました。

繰り返しますが、いいにゃフードの説明とか、委託販売先が合同会社新庄とまとプラスとか、細かく表記になっておりまして、私もこちらの作業イメージがあるものですから、応援をしたいという気持ちも込めて質問しております。

それでは、全体として、内訳でなくてもいいんですけども、140万円の事業は今までと同額、前年度と同額の計上と思われそうですが、主にお金の使い道としてはどのような使途でございましょうか。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 前年度からは20万円減という

ことになっております。こちらについては、成果表にも書いてございますけれども、作業部会でありまして生産者の相談会、それから試験栽培、その試験栽培から出来上がったものを商品化する事業、現在ある商品について販路を紹介していただいたり、求評会を開催していただいたりという経費に充てられております。

また、いいにゃフードでございますけれども、こちらの試験販売につきましてはこの段階で11業者による24品目あるわけでございますが、こちらの試験販売、消費者の求評会を87回開催しているものでございます。そちらの経費に充てられております。

以上です。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 精力的にPRのために各地のいろいろなチャンネルを使って、いろいろな方法で広報、PR活動、実演販売、販路開拓と、大変ありがたいと思っております。

その中で、私の記憶では6次産業という言葉が出て新庄市が取り組んでから大体10年近くなると思いますが、その初期の頃、その後、最近に至る中で、予算の関係もございますが、いろいろ旬の取組とかニュアンスを変えながら新しい情報を発信していると思えます。

その中で、PRを87回実施とか、関東とか仙台とか各地での求評会とか販売促進活動、販路開拓等を行っている中で、新庄の農産品、加工品がいいにゃフードにございますが、そのPR効果、知ってもらえたという実際の感覚、手応え、成果はどのようにお考えになっていきますか。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 こうした求評会、販売会を通して毎年売上げも伸びているという状況でございます。6次産業化推進協議会の負担金の委託先である会社のほかに、物産館への注文、それ

から直接製造業者への注文も増えているということで認識してございます。

以上です。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 最初の項目、事業費の委託料に戻るんですけども、物産交流推進事業委託料は、名前を言っているのかどうか、もがみ物産館と理解してよろしいでしょうか、及び販売拡大業務委託は販売促進の実務として長年携わってもらっている東京の会社ということによろしいですか。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 質問を訂正いたします。次の質問を申し上げてしまいました。おわび申し上げます。

それでは、140万円の内訳として主な使い方ということで先ほど伺ったところがございますが、今後の予算の取り方及び6次産業に対しての事業展開のお考えを分かる範囲で見通しをお願いいたします。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 原課としましては、現状維持を基本としながら、新しいいいにゃフードを増やしていく活動、業者からお願いされている事業の継続といったことも視野に入れながら活動してまいりたいと考えてございます。

以上です。

坂本健太郎委員長 ただいまから午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

農林課長より発言の申出がありますので、これを許可します。柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 先ほど伊藤委員の 6 次産業化推進協議会の内訳ということで御質問いただきました。

こちらにつきましては、新商品開発、販路拡大ということで、試作品の開発検討及びパッケージデザインの開発、資材購入費、通信運搬費などの費用に約 62 万円、それから消費者求評会の経費としまして、会場の借上げ、資料やアンケートの印刷費、通信運搬費、消耗品等で約 67 万円を支出しております。

以上であります。

13 番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13 番（伊藤健一委員） ありがとうございます。引き続き午後からもよろしくお願いいたします。

ただいまの御説明で、決して総額としてそれほど大きくない金額と言うと失礼ですが、その中で精いっぱい新庄の特産品、物産品を PR するために努力していただいている関係各位、行政の担当の皆様、誠に感謝申し上げます。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

153 ページ、説明書では 116 ページになります。

7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費から委託料を 2 つほど、物産振興対策事業費の中で物産交流推進事業委託料 30 万円、物産品販売拡大事業業務委託料 180 万円となっておりますが、これの委託先と主な業務内容を教えてください。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 初めに、物産交流推進事

業の委託料についてでございますが、委託先につきましてはもがみ物産協会にお願いしております事業でございます。

具体的な事業内容でございますが、様々な物産展等々に実際に出向いていただいて、販売業務に携わっていただいております。例えば、県の観光物産市ですとか、「東北のへそ」三県交流まつり、それから沖縄市の産業まつりにも出向いていただくときがございます。

続きまして、特産品販売拡大事業委託料につきましては、委託先につきましては新庄とまとプラスに事業をお願いしております。主立って関東圏、仙台圏で実際の物産販売に携わっていただいております。あわせて、インターネットショップ販売についてもお願いしております。

以上でございます。

13 番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13 番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

殊に今の 2 つの事業者におかれましては、私の知る限り、この事業は足かけ 10 年ほどになろうとしている、歴史を重ねている 2 つの大切な事業者でございます。特に物産館につきましては、ほかにも皆様のイメージのつく業務内容がある中でこの事業にも協力をいただいているということですが、新庄とまとプラスにつきましては 180 万円という予算の中で精力的に、物価の高い東京で、経費率も格段と高いところでございまして、その中でこの予算で精いっぱい PR をしていただいていると思います。

この 180 万円という委託料は、それなりに支払う側の新庄市から見れば大切な税金を PR のためにお願いしているわけなんです、ここ数年来、同じ予算で委託業務を担っていただいていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 委員からおっしゃられたとおりでございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 繰り返しになりますが、限られた財源の中で委託業務を担っていただいているというわけなんですけれども、例えば先ほど申しました諸物価の高騰、特に全ての物の値上がり、販売する仕入れ材料の高騰、輸送コストの高騰、何よりかにより従業員の人件費の高騰等、経費率が10年前または180万円になってからの数年前とはかなり違うものと想像されますが、その辺のところ、今後も事業を同じように新庄のPRをお願いしようとする場合に、予算的なものの再考とか、そのようなお考えはいかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 物産振興についての今後の展開でございますが、委員からおっしゃられた事項につきましてはこちらでも十分認識しております。

今年度の当初予算におきまして、関係する団体、例えばインバウンドであったりグリーンツーリズムであったり物産振興、フィルムコミッション等々、我々の課で目的ごとに様々な団体の事務局をさせていただいておりましたが、令和6年度、今年度から事務の効率化と各事業間の連携により事業の相乗効果を図るため、各団体を統合いたしまして、まちづくり協議会という大きな団体を設立いたしました。そちらは今年度の当初予算にも計上させていただいております。4月の時点で設立をさせていただきまして、従来の各団体につきましては解散の総会も全て終わっております。

先ほどの2つの委託料につきましては、物産振興という絡みでございますので、そういった部分も新しい団体に予算を統合させていただ

ておりますので、その中で様々検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

何せ10年前の何もなかったところから、ゼロから立ち上げた販売チャンネル、ここまで育っているということを私も認識しております。どうぞ新庄市のPRの拡大を考えるのであれば、ここまで育てたチャンネルを今後とも育てていってもらって、新庄市のためにもより有意義な活動をしてもらえるよう見守ろうと思っております。

それでは、続きまして、特産品販売拡大事業業務委託料ということで180万円ございますが、これの内訳は具体的にどのような内容でしょうか。失礼しました。間違えました。

市物産振興会議負担金150万円、これの内訳はどのようなものでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 物産振興会議負担金150万円の内訳という御質問でございますが、主な事業といたしましては、先ほど申しました委託の部分に加えまして、物産振興、販路拡大、一番大きな部分といたしましてはふるさと応援隊の事業が一番多うございます。

令和5年度につきましては、従来から懸案でございました日程を、毎年新年会という形でさせていただいておりましたが、冬場の新年会ということで、新幹線が止まる可能性もあるという形で、従来から日程を動かしたらどうだというお話をいただいております。そのため、昨年度は新年会を延期いたしまして、今年度の6月下旬に実施させていただいたところでございます。

大体そういった事業が主立ったものでござい

ますが、一番大きいのは新年交流会に係る経費でございまして、昨年度は新年会につきましては実施しておりませんのでゼロということで、令和5年度の当初予算では250万円ほど予算を計上させていただいておりますが、令和5年度は新年会の執行がございませんでしたので、100万円を市にお戻しして150万円という決算になってございます。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

ただいまの御説明で、次に追加で質問しようとした答えをある程度大体教えていただいた気がしますが、前年度は50万円、令和4年度の予算と実績、これが令和5年は150万円になっている、この100万円の増額については、今の御説明もあったと思いますが、もう一度、100万円の差額を教えてくださいませんか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 前年度から100万円が決算ベースで増になっている部分についてでございますが、事業といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、応援隊の新年交流会を除いて実施してございましたので、物販等に係る旅費、商品の発送代、情報紙の制作・送料等々、事務費、それから物産交流の拡大に係る経費等々ございますので、その分を含めまして約250万円ほどの全体事業費となっております。その中で、旅費、商品発送につきましては約180万円ほど、情報紙制作・送料につきましては20万円ほど、消耗品その他につきまして5万円ほど、物産交流都市の拡大・振興につきましては20万円ほどになってございます。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） ありがとうございます。

次の質問をお願いいたします。

149ページ、説明書は111ページ、7款商工費1項商工費2目商工振興費でございます。

味覚まつり実行委員会負担金70万円となっておりますが、前年は40万円のようにあります。30万円上積みして昨年度70万円を実施したことについての増額の理由等をお願いいたします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 味覚まつり負担金の前年度と比べての増額の部分でございますが、一番大きいところは、一昨年度と比べまして、通常開催という形で昨年度は開催させていただきましたので、オープニングのイベント等々そこら辺の経費が多うございました。当然、一昨年度は不完全な形でやっておりましたので、実行委員会の繰越金も多くございました。そこら辺の経費を合わせまして増にさせていただいたという形になってございます。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 分かりました。ありがとうございます。

新庄味覚まつりもかれこれ10年前後ぐらいの歴史があるイベントでございまして、市民の皆様も参加して、出店する事業者は売上げも伴うことなので、共に期待して待ちわびるイベントに成長していることと思います。

そこで伺いたいのですが、例えばですが、新庄そばまつりなどもそうなんですけれども、新庄市が、職員をフル動員という言い方はいかかと思いますが、みんなの力を借りて大きいイベントに育て上げたのはすばらしいことではあるんですが、逆の言い方をすれば、行政は最初に計画を立てて道筋をつける、軌道に乗るまで先頭に立って支えるという本来の目的がござい

ますが、行く行くは民間なり一般の団体に主宰を委譲して、行政は側面支援をして見守る、そのための行政マンの最初の仕事だと思うのですが、10年来、新庄市の職員が先頭に立って頑張っておられるままと言うと言い過ぎでしょうか、そのようにうかがえるのですが、この10年間のイベント、そろそろ育て上げて、一般の方向に委譲するという方向性はいかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 味覚まつり以外にも商工観光課では様々なイベントを開催してございますが、今後の方向性につきましては、委員からおっしゃっていただいたことも参考に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員。

13番（伊藤健一委員） 抽象的といえばそうですが、そのような方向で課長からお考えを伺い、賛同するところでございます。

例えば新庄観光協会等の組織もございまして、現状であれば、人員数、いわゆるマンパワーとか予算とかそのような規模は、単独でいろいろなことができる状態には今のところないのですが、例えばそこに委託して側面を支援する方向とか考えれば、観光協会としての存在も力もつけて高まるし、自立してもらえば行政としても本来の姿かなと、このように考えて申し上げた次第です。

そのような方向で、今後ともひとつよりよい観光振興、物産振興をよろしく願いしたいと思ひまして、終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 御苦労さまです。

私から4点ほどお願いいたします。

まず初めに、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費に関してであります。次は141ページの6款農林水産業費1項農業費についてお伺いいたします。次に3番目として、153ページの7款商工費1項商工費についてであります。次に173ページ、10款教育費1項教育総務費についてお伺いしたいと思います。

初めに、101ページの基本台帳費ですけれども、マイナンバーカード交付事業で1,000万円何がしの予算をもらっていますけれども、マイナンバーカードの交付人数と交付率はどのぐらいになっているかお尋ねしたいと思います。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 マイナンバーカードの交付率の質問でございますが、令和6年8月31日現在の交付枚数については2万8,217枚となっております。交付率にして85.9%となっております。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） かなり進捗していると思うんですけども、実は西川町でマイナンバーカードの活用によって「行かない・待たない・書かない」の「3ない窓口」の運用をしたとあります。

先ほど亀井委員の質問で「デジタル化で書かない窓口」云々と言っていましたけれども、それに関連しますけれども、この事業をスピード感を持って、市民の利便性を高めるために、事業の展開をどのように考えているか。市民課長か川又課長、どちらでもいいんですけども、書かない窓口に関して、どのぐらいのスピードといいますか、取り組むかということをお尋ねしたいと思います。

伊藤リカ市民課長 委員長、伊藤リカ。

坂本健太郎委員長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 小嶋委員には書かない窓口

関しての質問を度々いただいているわけですが、昨年度もいろいろ情報収集しながら検討してまいりますということをお答えさせていただきましたが、現在の状況ということになりますと検討の段階というところになるんですけれども、今年度においては具体的な検討を進めているところかと私は思っております。

市民課といたしましては、既に書かない窓口を導入しております他市に出向きまして、お話を伺いながら実際の窓口の状況などを視察させていただいております。その中で、導入に際してどのような課題があるか、今後新庄市で導入した際にどういったことを解決していかなければならないかといったことを視察に伺いながら検討しているという状況でございますので、少しずつではございますが、前進しているのかなと思っております。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 前向きなお考えと受け止めます。

最終的にお金の問題に行き着く可能性があると思うんですけれども、国のデジタル田園都市構想の交付金があります。この活用をほかの市町村は積極的に取り入れて実現しておるんです、それぞれ事情はあるけれども。そういった財政的な活用、国の制度を積極に取り入れて図るという手もあると思うんですけれども、そのような考えはいかがなんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 小嶋委員から、デジ田交付金と言われる、デジタル田園都市国家構想交付金になりますけれども、その活用をして積極的に導入してはどうかという御提案でしたけれども、市民課長が答弁しましたとおり、書かない窓口については庁内で検討を進めながら、確

かに予算の問題は課題としてありますけれども、委員御提案のとおり、デジ田交付金につきましては、書かない窓口に限らず、積極的に活用していこうというところで、庁内の研修会も今月末に係長以上の職員で行う予定としておりまして、使えるものについては広く使っていこうということで取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 釈迦に説法的なことを申しまして、申し訳ございませんけれども、ぜひ活用していただいて、市民の利便性を高めていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、6款農林水産業費の件でございますけれども、旧最上中部牧場の管理費の内訳をお聞きしたいと思います。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 ただいま小嶋委員から旧最上中部牧場の管理運営事業に関する御質問をいただきました。

こちらにつきましては、旧最上中部牧場の電気料、施設の管理業務としまして刈り払い、除排雪の委託料、そういった事業に充てさせていただいております。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） あそこは莫大な土地なんです。鮭川との共同で中部牧場をやって、解散してかなりになる。そこで、管理棟というか、事務所が老朽化して解体してから大分なるし、今気になるというか、目立つのはサイロなんです。サイロもかなり古くて、前から解体する余地があるんじゃないですかということをお尋ね

したんですけれども、なかなか予算とかいろいろな問題で進まなかったわけであります。

その後、あそこに畜産団地を計画したいという方もあったんですけども、なかなか実行できなくて、あそこは膨大な土地があって、行政として責任を持って管理しているわけですけども、あそこを畜産団地なり、例えば牧草とか様々考えていると思うんですけども、今のままいくわけにはいけないと思うんですけども、今後の見通し等あれば、お考えあれば、将来的にあれば、ここでお示しいただければ大変ありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 まず最初に、サイロの解体の御質問をいただきました。こちらにつきましては中期財政計画の中で令和8年度に実施したいと考えてございます。

それから、畜産団地についての御質問をいただきました。こちらにつきましては、いろいろ県とか国の調整が入りまして、来年度着工する予定で事業を進めているところでございます。

以上です。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 具体的な方向性をお示しいただいて、市の考えも理解できました。何とかそういった方向で頑張ってもらえばありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、7款商工費なんですけれども、エコロジーガーデンに関して総工費5,500万円ぐらいになっています。キトキトマルシェとか、いろいろなにぎわいを醸し出すというけれども、若干気になるのは北側エリアの件なんです。ドッグランを始めて、そこそこ利用者もいて、大変いいと思うんですけども、その後ろ、前は菜の花の管理等をやって、桜と鳥海山の景色が大変

よくて、隠れた名所みたいになっていいんですけども、今見てみますと、後ろのブドウというか、やぶやらだな、新庄弁で言うと。あとコスモスもくたびれたような、お昼寝しているような状態だ。ヒマワリは終わって倒したけれども、どうもあそこはエコロジーガーデンといって管理はいかがかと思うんですけども、その辺のことについて、私の言うことがうそだか本当だか分からないでしょうけれども、私はそう取ったんですけども、担当課の課長としてはどうなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 エコロジーガーデンの北側の管理についての御質問でございました。

誠にすみません、北側で手が行き届いてない部分は確かにあろうかと感じてございます。特にブドウですけれども、今年も夏場の猛暑ということもございましたので、そこまでなかなか手が回っていないというのが現状でございます。ただ、暑さも一段落してまいりましたので、そういった部分につきましては、今月、来月にかけてまして、担当課の職員と一緒に管理を徹底してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 夏は大変だけれども、あそこは新庄の隠れた顔なんです。自然と親しむとか、ロケーションがいいんです、全体として。今度、駐車場の整備を図って来客を呼び込むことを考えているわけですので、「あそこさ行っていがったや。どっかどするや」じゃなくて、「何だや、この」ということでは残念だと思ふんです。その辺、何が原因かよく突き止めて管理をやって、新庄の隠れた名所になるように、隠れた名所というのは失礼だけれども、私は好きだけれども。結構来るんです。あそこは

桜もあるし、春は菜の花と鳥海山がマッチしている。遠くから来ます。ただ、その後、前はソバなんか植えて楽しかったんだけど、ここにきて私が言ったようなことで残念なもんですから、やはり管理だけは。

それから、今後のあそこの整備というのはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 北側の今後の管理につきましては、現状の景観に配慮するということが基本でございますので、今やっておるドッグランも含めまして、様々な花であったりそういうもので皆様の目を楽しませていくような形で管理してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） あそこも非常にいいロケーションですので、ぜひ市民に、よそから来た方々に親しまれるような場所にしていきたいと思います。

一頃、遠足公園なんていうお話がありました。あそこは広く平らですから、子供の管理も非常にいいわけです。また、私なんかはあそこに水辺の空間を設けたらいかかなと、今年みたいに暑い夏は、低い池、子供たちが水にびたびたと触れるような、例えばシャワーみたいなものをつくって、そういった考えも私は提案したんだけど、なかなか私の言うことなんか聞か聞かないか知らないけれども、提案を受け入れていただいて、水辺の空間なんていうのは、最近は暑いですから、そういったものを一つの考えとして提案しますけれども、参考にさせていただくしかないと思うんだけど、そういったこともお願いします。

もう一つは、これに関して、青山学院大学の交流事業50万円を盛っていますけれども、青山

学院の黒石先生のゼミに今まで面倒を見たと思うんだけど、黒石先生は青山学院大学を退職したんですね。ずっと長く継続したんだけど、今後とも交流事業に新庄市がお金を出すのか、これで終わりだかお聞きいたします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 ただいまの交流事業の御質問でございますが、委員も御存じのとおり、様々御協力いただきましたが、黒石先生のゼミと上茶屋町ともつながっていただいて様々な交流をしていただいたと認識してございます。

委員からおっしゃられたとおり、黒石先生が定年退職で、協定は今まで毎年自動更新という形でございましたが、令和5年度をもって協定を解除したいという申出がございました。令和6年度については、当然にして交流事業の予算は計上してございません。

この交流事業につきましては、10年以上続けてきたわけでございますが、様々な形で先生から、隔年であったり、毎年ではございませんが、その都度、事業について報告書も頂いてございました。我々といたしましては一定の成果があったものとして考えてございますので、交流事業につきましてはこのたびで一旦終了させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 最初は、黒石先生は建設が主であって、集落に行って研究して、結果報告も出して、その後、町内若連と山車の交流もあって、その当時というか、結構よかったです。そして、明倫の子供たちも交流して都会の学生と触れ合うということで刺激をもらって、私は投資した分は十分効果があったと思うんだけど、先生が青山学院大学を退職したのだから、役目は終わったんじゃないかと、私も

同感なんですけれども、今まで50万円という支援に対する報告書は頂いているのでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 予算は単年度で計上してございますので、その都度その都度、その年度の終わった後で報告書の形で頂いてございました。ただ、毎年というわけではなくて、隔年であったりするときもございましたが、続けて報告書を頂いたときもございました。

また、今回につきましては、まとめという形なんですけど、令和5年度の事業が中心で、10年以上の今までの交流事業についての感想とか、従来そこに携わった学生たちの言葉を付け加えた形で報告書を頂いてございました。

以上でございます。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 分かりました。

次に、教育費の国際理解教育推進事業に関してでございます。

成果表の141ページにございますけれども、ALT4名です。これから国際的な社会になるので、子供たちも語学の必要性が重んじられますけれども、この4名で事足りるのかなと。よその市ではALTを積極的に増やして、子供たちに語学力をつけるということなんでしょうけれども、この4名で大丈夫か、大丈夫じゃないけれども、考えとしては十分事足りるというお考えなのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

坂本健太郎委員長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、委員がおっしゃったように4名体制でALTを活用させていただいております。義務教育学校明倫学園に1名体制、日新小学校、日新中学校に1名体制、新庄小学校、新庄中学校、

本合海小学校に1名、萩野学園、八向中学校、升形小学校に1名ということで、学校規模、児童生徒の人数に合わせながら行っているところでございます。

人数的に各学校1名ずつというのが理想的なところではございますが、現段階におきましては各学校の英語の授業に合わせながら、計画を立てながら、まずはスムーズに進んでいるところでございますので、4名体制を何とか維持してまいりたいと考えております。

お願いいたします。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 学校に行って、ALTの先生と子供たちの関係が非常にいいですね。今の子供たちは国際的というか、我々のときは異国の方というところとあるんですけど、今は平然としてお友達のような感覚でやって親しんでいる、いいことだなと私は思っているものですから、もしできれば増やして、子供たちにそういう国際的なものがあればいいなと思って、何とか頑張っていたきたいという思いでお聞きしたわけであります。

そこで、もう一つお聞きしたいのは、国際理解の促進を図るためにイングリッシュキャンプを開催したと成果表にあるんですけど、このことはどういうことか、私は分かりませんので、説明を受けたいと思ってお聞きしますので、どういうことか教えていただければありがたいと思います。

杉沼一史学校教育課長 委員長、杉沼一史。

坂本健太郎委員長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 イングリッシュキャンプについて御質問いただきました。ありがとうございます。

新庄市独自の取組でございまして、今年度は8月の夏休み中に行いました。市内の小学生、中学生、もちろん義務教育学校も合わせてです

けれども、児童生徒を募集しまして、2日間にわたりまして、英語漬けといえますか、英語を通して様々な活動をするということを行っています。例えばSDGsについて英語を通してながら、または国際理解を含めながら考えてみたり、あとは理科の授業を英語で行ってみたりということで、英語教育プラス国際理解ということを念頭に置いて行っています。

これについては、高校生ボランティアにも入っていただきまして、高校生も一緒に小中学生をリードしながら、英語をなるべく使いながら話をしたりするという、そして市内のALTはもちろんですが、県内、最上地区のALTはもちろんですが、高校のALTにも手伝っていただきながらやっています。

これについては、山形大学の澁江教授に様々な監修等をお願いしておりまして、専門の方々の監修の下、まずは新庄市の子供たちに英語に興味を持ってもらって、そこに参加した子供たちが学校に戻ってALTや英語の授業などで活躍してもらうことによって、どんどんどんどん英語教育も充実していければということで行っているものでございます。

よろしくお願いいたします。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） ぜひ広く、今のお考えを聞くと大変いいあれだなと思って、広く多くの児童生徒のために、もう一回ぐらい回数を増やすような施策も大事でないかなと思いますので、お願いします。

これから子供たちの学習学力テストもタブレットですのような方向づけでありますので、そういったことも含めて、恐らく英語の学力調査もタブレットになってくるわけでございますので、格段の御努力をお願いしたいと思います。

終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） それでは、127ページになります。

4款衛生費1項1目に電子母子手帳サービス利用料が計上されております。主要施策の75ページのほうが分かると思います。電子母子手帳「すくすくShinjo」のことが書いてありますけれども、どういう事業なのか教えてください。よろしくお願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 電子母子手帳「すくすくShinjo」についての御質問にお答えします。

こちらの事業は、母子手帳アプリ、令和4年6月から導入した事業でございます。

機能としましては、妊娠期から、ママにとっては妊娠中の記録、お子様の成長管理ができるものとなっております。

市からの発信としましては、健康診断の御案内や、お子さんごとの予防接種の時期の御案内をプッシュ型で発信できる機能となっております。また、子育て推進課からも保育情報などの発信をしておりますので、大変有効な情報発信ツールであると認識しております。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） この電子手帳なんですけれども、県内でも早く新庄市が導入したと思われます。これは新庄市のDXが進んでいるものの一つと捉えております。また、健康診断なども個別に発信できるということだったので、子育てしやすい一助となっていると思いますが、そこら辺の評価はどのようになっていますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 委員おっしゃるとおり、大変有効な手段であると認識しております。

主要施策にありますように、532名と書かれておりますが、令和6年9月現在で566名ということで、うち35名はパパも、男性も登録していただいているというところでございます。

今後とも、アンケート機能ですとか、こちらの機能を使うか、市のLINEを使うか、母子手帳交付の相談、来庁の予約などのデジタル化もどちらかのツールを活用しながら実施していきたいと考えております。今後とも効果的な運用に努めてまいります。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。

こういうものがせっかく新庄にありますので、広報だったり、こういうものがある、電子手帳があるということを新庄市だけではなく、新庄市外とか県外の方にもお知らせして、新庄市への移住の一つの提案でもありますので、そういった広報もあると思いますので、こちらの充実も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、147ページ、6款2項になります。

森づくり推進事業がございます。主要施策の107ページを御覧になっていただければ分かりやすいと思いますが、県産木材利用促進事業で新庄まつりの木札を作製したとなっておりますけれども、詳しい内容をお知らせください。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 こちらにつきましては県の補助事業10分の10でありまして、県産木材を使って、この年度につきましては木札2,300枚を作製したということでございます。

こちらの木札につきましては、各若連に数の募集をかけまして、希望があった若連に各200枚ずつ配付したということと、お祭り期間中に

観光客にプレゼントしたりということを実施したところでございます。

以上であります。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 成果表に載っている2,300人というのはどういう人数なのか、作った方なのか、それとも配った方なのか、また木札をもらった方の感想などがもし分かりましたらお聞きしたいと思います。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 2,300という数につきましては作製した枚数ということになります。

それから、観光客の方からは「こんなものをもらえるの」ということで、うれしかったみたいな声は聞こえてきたところでありました。

今後につきましても、県産木材を活用した、木札だけでなく、いろいろな項目に使えるものですから、そちらも検討しながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） これは枚数ということですね。参加者じゃないような感じもしていたので、分かりました。

実は、木札を欲しい方がいっぱいいらっちゃって、お祭りなんかには非常に有効なものではないかと思っています。木札を作るノウハウ、来年度以降、270年祭にも使えるのではないかと思いますので、ぜひとも、木札、要は県産木材を使ったということだったので、もっと利用拡大が増えると思うんですけども、そこら辺はどう考えていますでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

坂本健太郎委員長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 ありがとうございます。

県産木材を活用した木札につきましては、各町内若連じゃなくて、観光客の方、隣に商工観光課長がいますけれども、アビエスに来た方にプレゼントするなどの手法も考えられます。来年は270年祭、開府400年ということでございますので、そういった記念のものが作れるかどうかにつきましても庁内で検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 承知しました。

こういうものがあるということを私たちは初めて知りましたし、木札、お話を聞くと巣鴨でもお配りしたということだったと思います。巣鴨でお配りしたときもかなり評判がよかったんです、木札が。こういうものは、新たな利用価値、新庄の価値と魅力の創造の一つのだと思いますので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

そして、151ページになりますけれども、観光基盤整備補助金についてお伺いしたいと思います。

こちらについては、登山する方の道路整備だと思いますが、昨日の皆さんの質問から聞きますと、新庄に移住したい人は結構山が好きだということだったので、とすれば、しっかり山の管理をするべきだと思ったんですが、あまり金額が変わらず、毎年このような実績が上がっていますけれども、登山関係の道路整備、神室山の避難所の運営管理について、令和5年度はどのようなになったのかお伺いいたします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 登山道の刈り払いの業務委託と神室山の避難小屋の管理運営についての御質問でよろしいですね。

登山道の刈り払いにつきましては、基本的に

2つに分かれてございまして、国定公園外と国定公園内の2つに分かれてございます。国定公園内につきましては、県の委託事業で、県から委託金を頂いて実施しておる事業でございます。

なお、国定公園外につきましては距離で延べ約21.5キロ、国定公園内は約15.8キロ、この部分を実施してございます。

基本的に、県の委託金の算定基礎に基づきまして、市独自の部分につきましてもそれを基本に単価を決定して委託料を予算計上してございます。なお、市から各山岳団体に実際の作業を委託をお願いしておるところでございます。

また、神室山の避難小屋につきましては、関係市町村の2市2町で構成します協議会を設立して運営管理に当たってございます。

昨年度につきましては、避難小屋の外壁の防腐塗装工事も併せて行いまして、協議会の予算としては54万円ほどの事業を展開したところでございます。通常であれば、維持管理経費につきましては24万円ほどの協議会の予算で行ってございます。

予算規模等につきましては大体例年こんな感じで平年ベースでやっていますが、すべからず安全な登山をお願いするのは当然だと思いますが、全て手を入れても、ありのままの自然を残していく必要もあるかと思いますので、今後ともこのベースを維持しながら事業を展開してまいりたいと思います。

以上でございます。

坂本健太郎委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時09分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 登山というのは新庄市の観光の一つでもありますし、新たな魅力の創造の一つでもありますので、安心安全な刈り取り作業、また清掃等を行っていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

同じページになりますが、151ページ、7款1項3目、成果表は114ページになります。

日本の伝統まつりポスターコンクール事業がごございます。これも長年続けてきた事業なんです、令和6年度の事業を見ますとこの事業は載っていませんので、令和5年度で終了かなと思っております。

成果として、ポスターコンクールを行うことによって交流人口の拡大とそれぞれの伝統祭りへの理解を深めることができたと書いていますが、ここでもう一度、ポスターコンクールの総括をよろしくお願いいたしますと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 ただいま伝統まつりポスターコンクールの御質問でございました。

委員からございましたとおり、令和6度の当初予算には計上してございません。一定の成果があったものとして昨年度で終了させていただいたという形になってございます。

ユネスコも当然絡んでおりますけれども、様々なところから様々な応募をいただいて、大賞、準大賞とか様々な賞をつけさせていただいた際には、各お祭りがある地元のマスコミ等々でもその受賞の記事が新聞に掲載されるという形になってございました。

審査委員長は、御存じかと思いますが、早稲田大学名誉教授の吉村先生に長年お願いしてございましたが、御存じかと思いますが、吉村先生も御高齢でございまして、お祭りのときに新庄に来て審査をしていただいております、その際、車椅子のアテンドを全てこちらで行っているという状況でございました。ここ最近の

猛暑で、来ていただく際はかなり御負担かなという部分もございましたので、一定の成果は上がったという形で、令和6年度は計上を見送ったという形でございます。

ただ、こういった事業を通じて、様々な自治体、吉村先生との御縁をいただきましたので、何かの際には、交流人口の拡大、関係人口の拡大についてもさらに活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 課長が言うとおりの、交流人口の拡大にもこれは寄与したものと思っております。また、令和5年度で終了ということだったんですけれども、吉村審査委員長や各自治体とこういうときだからこそ手を結んで、270周年、開府400年にもつなげる事業だと思っております。ぜひともこういう方々をしっかりと次につなげる施策も必要だと思いますので、ここで終了したからといってぴたっと終わりではなく、さらなる交流人口に進んでいただきたいと思います。今の段階で関係人口だったり各市町村との結びつきを考えているのかをお伺いいたします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 ポスターコンクールにつきましては、ポスターコンクールのみならず、国の重文、ユネスコ等々つながりがございますので、実際に新庄まつりのときには、ユネスコ関係でお付き合いのあります自治体を祭りの24、25日に招待いたしまして、交流会というか、物産の交流会を開催してございます。今年はゆめりあで開催させていただきました。

また、吉村先生との今後のお付き合いにつきましては、当然吉村先生もお忙しい方でございますので、何かの折に触れたときにコンタクト

を取りまして、ぜひお手伝いをお願いしたい場合には今後の展開を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 何かの折ではなくて、こちらから積極的に声をかけないと、お忙しい方ですから、来れないんじゃないですか。そこら辺は、市長も分かっているとおり、積極的に私たちのほうから行かないと全てのことができませんので、令和5年度ですとその先は言いませぬけれども、ぜひともそこら辺は御理解をよろしくお願いしたいと思います。

次に、153ページになります。

7款1項4目になります。企業誘致についてお伺いいたします。成果に対しましては119ページになります。

新工業用地整備事業ですけれども、1,642万5,000円何がしがついておりますけれども、令和6年度に対しては新工業団地が一時中止といえますか、延期するということになっていましたけれども、令和5年度においてはこの事業はどのようなようになったのかお伺いします。

また、不用額が出ていますけれども、不用額が出る理由はどのような形なのかをお伺いしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 新工業用地整備事業費の関係でございますが、委託料1,600万円ほどの事業費でございますが、新工業用地基本整備計画の基本計画部分の策定を行ったところでございました。全員協議会等々でも御説明させていただきましたが、横根山北側の用地につきまして5パターン、それから詳細な概算事業費等も積算させていただいたところでした。

先ほどの不用額につきましては、当初設定し

ておった金額なんですけど、実施設計も含んだ基本整備計画の策定を目指してございましたが、令和5年度につきましては基本整備計画の基本計画部分のみで終了してございますので、不用額が発生したという形になってございます。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 154ページになりますけれども、こちらに旅費が入っていますけれども、そちらは不用額が半分になっていますけれども、企業誘致費のほうは半分になっている理由もお聞かせください。なぜ半分になっているのでしょうか。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

坂本健太郎委員長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 企業誘致費の旅費の不用額につきましては、企業訪問等々予定しておった部分につきまして、相手方の御都合と我々の都合が合致しなかった部分もございまして、半分の不用額が生じてしまったという形になってございます。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 新庄市に企業の方々にいっぱい来ていただきたいという趣旨がありますが、様々理由があったということなんですけど、不用額が出るのはもったいないと思っております。ぜひとも新庄に企業誘致してほしいという思いがあるんでしたら、積極的に使っていただきたいということでしょうし、市長をはじ

めとして積極的に使っていただいて、新庄に企業誘致をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、91ページになります。主要施策では10ページを開いていただければと思います。失礼しました、91ページから前の89ページになりますが、2款1項7目企画費の下段になります。

移住定住促進事業でございますが、たくさんの款におきまして地域おこし協力隊が新庄に来られております。その方々が、今回の一般質問でもあったとおり、なかなか新庄に定住していただけないということの一つに、新庄市でのスタートアップが足りないのではないかと感じておりますが、令和5年度において、移住定住をしてもらうためのスタートアップという款は、科目はどこにあるのか教えていただきたいと思います。

もしなかったら、商工だったり農林課、社会教育課だったり各課におきまして様々地域おこし協力隊の方がいらっしゃいます。その方が新庄市に移住したい、定住したいと思ったときのスタートアップは、令和5年度はどのようなになっていたのかお伺いたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 企画費における協力隊の予算につきましては、総合政策課で雇用しております移住ミッションの方の経費は予算化しております。

委員がおっしゃいました、特にスタートアップが遅いので定住に結びつかないのではないかという御質問でありましたけれども、総合政策課に限らず、各課で雇用しているところに予算が散らばっておりますが、いずれの予算におきましても初年度からスタートアップに関する経費は盛っておりませんで、それぞれ年間を通した取組に要する経費とか、会計年度の報酬でありますとか、そういった部分の必要経費を盛っ

ているというところになっております。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。

のってないのかなと思いますけれども、令和5年度にのってないとなれば、定住移住に資する方々が、ある程度、新庄で起業しやすい、暮らしやすい、スタートを新庄でやりたいという方を増やすための一つの案だと思いますので、一般質問での「定着率が50%だった」ということを踏まえれば、令和5年度はそういうのが足りなかったのかなと思っております。これは予算書にはなかなか出てこないことだと思いますけれども、この決算書を見ますと、新庄市に住んでいただきたい人を少しでもフォローする施策の一つだと思いますけれども、そこら辺の考え方、今回の決算書を見てどう思いますでしょうか、お伺いたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

坂本健太郎委員長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 協力隊の今の考え方、定住に向けた考え方ということでございますけれども、それぞれの科目、例えば亀綾織でありますとか、農業の後継者への移住の取組の方でありますとか、それぞれ所管する部門に盛っておりますと、先ほども申し上げましたとおり、確かに定住に向けた部分に要する費用というところでは盛っておりませんが、地域おこし協力隊を統括する課といたしまして、定期的に各課といいますか、毎月、協力隊のミーティングでありますとか、所管する課の担当者へのレクチャーみたいなものを随時行っておりまして、定住するに当たっての職員と協力隊員の関係性といいますか、相談体制をしっかりと、就職するのか、あるいは起業するのか、定住する意思はあるのかどうかという部分について、言葉は悪いですがけれども、ほったらかしにするので

はなくて、精神的にも寄り添って、協力隊はこちらに知り合いがない方がほとんどでありますので、最終的に退任後に定住していただくような形で取り組むような庁内でのそういった取組を進めております。

以上でございます。

16番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

坂本健太郎委員長 佐藤卓也委員。

16番（佐藤卓也委員） 分かりました。ぜひとも新庄に定住していただくような施策は令和7年度も含めてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 他に質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員、賛成ですか、反対ですか。

1番（佐藤悦子委員） 反対です。

13番（伊藤健一委員） 委員長、伊藤健一。

坂本健太郎委員長 伊藤健一委員、賛成ですか、反対ですか。

13番（伊藤健一委員） 賛成です。

坂本健太郎委員長 討論の発言を許します。

認定に反対討論として、佐藤悦子委員。

（1番佐藤悦子委員登壇）

1番（佐藤悦子委員） 令和5年度、2023年度一般会計決算に反対討論を行います。

評価すべき点は、最初に述べさせていただき

6月から高校3年までの医療費の無料化拡大、インフルエンザ予防接種への助成の拡大、6か月から中3まで1回につき1,700円の新規

助成、65歳以上の高齢者に助成額1,500円を1,700円に200円増額、新中部保育所の木造による建設計画、これは残念ながら設計のチェック不足から発注に至ってないことは誠に残念ですが、その計画の木造というところは評価したいと思います。

市単独による新規就農支援事業補助金として機械導入などの補助を行っていること、第3子以降の学校給食費の無償化、第2子の半額補助、令和4年度から実施している小中入学祝い金1人3万円支給、保育料の第2子半額、第3子以降、副食費も含めて無料化、重要文化財旧矢作家住宅保存修理、金沢地区の流雪溝の完了、また桜町地区での流雪溝整備推進も評価しております。

そのほかたくさんありますが、反対の理由を述べさせていただきます。

1番、正職員数が少な過ぎるということです。2020年度までの10年間で事務事業量は職員1人当たり1.24倍に増えています。それなのに本市の正職員数は減られ、指定管理、民間委託、民営化、臨時職員の増加などに替えられてきました。

2022年度（令和4年度）の財政状況類似団体比較カードというのがあります。これによりますと、人口1,000人当たりの職員数は、本市が7.16人、類似団体は10.69人です。人口3万2,000人で比較すると本市は113人も少ない状況です。

職員の給与はどうかと見ますと、人口1人当たりの職員給は本市が4万331円、類似団体は何と6万2,900円です。一方、市長の給与はどうかといいますと月11万9,710円高いです。議員報酬はどうかといいますと月3万9,600円も高いです。私は、それらを下げて職員採用に向けるべきだと思います。

公立保育所の正職員、また技術職員などが足りません。こなし切れない仕事で長時間労働と

なり、病気や早期退職となることは市民にとって大きな損失です。急激なデジタル化に対応できない市民一人一人に丁寧に寄り添った対応が職員には求められます。類似団体の職員を参考に正職員を増やす計画を持つべきだと思います。

2番目は、指定管理、民間委託、民営化、臨時職員の増加は問題だということです。労働者の低賃金、不安定雇用を増やし、地域の少子化、人口減少を自治体自ら加速させていることになります。

どの仕事も公務労働です。公務労働は住民の人権を保障する仕事です。専門性が求められ、専門性が尊重されるにふさわしい労働環境が確保されなければなりません。そのためにも労働者の賃金や労働条件は安定した待遇が保障されるべきです。

3番目は、自衛隊への18歳と22歳の青年の個人情報である名簿の提出は中止すべきだということです。自治体に応じる義務はありません。名簿を提出している自治体は現在1,068団体です。4割の自治体は提出していません。名簿を提出しない自治体に不利益な扱いはしないと、このたび7月に防衛省は回答しております。

4番目に、小中一貫校づくりの問題です。明倫小中一貫校は大規模建設となり、1者入札、しかも建設費用が上がり、約64億5,000万円となったそうです。少なくない事業費が市外へ流れ、建設に係る市の借金が大幅に増える原因となりました。

小学校は、季節ごとの地域住民の結束バンドとなっております。小学校がなくなったところは地域力が弱まり、例えば旧萩野小、旧北辰小という地域の防災拠点、災害避難所も失われて、市民は困っています。

小中一貫校は学校統廃合のためのものです。子供の足で通える小学校をなくし、子供から地域を奪うものです。小学校高学年としての大事なリーダー経験をさせられないという問題も重

要です。小学校や小規模校は統合すべきではありません。学校統廃合ではなく、小学校を残し、小学校、中学校それぞれの文化を大事にすべきと考えます。

教員を増やし、残業させ放題制度、現在はそうなっていますが、これをなくしていくことこそ、不登校や子供の自殺もない、どの子も楽しいと感じられる学校になるものと思います。

5番目に、マイナンバーカードの事実上の強制は問題だということです。行政のデジタル化は、行政が保有する個人のデータを企業に開放し、もうけの種として企業の利益につなげるためのものです。

国、自治体が持つ個人情報、公権力を行使して取得し、申請、届出に伴い、義務として提出されるので、企業が持つ顧客情報とは比べものにならない膨大な情報量です。このデータを利用するために行政のデジタル化が必要だと言って進めております。

行政のデジタル化の問題は、①プライバシー侵害の拡大、②住民サービスの後退、③マイナンバー制度の拡大、④官民癒着の拡大です。

マイナンバー制度という国民共通番号制の最大の狙いは、社会保障を自己責任の制度に後退させ、徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を削減していくことです。

総合的な住民サービスを後退させることとなるような職員削減は絶対に認めてはならないと思います。

6番として、国の悪政の防波堤となって住民を守る姿勢が重要だということです。自治体として最大限できることをしながら国や県に積極的に要望活動を行うことが重要だと思います。

市長は、生活に苦しむ市民や、市民のために働く職員、消防士も含めて一人一人の意見をよく聞き、市政に反映させていただきたいです。市民の暮らしを守るために、国や県に市長会な

どを通じて意見を積極的に述べていただきたいと思います。

物価高騰に苦しむ市民のために、まず必要なことは何か。消費税の5%への減税です。現在、世界では109か国で消費税、付加価値税などを減税しています。

若者の市外への流出を防ぐには、全国一律の最低賃金制度、そして暮らせる賃金への最低時給の大幅引上げだと私は思います。新庄は現在900円ということですが、アメリカは2,331円、ドイツは1,940円、イギリスは1,931円、フランスは1,860円です。地域によって最低時給が違う国は、日本と中国ぐらいしかありません。

物価高騰の中で大もうけを上げた大金持ちや大企業に、そのもうけに応じた税金の負担を求めることで、中小企業へ毎年2兆円程度の補助ができます。そうすれば全ての中小企業で最低時給1,500円の実現ができます。さらに消費税の引下げの財源も出てきます。

世界的な食料不足が今深刻です。いつでも食料を輸入できるという時代ではなくなっています。日本こそ、自給率を上げるために、あらゆる農業支援を行って農家が増えるようにしていくべきではないでしょうか。

危険な原発や化石燃料の輸入に頼るのではなく、急いで省エネ、再エネでエネルギー自給、そして二酸化炭素排出ゼロの日本にするよう求めていくことが必要ではないでしょうか。

また、武力では平和はつくれません。ロシアにもイスラエルにも、国連憲章を守れ、直ちに戦争をやめろと呼びかけましょう。アメリカと一緒にあって敵基地攻撃、先制攻撃をすれば、必ず報復攻撃を受けることになります。日本は全面戦争になり、私たちの大切な仲間、市民が危険にさらされます。軍事拡大ではなく、全ての国と命がけの平和外交を進めることこそ、憲法第9条を持つ日本の政治家の責任ではないでしょうか。

以上です。

坂本健太郎委員長 次に、認定に賛成討論として、伊藤健一委員。

(13番伊藤健一委員登壇)

13番(伊藤健一委員) 先週の一般質問の後、先ほどまで2日間にわたり歳入歳出の決算審議を尽くしました。皆様におかれましても大変お疲れのことと存じますが、賛成討論いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私から、令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

今、国際社会は、深刻化する紛争、政治の極端化、経済の不安定化、そして異常気象による自然災害や複合的な問題に揺さぶられており、国内に目を向けると少子高齢化や人口減少、温暖化や異常気象などの環境問題、頻発する大きな災害、また長期にわたるデフレ経済、エネルギー問題など幾多の困難に囲まれています。

我が新庄市においても、もはや当たり前となってしまう毎年の猛暑、さらには先頃の未曾有の豪雨災害、根幹たる地元の農業、商業の苦戦など多くの課題を抱えながら困難を乗り越えようと日々を送っております。

このような中、令和5年度決算につきましては、財政運営の健全性を確保しながら新たな事業や支援等に対応し、厳しい財政状況の中でも限られた予算で効率的に執行されたと判断いたします。

このたびの決算において、財政力指数の根拠たる実質公債費比率は7.1%と、前年度と同じ比率となっており、良好であると思います。

決算収支もまた実質収支額17億583万2,000円の黒字、単年度収支3億1,629万7,000円の黒字となっています。

また、財政構造の弾力性を示す指数の経常収支比率は96.5%となり、前年度と比べ2.6%上昇しており、非常に高い水準で財政的にとても

健全な状態であると言えるようです。

ただし、注意すべき点もあり、あまりに高い数字の場合、使い道が限定される可能性があり、住民サービスの向上や新規事業への投資が抑制されるなどの可能性もあるとのことなので、欲を言えば、使える財源を市政に十分に反映させ、市民の経済活力を活性化させる起爆剤として、アクセルとブレーキの上手な使い分けを目指していただければとお願いいたします。

一般会計の歳入は209億234万5,710円、歳出との差引き後13億8,024万3,622円で、実質収支から前年度実質収支を控除した単年度収支でも4億1,159万8,000円の黒字となっており、これは令和4年度、令和3年度とマイナスであったものが改善されており、非常に評価できることだと思います。

なお、不納欠損額は4,079万9,000円で前年度に比べ2,069万3,000円の増、収入未済額は3億8,159万2,000円で対前年度比2,797万6,000円の増加となっております。

引き続き収入率のアップを目指していただきたいと思いますが、どうしても市民の中には収入の問題から支払いが厳しいということがあっての未納ということになるとすれば、経済の活性化により、平均賃金の上昇、所得の向上を市側としても市民に向けて図っていくことが、回収だけではなくて、暮らしを豊かにすることに寄与する攻めの行政であることを望みます。

ここで、令和5年度事業について、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず、長引いた新型コロナウイルス感染症拡大による物価高騰等の影響を受けた地域経済や、住民、生活者に対し迅速かつ的確な対応で乗り切り、ほぼ回復したことは大いに評価されることだと思います。

特に、保健衛生総務費においては、前年度までは新型コロナウイルスワクチン接種関連等の事業に大きく予算を費やしておりましたが、こ

のたびは不妊治療費助成金により一定の成果が出たということで、大変すばらしい予算執行であったと思われます。

次に、ふるさと納税では、委託業者と連携してウェブ広告出稿を実施したり返礼品をより広くPRした結果、米や牛肉を中心として寄附金額13億3,334万4,000円と、前年度9億9,315万2,000円より34%の増となりました。財政基盤の大きな柱の一つとなった今、さらに当市の魅力を磨き上げて、今後の展開を期待いたします。

ちなみに、企業版ふるさと納税額は110万円で、前の年より金額は1億1,030万円減ですが、こちらは企業の経営戦略から頂く金額であることから、見込み想定が個人版と違い、難しいと言えますが、引き続き今後の取組に期待するところであります。

納税関係では、コンビニ収納1億678万1,000円は全体の24.7%、スマホ収納1,238万1,000円は同2.9%と、大きく伸びたことが挙げられるようです。

住民基本台帳等業務の住民票写しや印鑑証明書などのコンビニ交付件数も順調な伸びを示しており、現代の市民生活に即応した柔軟なサービスの提供ができており、さらに重要な施策になってくると思いますので、ますますの創意工夫、柔軟な対応をよろしくお願いします。

強いて課題を挙げれば、企業版ふるさと納税に関しては、さらに新庄市に好意を寄せていただくために、積極的な当市のPRを続けていただくことが大切かと思います。

また、北本町のアーケードに関しても、今後の改善対策の継続が必要かと思います。

総合政策や税務、財政、総務、教育、選管、統計など、どちらかといえば事務方の部門の方々や、農林、商工観光、子育て、福祉、環境、都市整備、上下水道など、市民の皆様に直結する部門の皆さん全員の丁寧な仕事の成果がこのたびの決算内容に現れていると思います。各事

業の遂行に当たって職員の皆さんが一丸となって業務に邁進していただいたたまものと、心から感謝と敬意を表します。

今後の財政運営に当たっては、これからの経済、社会状況の急激な変化に対応し、将来あるべき姿を実現させる施策を中期財政計画に基づいて、限られた財源の中で最大限の効果を上げられますよう、事業の精査を確実に行之、健全化に努めることを切にお願いいたします。

今後とも、二元代表制の下、議会と行政の真摯な議論をさせていただきたいと思いますので、そのことを申し上げ、賛成の討論といたします。以上です。

坂本健太郎委員長 ほかに討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 ほかに討論なしと認めます。
よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第36号令和5年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので電子表決システムにより採決を行います。
議案第36号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。
(電子表決)

坂本健太郎委員長 ボタンの押し忘れはございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 それでは締め切ります。
投票の結果は、賛成15票、反対1票、棄権ゼロ票。賛成多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第37号令和5年度新庄市国

民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

坂本健太郎委員長 次に、議案第37号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計、水道・下水道事業会計につきましては、歳入と歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 最初に、国民健康保険の加入者、世帯数についてお聞きます。

審査意見書の25ページと59ページの2つに国保世帯数4,154世帯とあります。一方、成果表の164ページの5を見ますと、被保険者証(1年)の世帯数が4,154、短期被保険者証(3か月)が99世帯、資格証明書、これは無保険ということになりますが、保険証がないという状態ですが18世帯、合わせると国保加入者世帯数は4,271世帯ということになると思うんですが、審査意見書の数字と成果表の数字が違うんですけれども、何か理由があるんでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 主要施策と意見書の相違については、申し訳ございませんが、確認して御回答させていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

伊藤幸枝監査委員事務局長 委員長、伊藤幸枝。

坂本健太郎委員長 伊藤監査委員事務局長。

伊藤幸枝監査委員事務局長 特別会計の決算審査意見書の25ページの国民健康保険給付の状況の数字であります。こちらは健康課から3月31日締めでいただいた数字となっております。また、税務課の数字もございまして、税務課の数

字は4月に入ってからの変動の異動分を含む数字となっておりますので、各課で捉えている数字が異なっているところがございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 承知しました。

次に行きます。

決算書201ページの1、国保税収入未済額7,395万9,453円についてですが、未納世帯は現年度で205件とありました。未納世帯の所得などの状況はどうでしたか。また、国保法第77条の立場で申請減免が適用できなかったのでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 未納者の所得階層ということでの御質問かと思います。

令和6年5月末現在になりますけれども、未納者のうち所得50万円未満の方が約3割程度おります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国保法第77条というのがありまして、国保税の減免ができるということが書いてある法律ですが、申請減免によると思いますが、申請減免が適用できなかったのでしょうか。できる方はいらっしゃらなかったのでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 申請減免につきましては、申請の件数はありませんでした。

なお、減免というよりは、軽減措置として所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置がございますので、所得に応じた軽減措置は図られているものと捉えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 私としては、これだけ国民健康保険税の未納の方が多いというのは、やはり重過ぎる税金ではないかという認識が必要だと思うんです。それで、所得が50万円未満ということは、おおよそ年間50万円未満で生活している方なんだろうと思います。そういう世帯が国保税何万円も払えるのかということがあるような気がします。そういう意味では、所得が少ない方々に対して厳しい税金になっているという認識が必要ではないかと思うんです。

次に行きますが、成果表164ページの5、資格証明書18世帯と載っております。これについてです。

資格証というのは10割負担になることです。これでは、保険料を払えない方なのに、医者代が10割負担ならまして払えないわけですので、医者にかかれず重症化し、実はかえって、いよいよ重症化して病院にかかったときには大変な医療費が新庄市にかぶさってくるというか、そういうことになります。そういう意味で、本当は全ての人に保険証を交付すべきでないかと思うんです。本人に会って事情をお聞きしたでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 資格者証の交付に係る御質問にお答えいたします。

資格者証につきましては、本市の要綱に基づきまして、前年度納付の10分の2以下、また過去2年間、10分の3以下に該当される方に対して弁明書の提出を求め、審査委員会を開催し決定したところでございます。

資格者証の交付に当たりましては、納税相談等様々な機会を確保しながら、それでもなお納付が進まない方、連絡の取れない方、そうした

方々に対してやむを得ず措置しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

坂本健太郎委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

健康課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 先ほど佐藤委員の御質問の中で被保険者世帯数に関する御質問についてお答えいたします。

被保険者数、成果表162ページでは4,154世帯となっております。また、164ページの被保険者証の交付状況につきましては一斉更新の令和5年7月末現在の世帯となっておりますので、合計した右側の4,271世帯は令和5年7月末の人数となっております。最初は3月末の世帯数となっておりますので、こちらは何日現在かというところを今後記載させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 承知いたしました。

次に、先ほどの資格証についてなんですが、本人に会って事情をお聞きしましたか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 納税相談ということで、税務課と共に健康課でも常時窓口を開設し、短期・資格それぞれの世帯の方に対して聞き取り等を行っておりますが、面談させていただいた中で

も納付が進まない方、また先ほど申し上げたように様々な手段を講じても連絡が取れない方、また連絡に応じていただけない方、そうしたやむを得ない方に対して交付させていただいております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 連絡できないという方は相当苦しい生活を強いられているか、大変な生活をしている、閉じ籠もりなのか分からないし、どこか仕事で、夜に仕事に行くのか分かりません。それほど厳しい生活をしているがゆえに連絡が取れないということがあると思うんです。そういう意味では、こちらはそういう苦しい人に寄り添って、日曜日でも夜中でも行って、どうしたんですかと声をかけて、何か困っていることがあれば言ってくださいと、そういう感じで行けば、もしも役立つことを、情報を伝えることができれば喜ばれると思うんです。大変だと思います、この仕事は、集金するのは大変ですから、これが会えないというのはとても大変ですから。これを誰がやれるかといったら市職員だからこそできることであると思うんです。ぜひ会って、その事情を聞いた上で、病気なんかになっていけば、すぐ保険証を出すからと言えば飛び上がって喜ぶと思うんです。そういう優しい言葉をかけられるのは市職員だと思うんです。そういう努力をしていただくよう、どうですか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 未納となられている被保険者世帯につきましては、訪問等によって生活状況などを確認しながら丁寧にお話を伺って対応しているところでありますので、つなぐべき部署等があればそちらにつなぐことをしております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） もしも税金を払っていただくというときに、1,000円でもいいからと言うと少しほっとするかもしれないです。そういう対応をしているのでしょうか。ぱっと出されて、何万円になりますと言われたときには、今まで払えなかった人にとっては目まいがするとか、話を聞けないとか、そういう気持ちになるのが目に見えるんです。1,000円でもいいからと言っていただけるだけで、何といい市役所だと思うのは間違いないと思うんですけども、どうですか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 訪問に伺った際にはいろいろお話をお聞きしながら、対応できるところは対応していくことになるかと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そして、できるだけ資格証明書という無保険になる方がいないように努めていただきたいというお願いです。

次に、ここに関わって、医療費負担の窓口減免というのが国保法第44条にあります。本市の実績と現状はどうでしょうか。適用範囲の拡充、申請手続の簡素化なども考える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 国保法第44条に基づく医療費の窓口負担の減免につきましては、本市では新庄市国民健康保険一部負担金免除及び徴収猶予に関する要綱を定めており、そちらに基づいて実施しておりますが、これまで令和5年度におきましても実績はございません。

広報等につきましては、窓口のパンフレット

やホームページ等で制度に関しての広報に努めているところでございます。

適用範囲の拡充、申請手続の簡素化につきましては、現在のところ要綱に沿った対応ということで、考えてはおりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国保法という法律で医療費の窓口減免があるということを市民は知らないし、なかなか市職員もそういうのがあると御案内する場面が少ないように思います。だから令和5年度はなかったんだと思います。

どうか生活保護になる前に、利用できるものがあれば、ああ、そうかと喜ぶような気がします。そういう意味では、そういうものがあるという広報に努めていただくということで、お願いいたします。

次に、219ページの2、保険給付費、予算を見ますと3億714万円増加しております。この主な理由はどんな理由なんでしょうか。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員、ページは。

（「219ページの2」の声あり）介護のほうですか。（「間違っていましたか、失礼しました」の声あり）

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変失礼いたしました。

審査意見書で51ページ、52ページの3、これは間違いないですか。

51ページ、52ページ、3の県支出金と5の国庫支出金が増えているという見やすい数字がありました。この理由は何かあったのかということで、お願いします。今後の見直しなどお願いします。

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後 3 時 2 0 分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 失礼しました。

国庫支出金、県支出金の増加の要因につきましては、被保険者数は減少しておりますけれども、前期高齢者に係る医療費の増、お一人当たりの医療費も増加しているために増額となったものでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今後の見通しなんです、国保の国庫負担の増額を国に要望して、財政の安定化になるように、また今お話しのように、高齢者になりますと誰もが医療費が増えるのが当たり前の状況です。そういう方がいるのが国民健康保険会計ですので、医療費が増えるのは当然だと思うんです。そこを支える意味で国保への国庫負担の増額が必要ではないかと思うんですが、どう考えますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 国庫負担の増額の要求につきましては、委員御指摘のとおり、今後、本市国保会計のみならず、国・県の分析におきましても医療費の増加が見込まれているところでございます。全国知事会、全国市長会等から国への財政支援を求めているところでありますので、今後、本市におきましても要望してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。
決算書207ページの1の1の1、オンライン

資格確認等システム運営費負担金17万6,820円についてです。マイナ保険証の利用割合はいかがでしたか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 マイナ保険証の利用率に関する御質問でございます。

新聞報道等では全国の7月末の利用率は11.13%という報道がございました。本市におきましては令和6年7月現在で13.08%ということで、国の利用率を上回っている状況です。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） マイナンバーカードのみの方、マイナンバーと保険証が一緒になっている方、どちらも持たない方に分かれると思うんですが、それぞれの人数、総合政策課長あたりは分かるでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 それぞれの利用率につきましては、県、本市とも割合は算出しておりませんので、よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） マイナ保険証で受診しようという方がこれから増えていくと思われませんが、実はマイナ保険証を持っていると市から見られた方は、紙の保険証がなくなったとき大変だと思います。マイナ保険証は5年で期限切れとなるわけです。病院に行ってから期限切れとなった場合、車を持っている方はすぐに市役所に行って更新できるかもしれませんが。そのほか、高齢者、障害者、また付添いが必要な方などは非常に困った状態に陥ると思われるんです。病気になるでもすぐに医者に行けない、行っても何かいろいろと問題が起きて、保険証の期限

切れみみたいなことになったりして、病気になってもすぐに医者に行けないという方が増えてくることが想定されませんか。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの質問はマイナ保険証の課題についてであると思いますが、今回は国民健康保険特別会計の決算ですので、決算についての質疑をよろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 以上のような問題があるということを知っていただきたいというか、皆さんに考えていただきたいと思います。

次に、成果書の163ページの4に歳入歳出差引額が出ています。4億2,749万円となっています。また、決算書212ページの6の1の1を見ますと基金積立金が1,000万円となっております。そして、審査意見書30ページの5に国民健康保険基金が載っておりまして、これが4億9,877万円です。

これらは黒字額だと私は思いますが、計算してみると私の計算では9億3,626万円という黒字になっております。今後の見通しをどう考えているか、お願いします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 主要施策、決算に係る御質問と基金に関する御質問をいただきました。

繰越金と基金については別々に考えていきたいと考えているところでございます。昨年度も申し上げておりますが、本市におきましては過去に3億7,000万円の基金が2年で枯渇したことを踏まえて、5億円を目標に積み立てるとしたものでございます。取り崩すことなく運営しておりますので、安定した運営が行われているものと思っておりますので、現在のところ基金を取り崩す考えはございません。

また、決算における歳入歳出差引額4億

2,700万円があるということでございますが、こちらにつきましては令和6年度への繰越しとなりますけれども、その隣の表を見ていただきますと昨年度は4億6,000万円の繰越しということで、繰越金も減っていくこととなります。

今後の見通しにつきましては、昨年度、本市の運営協議会におきまして、不足分につきましては繰越金を活用することとし、税率をそのままにするという答申を受けておりますので、今後の子供の均等割減免であったり医療費の増加に対応する不足につきましてはこちらの繰越金を活用してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 国民健康保険税は、加入者から見ますと、所得が低くても、なくてもかかってくる高い税金です。

こういう中で、一方、新庄市の大事な柱として子育て支援というのがあると思います。子育て支援で新庄市に移住したいという人が増えてほしい、これは全員が思っていることだと思いますが、そこで16歳から18歳までの均等割をゼロにできるのではないのでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子供の均等割軽減につきましては、国の法定減免につきましては未就学児、6歳未満の方を半額というのが国の制度でございます。

本市独自の支援としまして、15歳、中学校3年生以下の方の均等割全額を免除しているところでございます。

委員の御意見の18歳までの拡充につきましては、こちらも全国市長会、知事会等で、国の未就学児に対する半額免除を拡充するべく要望しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 子供を持っていますと高校までの医療費無料化は非常にありがたかったです。さらに、これから大学に行くかもしれないと考えると震えるような思いがしますが、本人も借金するかもしれない、あるいは親はどうやってそのお金を、高等教育の負担を捻出するかというので、どの方も悩んでいることだと思うんです。それほど日本の高等教育機関の負担は重いのです。

そういう意味では、22歳まで、大学卒業ぐらいの年齢まで均等割をゼロにするという自治体も出ていて聞いております。それを目指して、子育てに支援する新庄市だと言えるような施策として、私は均等割をまず第一歩18歳までゼロにすべきと思うんですけれども、市長、子育て支援という立場でどう思いますか、最後にお聞きします。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子供の均等割減免、本市独自の施策につきましては、県内どこでも実施していない施策でございます。また、全国的に見ましても数少ない施策であると認識しておりますが、特に多子世帯につきましては寄与していると感じているところでございます。

子育て支援施策につきましては、そうしたところから運営協議会でも評価いただいているところでございますけれども、国保会計の中で実施している点を御理解いただきたいとともに、医療費の増加に伴って財政も厳しくなっておりますが、運営協議会では、税率改正に加えまして、答申の中で健康づくり事業、そういったところに努めるという御意見も頂戴しておりますので、お子様から幅広い年代の方々の健診であつたり、お子さんを含めた啓発、そういった

ところの事業にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 医療費について1件お尋ねしたいと思います。

資料は成果表162ページになります。

3番の医療費になります。

ここに（1）として医療費と被保険者1人当たりの額というのがあります。一般被保険者のうちゼロから64歳、65歳から74歳とありまして、令和5年度、4年度とありまして、右側に増減率というのがあります。それぞれ7.9%、1.6%、12.3%と、比較的大きな伸び率かと思って見たところです。

医療費の伸びの原因について、自分なりに考えてみました。昨年10月から県立新庄病院が新しくきれいになりまして、診療科目も27科に増えたということで、いわゆる初年度効果といったこともあって医療費が増加しているのかなと思ったところです。

また、厚生労働省で出している医療費の統計を見ますと、外来、入院、調剤等といった区分がある中で、調剤の伸びが一番大きくなっておりました。医療費の伸びについてはどのように捉えておりますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 医療費の伸びに関する御質問にお答えいたします。

成果表にあります令和4年度との対比でございますが、御承知のとおり、令和5年5月から5類に移行したということもございましたので、受診控えの跳ね返り、また医療機関におきましてもコロナ禍で診療体制を縮小していた機関が市内でもありましたので、そうしたところが通

常体制に戻ったというところが要因であろうと思います。

県立新庄病院の改築、診療科目が増えたというところは特に影響とは考えておりません。

また、委員のお話のありました調剤の伸びにつきましては、今後とも医療の高度化というところは言われておりますので、高額な医薬品の開発により、調剤に係る費用が増えているというところは国においても分析しているところがございますので、こうした増加は今後も見込まれるかと推察しております。

以上です。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） そうした令和5年度の状況を受けまして、令和6年度に入っているわけですが、今後、医療費抑制に向けて、主にどのような対策をしていますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 医療費抑制のための対策という御質問をいただきました。

成果表の164ページに医療費適正化の対策の実施ということで4項目ほど挙げさせていただいています。重複受診等のそうしたところの啓蒙啓発やレセプト点検、ジェネリック医薬品などの啓蒙啓発に努めているところであります。

あわせまして、ぜひかかりつけ医を持っただいて、日頃から医療相談に乗ってもらえまうというところも啓発したいと思います。小児の救急電話相談や高齢者の電話相談も周知してまいりたいと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第38号令和5年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

坂本健太郎委員長 次に、議案第38号令和5年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号令和5年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第39号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

坂本健太郎委員長 次に、議案第39号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

7 番(山科春美委員) 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番(山科春美委員) 3点ほどお聞きいたします。

最初は227ページ、1款1項1目の介護認定専門員報酬のところと、2つ目が233ページ、ねたきり老人おむつ支給事業費について、これは2款6目1項です。次が239ページで4款3項7目の生活支援コーディネート事業委託料についてです。

最初に、介護認定専門員報酬等のところなんですけれども、介護認定専門員は何人いるのかということです。その後、介護認定に至るまでに介護認定審査会とかあると思うんですけれども、市民から、介護認定までに至る時間が長いということを数人から聞いたことがありますので、教えてください。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、

横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 介護認定専門員の御質問でございますが、認定専門員ということで、医療関係、介護関係、その他福祉部門の専門の方を委員として委嘱しております。現在は5名の5班体制で認定審査会をしています。

以上です。

7 番(山科春美委員) 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番(山科春美委員) 時間がかかるということなんですけれども、5名の5班体制でやっているということなんですけれども、そのあたりについて教えてください、時間の流れについて、お願いします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 介護サービスを使いたいという方がいらっしゃいましたら、市の成人福祉課の窓口もしくは社会福祉協議会にある包括支援センターで申請していただきます。申請を受けまして、その方の状態を調査するわけですが、調査した後に、その方が通院していらっしゃれば主治医の先生から意見書を頂くことになります。主治医の先生からの意見書が時間を要する場合がございます。

また、現在、毎週1回、45件から47件を審査しているんですが、毎週1回やっているんですが、月に一度だけ週2回調査しております。というのは、申請件数が年々増加しているということと、申請から認定まで時間をあまりかけないということと、審査会の回数を増やしているという状況でございます。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 申請する方も増えているということで、御苦労をおかけしていると思いますけれども、待っていらっしゃる方もいて、時間もかかるという声もありましたので、一生懸命頑張っていると思いますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

次のところなんですけれども、ねたきり老人おむつ支給事業費ということで、市町村特別給付費というところなんですけれども、こちらの対象と事業の内容についてと、昨年度よりもこの事業費が増えているようなんですけれども、その要因について教えてください。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 ねたきり老人おむつ支給事業の御質問でございますが、対象の方といいますと、在宅で常時失禁状態にあり、低所得者世帯の65歳以上の寝たきりの方を対象としております。

支給額が増えているということでございますが、支給の形態も様々ございます。規格品で十分足りる方、または介護度が重くなって枚数が増加してしまう、必要な枚数が増加してしまう方もいらっしゃいますので、増加しているというとうそういうことが要因になっているかと思っております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 令和5年度は前の年から比べて急に増えていると思いましたのでお聞きしました。そういった方も今後増えてくると思いますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

最後に、生活支援コーディネーター事業というところで、こちらも毎回聞いているところなんですけれども、介護になる前の介護予防というのがすごく大事だと思うんですけれども、そのために、地域の支え合いの推進員として生活支援コーディネーターをする方がいるわけなんですけれども、昨年同様、498万9,089円が委託料ということなんですけれども、現在、新庄市では何名いらっしゃるのか教えてください。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 生活支援コーディネーターの御質問でございます。

新庄市社会福祉協議会の地域包括支援センターへの委託としてやっている事業でございますが、地域支援コーディネーターは現在1名で事業を進めております。

以上です。

7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。

坂本健太郎委員長 山科春美委員。

7 番（山科春美委員） 介護予防をするに当たって、支援員の方々とか、新庄市では1名ということなんですけれども、他の市町村では2名とかがいて、そして相談し合って、どうやったら介護予防につながるかということを話し合っているところもあるようですので、介護予防の充実のためにすごく大事だと思いますので、1名ということで、前に聞いても1名ということだったんですけれども、こういったところを増やしていただけたらと思います。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 介護保険決算書219ページの1で収入未済額514万6,897円、現在の保

保険料未納者数は別の資料で148件、現年度分だけでは74件とありました。

介護保険料が年金から天引きされない方がいらっしゃる中で、その方がそのまま払えないままずっとなくなってしまって、介護をいよいよ受けることになったときには3割負担ですと言われて、保険料が払えないままにいるために利用料が3割負担になるという大変な目に遭っている方がいらっしゃいますが、この負担で利用できる人、あるいはそう言われて利用を諦めた人の人数はどうでしょうか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
横山 浩。

坂本健太郎 委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険料が納められなくて、介護サービスの利用を諦めた方は何人いるかという御質問でございますが、その方が本当に利用しなかったのか、諦めた人数というのは把握しておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、3割負担になって利用している方は何人おられますか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
横山 浩。

坂本健太郎 委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 申し訳ございません、手元に資料を準備しておりませんでしたので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 介護保険料を納めてなかった、そしていよいよ介護になってしまって、今度介護を利用しようとしたら3割負担と言わ

れ、ええっとなって結局放置される。保険料が払えない、介護保険も利用できないという方は放置されることになるんです。自分がそういうことになったらと考えたら恐ろしいことではないかと、人間としての自分の尊厳が壊れてしまうというか、そういうことになるのではないのでしょうか。そういう意味では、介護保険料と利用料の減免制度、こういう方々に必要ではないかと思うんですが、どうですか。

津藤隆浩 税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎 委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩 税務課長 それでは、介護保険料について回答させていただきます。

介護保険料につきましては、所得に応じて賦課しておりまして、令和5年度では9つの区分で保険料を賦課させていただいておりますので、所得に応じた保険料の賦課と認識しております。

以上です。

坂本健太郎 委員長 暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後3時53分 開議

坂本健太郎 委員長 休憩を解いて再開いたします。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
横山 浩。

坂本健太郎 委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 利用料の減免ということでの御質問でございますが、利用料につきましては、この間の豪雨災害等緊急事態が発生した場合の対応とかで一旦減免を受けられるということとはございます。

また、事業所においても、利用料の減免といえますか、納付の猶予でしたりそういう対応をしているということをお聞きしておりますので、もしそういうことがございましたら、相談していただければ対応していただけるかと思ってお

ります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

決算書の232ページ、2の7の1で特定入所者介護サービス費1億2,767万5,000円ということで、これは予算どおりです。

特別養護老人ホーム入居者のことだと思いますが、入居者数、そして待機者数、新庄市民で何人ぐらいになっておられるのか、把握しておられたらお願いします。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 特別養護老人ホームへの入所者数と待機者数という御質問でございますが、今年8月末現在での集計になりますが、市内3か所の特別養護老人ホームの入所者は225名ということでございます。

待機者でございますが、老人ホームに申し込んでいる方と重複している方もいらっしゃいますので、3か所で延べ177名となっております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 重複しているかもしれないといっても177名というのは大変な数字ではないでしょうか。これは施設が本当に必要だという状況になっていると思うんですが、どう思いますか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 申し込んでいる方の中には、介護老人福祉施設等に現在

入所されていて、状況に応じて、空きが出た、もしくは特別養護老人ホームに移動したほうがいいというところで移動するケースがございますが、大体は特老まで行かずにそのまま介護老人施設で過ごされる方もいらっしゃいます。そういう方の数も含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、待機者数、申込み者の数が多いということでございますが、令和6年度から3年間の介護保険事業計画で事業を実施しているわけですが、特別養護老人ホームの必要性につきましては現計画の中で対応できるという判断で実施しております。御理解ください。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なぜ特別養護老人ホームに申し込んでいるか、その理由はどのように把握しておられますか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 1件1件を具体的に把握しているわけではございませんが、いわゆる要介護状態、介護が必要になってきて、そろそろもしくは将来的にということで申し込まれているのが大半ではないかと推測しています。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なぜ将来的にとか、そろそろとか、特別養護老人ホームに申し込んだんでしょうか。今現在の施設で満足していれば別に申し込むことはないと思うんです。なぜ特別養護老人ホームなのか、どう考えますか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、

横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 私が申し込んでいるわけではないので、何ともその辺はお答えしづらいんですが、その方の状況、世帯の状況で様々あると思いますので、何ともお答えできないところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 施設に入所している方が、なぜ別の特別養護老人ホームを望むかという理由は、なるべくその方の年金の範囲内で特別養護老人ホームが設定してくれている状況があるんじゃないかと思うんです、利用料を。どちらかというと特別養護老人ホームでない有料老人ホームなどのほかの施設は負担が重いというか、そう聞いております。そういったことと併せて、サービスなどがやはり違うんだと思います。そういう意味で、ついの住みかとして安心して特別養護老人ホームに申し込んでいると思うんです。そういう経済的なこと、サービスの内容などから申し込んでいる方が177名にもなっていると思うんです。

そういう意味では、今まで介護保険料を年金から天引きされてきたわけです。取られてきたわけです。それなのに、願っている特別養護老人ホームに入れないというのは詐欺じゃないかと私は思うんです、市民から見れば。そういう意味では施設整備を考えるべきだと思うんですが、どうですか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 待機者数でしたり利用料についての御意見をいただいて

おりますが、施設が必要ではないかということでも市独自で特別養護老人ホームを設置することはできませんので、現在考えておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 残念ですが、次に行きます。

226ページの1の3の2で認定調査費56万6,000円ということになっておりますが、介護認定者数は2,075人と出ておりました。その中で障害者控除対象者認定証の該当者数はどれぐらいでしょうか、そして発行数は。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者控除対象者認定証の発行数という御質問でございますが、令和5年度におきましては42件の発行になっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この認定証の発行数は少ないんじゃないかと思うんです。というのは、ほかの県内の進んでいるところでは介護認定者の6割ぐらいが該当して、発行数が非常に多い市や町があります。なぜこれの発行数がこんなに少ないのでしょうか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 数の多い少ないに関してはどういう捉え方をしているかわからないところでございますが、あくまでもこの発行数というのは必要な方の申請に基づい

て当課で発行しているものになっております。
以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この知らせ方が全く該当者に伝わってないんじゃないかと思うんです。障害者控除認定証の該当者数は、ほかの市や町の多いところの状況を聞くと6割ぐらいの方が該当して、発行されたものを使っている、申告に使っているという話を聞いています。

市内でもこういう方がおられました。息子さんが社会保険だと。親が75歳以上になったので社会保険の扶養から外れると言われて、そのままになっていたようです。これはもしかしたら皆さんの中にもいらっしゃるかもしれません。そのままです。そのままだから、親を扶養に本当はできるんです。税務課長はよく分かると思いますが、親を扶養にできるし、親が介護状態であれば障害者控除認定証をもらって障害者の控除ができて、息子さんは払い過ぎた税金が戻ってくる状態になるんです。そうじゃないですか、税務課長。（「休憩」の声あり）

坂本健太郎委員長 暫時休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時05分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後4時06分 休憩

午後4時16分 開議

坂本健太郎委員長 休憩を解いて再開いたします。

成人福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほど佐藤悦子委員の3割負担になった人数という御質問で、令和5年度は11名となっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 障害者控除認定証の該当者数、認定証の発行数が42件と非常に少ない状況です。これは、市民の皆さんが知らないまま税金をいっぱい払い、サービスを受けられない状態にいる方がたくさんおられると思います。そういう意味では、障害者控除対象の該当者で認定証をもらえるような方を見つけ出して、増やして、ぜひ節税に使っていただきたいということで、節税すれば、さらに所得税を払ってないとなれば、おむつ支給の対象になったりするし、サービスが違ってくるんです。

そういう意味で、多くの方に知っていただいて、サービスを利用しやすいように、そしてなるべく楽しい老後を送れるように、親を支えられるように、そうやっていただきたいということをお願いします。ぜひ、答えがあれば。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 昨年も周知、広報が足りないのではないかと御意見をいただきました。

当方としましては、市報、おしらせ版、ホームページ等を活用しながら周知徹底していきたいと思っております。

また、介護を受けている方の一番身近な相談先といいますか、ケアマネだったりするわけですが、機会を見てケアマネの会議等で情報提供をさせていただきたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

次に、審査意見書の51ページと52ページに、国庫支出金が前年比でマイナス2,403万2,530円、5に支払基金交付金がプラス1,158万円、6として県支出金が940万9,624円となっておりまして、国庫支出金がかなり減り、その他が若干増えているということですが、この理由などありましたらお願いします。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 こちらの増えた理由、減った理由ということでございますが、介護保険事業計画の事業費の中での動きでございます。ですので、会計内での調整ということで、こういう形になっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、審査意見書の55ページと56ページに地域支援事業がありまして、4の1に介護予防事業費マイナス133万4,609円、2に一般介護予防事業費マイナス106万7,751円、2の2に介護予防サービス等諸費マイナス7万9,149円、これに共通しているのは介護予防かと感じるんです。どうしてこれらが減ったのか、理由が分かればお願いします。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほどの質問と重複する部分がございますが、単年度の事業計画の中で利用の増減があったため、調整

として精算させていただいている形になります。

考えられる理由といたしましては、令和3年度から3年間の事業計画の最終年度でございます。御存じのとおりコロナ禍ということで、施設利用者の利用控え、施設の閉鎖等が要因しているのではないかと考えております。この事業にかかわらず、施設利用に頼る部分が多いものですから、感染症が広まった場合はどうしても利用が伸びないと分析しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地域支援事業は総合事業などと言われて、市の負担の事業だと聞いております。ヘルパーのもらう報酬、賃金が低く抑えられている理由が地域支援事業に言えると思うんです。8割とか聞いたんですが、そういうことでやってらっしゃいますか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、横山 浩。

坂本健太郎委員長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 もし8割に抑えられている、減額になっているということでございますと、ただ単に8割に抑えているということではなくて、どうしても利用される回数だったり日数だったりで低くなっていると分析しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） コロナ禍で利用が減ったためと受け取りました。

次に、今年4月から、介護報酬、特に訪問ヘルパーの介護報酬を下げられたことで、人手不足と施設の倒産、そういうことが相次いでいると聞いています。そうすると、利用者の数はそんなに減ってないので、利用できなくなる人が

増えるということが今後多く出てくるような気がします。そういう点について、今の現状というか、訪問ヘルパーのサービスの利用状況というか、どうですか。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は令和5年度の決算ですので、決算の審査についての質問をよろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。

コロナで事業所もヘルパーも本当に大変だったと感じています。さらに、今年度から報酬が下げられたということで、地域のヘルパー派遣の事業所が次々倒産していると言われていて、市内で経営している人たちは大変苦しいと言われております。そういう意味では、そういう人たちの声を聞いて、倒れないように、報酬を元に戻してほしいとか上げてほしいとか、ぜひ言っていただくように要望して、終わります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第40号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

坂本健太郎委員長 次に、議案第40号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書244ページの1の保険料で収入未済96万9,830円というのが載っています。収入未済の方の状況とといいますか、年金額などお願いします。現年分では人数が29人、合計51件ということは把握しております。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 保険料を未納されている方ということでの御質問かと思います。

令和6年5月末現在になりますけれども、滞納されている方の所得階層を見てみますと、50万円未満の所得階層の方が全体で5割、約54%の方が50万円未満の所得となっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） こうした方々、年金の少ない方々には、福祉の利用を勧めたり、あるいは減免とかあってもいいと思うんですが、どうでしょうか。

津藤隆浩税務課長 委員長、津藤隆浩。

坂本健太郎委員長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 減免や軽減措置については県の連合会が判定することになりますので、市においては申請の受付業務となっております。
以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 令和5年度において、市が申請を受け付けた方はおられますか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 令和5年度実績で減免申請の実績はございません。
以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 税金を集める、収納する立場から、申請すれば減免できるんじゃないかという例はありましたか。

佐藤朋子健康課長 委員長、佐藤朋子。

坂本健太郎委員長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 令和5年度実績はございましたが、減免措置にかかりましては、これまでコロナ減免、また令和2年7月豪雨災害の減免措置がございました。
以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 討論なしと認めます。よって、

討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

坂本健太郎委員長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 それでは投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、棄権ゼロ票。賛成多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第41号令和5年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

坂本健太郎委員長 次に、議案第41号令和5年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書10ページの2の（1）現金預金というのがありまして、8億9,427万3,588円とあります。これは前年比で約4,504万円増加しております。その増加の理由は何でしょうか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの佐藤委員の御質問にお答えいたします。

現金預金の増額につきましては、令和5年度におきましての資本的支出につきまして、事業費が減額したことによりまして、全体的に収益が増額したというところでの結果であります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民は物価高騰で大変苦しんでおり、これがどこまで続くか分からない状態です。そういう意味では、基本料金の引下げで、物価対策として市民を支援するという立場で支出してはいかかと思うんですが、今後についてどうでしょうか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 水道料金につきましては、利用される皆様からの負担をいただきまして水道事業を経営しているわけです。そういった中で、毎年度、給水収益も落ち込んでいる現状でありまして、我々の水道事業につきましても厳しい経営をしているところであります。そのようなところも御理解いただきたいと思います。

なお、引き続き経営努力を重ねていって、現在の料金体系を少しでも維持していけるような努力を続けていきたいと考えております。

以上であります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 苦しいと言われましたけれども、例えば会社というイメージで、水道料金という売上に匹敵するほどの黒字額が現金預金としてあるというのは、これは決して、会社として売上に匹敵するぐらいの黒字があるというのは苦しいとは言えないと思います。それよりも、市民が物価高騰の中で何を削った

らいいか、何を食べたらいいか苦しんでいるわけですから、そこを市として応援するほうに少し考えてもいいのではないかなと思うんですが、もう一度お願いします。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 引き続き同じような答弁になってしまいますけれども、営業利益自体が年々減少している、人口減少等がありまして、売上げ自体も減少傾向にある中で、そのほかにも今後施設の更新とかということも当然必要になってきます。そのための準備資金ということで現金を確保しているという状況でありますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

以上です。（「分かりました」の声あり）

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 工事状況ほか3点についてお願いします。

まず最初に、資料は決算書の14ページです。

令和5年度新庄水道事業報告書の（イ）工事状況のところですが、これの中ほどになります。漏水が繰り返される城西町及び若葉町地区において配水支管286メートルの布設替えを行いましたとあります。

前回の送水管の布設替えはいつだったのか、どのようにして漏水を見つけたのか、漏水の主な原因はどういったことかについてお願いします。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいま亀井委員から、漏水が繰り返される箇所状況、布設した年度と、その原因、その情報、どのようにして発見したかという内容についての質問にお答えいたします。

まず、発見につきましては、ほとんどが地元

の住民からの通報といえますか、連絡をいただいて現場で確認したというパターンがほとんどであります。

城西町地区につきましては、昭和50年と52年に布設されておりまして、約50年ほど経過したポリエチレン管になっております。平成23年頃からこの沿線で計7回ほどの漏水の修繕を繰り返し行っていることから、布設替えを実施したところであります。

若葉町地区につきましては、昭和32年に布設された給水管で、約65年以上経過したポリエチレン管という状況になっております。こちらにつきましては、平成19年頃からこの沿線で計10回ほど漏水の修繕を繰り返し実施してきたということがありましたものですから、配水支管の布設を実施したというところであります。

原因につきましては、両方とも耐用年数40年を経過したということで、経年劣化によることが主な原因であります。

以上であります。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 今後ですけれども、人工衛星による漏水検査の実施等も検討をしていただきたいと思います。

2つ目と3つ目です。

今度は決算審査意見書の12ページになります。

こちらの中段になりますけれども、県広域水道受水費は、読み上げますけれども、「平成30年度から新たな給水協定を締結し、2億9,449万6,000円の支出となり、営業費用の32.2%を占めている。今後も動向を注視し、中期的な見通しの下、継続的な負担軽減に取り組まれない」とあります。

軽減の見通しというのはどういう感じなんでしょうか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 継続的な負担軽減についてどのようなことが可能であるかという内容だと思います。

新庄市の水道につきましては、皆様御承知のとおり、最上広域水道から、新庄市、金山町、真室川町の1市2町で受水している状況でありまして、主な水源としましては神室ダムから浄水された状態での水を供給していただいているという現状であります。

現在、県も負担軽減策ということで、繰上償還に伴う支払利息の低減を図ったりとか、また隣接する神室発電所を導入しまして、それに伴う売電の収益等により企業体の利益を確保しながら、受水団体に対しての受水費の低減を図っていただいているという状況でありますので、今後も引き続き、令和9年度に料金改定等も予定されておりますけれども、また引き続き低減していただけるように、県に要望していきたいと考えております。

以上であります。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 同じく12ページの一番下の段落です。「水道は、常に安全で安心な水道水を安定的に継続供給することが求められる、生活に重要なライフラインである」とあります。

まさに私もそう思いますけれども、ここ1年ほどテレビ等でPFAS（有機フッ素化合物）による水道汚染が全国的に報道されております。新庄市ではどのような状況でしょうか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 水道水の受水元であります県広域水道では、金山町にあります採取場で年4回検査を実施している状況であります。

国の基準値として50ナノグラム未満を示されている状況でありますけれども、これまでの検査では5ナノグラムで10分の1ということで、

基準を満たしているという状況で、今までこの数値を超えたということはありません。

以上であります。（「終わります」の声あり）

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 討論なしと認めます。よって、

討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号令和5年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第41号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

議案第42号令和5年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

坂本健太郎委員長 次に、議案第42号令和5年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について、質疑ありませんか。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） 意見書の結びなんです

けれども、「下水道は、市民の快適な生活を支え」云々、そして「将来にわたり、市民に対し良質で安全・安心なサービスを提供できるよう」とございまして、「経営基盤の一層の健全化を」云々と。

端的に申し上げますと、都市計画税を払っていても、何で来ねんだべやという箇所が結構あると思うんですけども、その辺の認識と、それらに対する、市民に提供するお考えはどのように認識しているのでしょうか。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの小嶋委員の質問にお答えいたします。

都市計画区域の中で、特に用途地域等の箇所につきましては最初の認可エリアで当初から整備した地区であります。ほとんど一般的な公道と言われる県道とか市道部分につきましては、ほぼほぼ整備は完了していると考えております。

ただ、生活道路と言われる、いわゆる個人名義の土地とかそういったところであれば、私道の整備、下水道の整備という形になるものですから、どうしてもその辺についてはいまだに未整備という地区は確かにありますけれども、要望があれば、計画しながら順次整備していったという状況であります。

以上であります。

18番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

坂本健太郎委員長 小嶋富弥委員。

18番（小嶋富弥委員） そういう希望をかなえるために言うんですけども、面的整備がないとできないということなんでしょうね、現実的には、公道から離れた私道云々。でも都市計画税を払っているわけですから、ひとしく受けたというニーズがあるでしょう。その辺の説明は、もし希望があったら説明はどのようになさっているか、もう少し待てとか、そういったケースがいっぱいあると思うんですけども、そう

いう場合の手当てはどのようになさっているか、どのように希望をかなえるか、もう一回、悪いけれども、時間が押して、早く終わりたいんだけれども、ごめんなさい、お願いします。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 基本的に、生活道路につきましても、地元の要望があれば、地上権を設定したりとかそういった手続が必要になってくるものですから、その辺も踏まえながら、あとは接続、整備したらすぐ使っていただけるかどうか、その辺の条件的なところも若干あるんですけれども、それが合致している地区であれば基本的に整備してきたというところであります。その後も、地区の要望があつて、要件もある程度緩和できる範囲であれば整備していった、使っていただきたいと考えております。

また、整備の内容について説明を受けたいということであれば、出前講座といった提供もしておりますので、御連絡いただければ対応したいと考えております。

以上であります。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

坂本健太郎委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 56ページの2の（1）にまた現金預金が載っていて、びっくりしましたが、2億440万6,196円ということで、これは前年と比べて8,918万5,796円増加しております。

その理由をお聞きし、さらに、今後、正職員を増やして技術の継承が必要と思いますが、その点についてどうお考えか、お願いします。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの佐藤委員の質問にお答えいたします。

先ほどの上水道と内容的に同じになりますけれども、事業的にも少なくなってきたというこ

とと、こちらにつきましても同じように維持的な部分といいますか、施設の更新も水道事業と同じようにこれから発生してくるわけでありますので、そういった意味で、現金預金もストックしておかないと次の更新に備えることができないということで対応している状況でありますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

坂本健太郎委員長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 技師職員の採用ということでございますけれども、私どもも採用につきましてはこれからも継続して募集をかけていきたいと思っているところです。

今年度につきましても、上級は終わりましたがけれども、これから初級ですとか初級土木、状況によりましては追加募集なども考えていきたいと思っているところです。また、社会人卒も考えていきたいと思っております。

技術職の不足については認識しておりますので、今後も継続して募集をしていくつもりであります。

以上です。

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人委員） 委員長、亀井博人。

坂本健太郎委員長 亀井博人委員。

2 番（亀井博人委員） 1点についてお願いします。資料は、意見書の21ページになります。7の財務分析のところ です。

下の財務分析表に11項目が掲載されておりますけれども、その中の3つに「健全性を欠いている」という表現がありましたので、取りあえず、はしょって読みます。

「固定資産対長期資本比率は、望ましいとされるのは100%以下とされており、資本投下が過大と言える」というのが1つ目です。

2つ目です。「短期債務に対する支払い能力

を表す流動比率は100%を大きく下回っており、支払い能力が著しく低下していることを示している」と。

3つ目です。「企業債元金償還金対減価償却費比率においても100%を大きく上回っており、償還能力が非常に低いと言える」という意見がありました。

なお、11ページにあります水道事業については「いずれも健全」という評価がなされておりますが、実際はどうなのでしょう。

阿部和也上下水道課長 委員長、阿部和也。

坂本健太郎委員長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの亀井委員の質問にお答えいたします。

令和5年度の決算では、営業費用などの収益的支出につきましておよそ8,138万円、企業債の元金償還などの資本的支出につきましては3,694万円ほどということで、合計1億1,832万円ほどとなっております。

財源といたしまして使用料収入から約2,077万円、こちらの差引きとなります不足額につきましては一般会計からの繰入金を受けておりまして、それによって賄われておる状況でありまして、一般会計にすごく依存しているという状況であります。

そのような状況の中で、施設の老朽化によりまして、施設の更新費や修繕費などの維持管理費も年々増加している状況であります。

まずは安定的な経営を目指すため、また公共下水道との負担の公平性を図るため、令和5年11月分の使用料の請求分から、使用料を今までの人数制から公共下水道と同じような従量制に切り替えまして、収入の確保につなげてきているという状況であります。

さらに、今後の予定になりますけれども、今の認可エリアの中で、これから国道13号の東側に若干伸びていく予定としております。関屋地区の整備をしていきますと、近くにあります山

屋の農業集落排水については公共下水道に接続する形で施設を統合しながら、維持管理費、さらには老朽化した施設の整備費用を適正に計画しながら、経営の健全化と安定化に努めていきたいと考えております。

以上であります。（「終わります」の声あり）

坂本健太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 ほかに質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号令和5年度新庄市下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坂本健太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 議

坂本健太郎委員長 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶申し上げます。

令和5年度決算の認定等7件の審査についま

しては、不慣れな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑の下、審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見等につきまして十分精査され、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時59分 閉議

決算特別委員会委員長 坂 本 健太郎